

系燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)稼働に向け
新規基準に適合したとする審査書案を了承した
とする事に対するパブリックコメント

私は六ヶ所村出身。すでに故郷を離れて50年近くになり
ますが、子どもの頃は自然豊かな牧場。酪農家の家庭で育ち
ました。今でも姉夫婦や知人、友人が住んでいます。

そんな故郷に突然核燃料再処理工場の出来。毎年子
ども連を連れて里帰りするたびに警ろっていました。

使用済み核燃料。使いみちのない核のゴミを戻へ運び試
験するたびに事故や故障がくり返され。完成することなく現在
に至っています。

すでに老朽化しているのでは無いでしょうか？

再処理工場は海外でもいくども事故を起こしており。系発
以上にリスクが高いと言われています。運転が始まると。環境
中に多くの放射性物質を日常的に放出されてしまいます。

村民を危険な目に合わせることは絶対許しません。
やめろ下ろし。反対します。

0525F001

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審

査書（案）に対する意見提出

住所

氏名

連絡先 電話

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審

査書（案）

意見/理由

<該当箇所> 2頁 2行目

再処理事業者に再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要

求している

<内容>

技術的能力とは言えないかも知れないが、日本原燃は以下の能力に欠けている。

再処理工場がフル稼働するとプルトニウムが7トン/年 発生するとされている。

プルトニウムは米国政府と日本政府間で、現在の保有量を増やさないという約束をしている。

発生するプルトニウムの削減ができないと、再処理工場の稼働はできない。

プルトニウムはMOX燃料にして、原発の燃料として使うことになっているが、原発の稼働が進まないため、プルトニウムの削減の見通しが立たない。

日本原燃が、MOX燃料によるプルトニウムの削減の技術以外に有効なプルトニウム削減技術を持たないと、再処理工場の安全が確認できても再処理工場は稼働できない。

このことを指摘すべきと考える。

日本原燃六ヶ所再処理工場

動かさずして済む。

活断層の上に立っているところの非常な危険。地震が来ると花畑の如く。一刻も早く

止めよう。

（本場エネルギー）

原燃が180億充分電費は足りていない。(出口抑制) 以上。世界の自然エネルギーの流布に逆行

する。やめよう。

子ども達に美しい地球を残してほしい。原子力が大変な思いでいる以上、20年以上負債を残す

はありせん。

0527F001

「六ヶ所再処理工場」に関するパブリックコメント

新型コロナ禍のなか、何故この時期に「六ヶ所再処理工場」にゴーサインなのか、と思います。

すでに「もんじゅ」の廃止措置は決定し、核燃サイクルは破綻しています。当然「六ヶ所再処理工場」は役目を終えています。それでもこのような「審査合格」というのはどういうことでしょうか。国民を巻き込んだ議論を提起するのが筋だと思います。

「六ヶ所再処理工場」による被曝は、相当なものであると言います。

さんは「原発が一年で放出する放射能を一日で放出する」といいます。「これ以上の被曝はダメ」ということが、未来世代に対する大人世代の最低限の責任の取り方だと思います。

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見

IV-1. 2. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策に問題がある。

高レベル廃液のシビルアクシデント対策として、沸騰に至るまでの11時間内に可搬型機器類を設置、稼働して沸騰を防止できるとしている。しかし、実際、地震、津波などによる壊滅的状況でそのような短時間で対処できるのか、福島第一原発事故の例から見てもはなはだ疑問である。しかもこの結論は、規制庁が冷却期間を4年から15年に変更するという、基準をクリアしやすくした結果と言える。

トリチウム等に対して放出基準がない。

六ヶ所再処理工場から放出される汚染水中のトリチウムの年放出管理目標値は9700兆ベクレルである。これは福島の13倍を1年間に放出することになり、これを容認することは非常に問題である。

六ヶ所再処理工場において再処理技術が完全に確立しているのか疑問である。

高レベル廃液のガラス固化はうまくいかず、現在かなりの量の原液がそのまま残っているという危険な状況である。

また、以前から度重なる事故が続いており、その原因や対応が速やかに公表されていない。このような状態で申請を許可することは非常に疑問である。

脱原発の民意にもかかわらず、再稼働推進の政府の政策に基づいた六ヶ所再処理工場に対する規制庁の審査は、上記の点だけでも非常に緩い。本来、規制庁に求められる、原発やその関連施設の安全性を厳しく審査するという目的から大きく外れている。規制庁の在り方そのものが問われていると言える。

以上

0604F001

宛先

原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
宛て FAX: 03-5114-2181

案件番号 198020202

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に 関する審査書 (案)」に対する意見提出用紙

応募意見

住所

氏名

連絡先

電話

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書 (案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

規制委員会が「核燃料再処理工場 (青森県六ヶ所村) の操業開始に必要な新規制基準に「適合した」とする審査書案を了承する判断 (案)」に反対し撤回を求めます。

<内容>

前述の通り、規制委員会の新規性基準の「適合」判断 (案) に反対し、撤回を求めます。

理由

- ①危険性や管理困難で根強い地元や国民の反対意見多数。しかもトラブル続出で事業計画継続すら困難である。
 - ②再処理技術が未確立で危険性高く管理が困難で重大事故おこす懸念がある。
 - ③核燃料サイクルの要とした「高速増殖炉もんじゅ」が廃炉し、サイクル計画そのものが破綻しており、再処理工場建設の必要性がない。
 - ④管理のできない原発、撤退への決断が必要。核燃料サイクルを断念して、廃炉作業の安全対策にこそ力を尽くすべきです。
- 以上の理由から、「適合」判断を撤回し、審査対象とすること自体不必要です。

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

~~←該当箇所> 頁 行目~~

核燃料再処理の基本的問題

<内容> 日本にはフルトニウムは不要であるため、日本原燃再処理工場の建設はしてはならない。(別紙に詳細)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(1)

10-3
①

<内容>

今、日本はプルトニウムを国の内外に46トン余りも保有しているではないか。新たに製造する意義は果してあるのか。

先日の報道によれば、内閣府原子力委員会が「プルトニウム保有量を減少させる」という指針を踏まえ、プルトニウム再処理に必要なたんぱく質だけ再処理する対応を求めたという。

しかし日本は原爆6千発分の約46トンのプルトニウムを国の内外に保有し、国際社会から懸念を抱かれています。高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉が決まり、プルトニウム再処理は進まず、核燃料サイクルは破たんし、プルトニウム減少は見送られます。

即ち再処理は一切行わず、プルトニウムは消費のみでも、プルトニウム減少は進まないのです。今や再処理はすべきではないのです。

しかも、原発再稼働したとして、プルトニウム再処理を行う原発でプルトニウムを消費するとしても、現在のウラン価格では、プルトニウムより安いプルトニウム1グラム使用すれば、ウラン使用に比べ40ドルの損をすることになる。

こうして、再処理工場建設には、今やあきれ返るばかりの^{次の}不合理がある。

- ① 再処理工場は放射性物質の放出や事故の大きな危険のリスクを伴い、かつ巨額な費用がかかる。
- ② 製造されたプルトニウムは使い道がなく、将来莫大な費用をかけて廃棄することになる。又ゴミとして排出されるガラス固形化された高濃度放射性廃棄物は、使用済ウラン燃料より危険で、廃棄するのに費用がより莫大になる。
- ③ プルトニウム再処理で使用するプルトニウムは1グラム当たり、ウランより40ドルも高くなる。

以上の不合理から考えて、日本原燃(株)再処理工場は建設すべきではない。

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
<該当箇所> 31頁 行目	
<内容> C.i.dの最後に、「第四紀後期更新世以降の活動はない」と評価した)があるが、これに絶対大地震が起こらない保障にはならないと考えます。	

他に活断層がある可能性あり。2011年の福島第1原発の様なことは
 <記入方法について> 起こらうと考えます。⇒危険な再処理事業は中止すべきです。

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

<宛先> 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部 御中

住所

氏名

連絡先

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

① 熟練者の不在

<内容> 1993年に工場の建設に着工し、2006年からアクテラ試験に入っています。ところが08年に国産技術で開発したガラス固化施設でつまずいたまま今日に至っています。この再処理工場はフランスのアレバ社(当時)から基本設計などを輸入し、試験当時、フランスの技術者が帯同してオペレーションなどを伝えたが、彼らはこの昔に帰国。長期にわたる停止で、技術者の不在となり設計、設備など工場の全体を知る人目もいない。フランスに研修に出しているとはいえ、こんな状態で運転を強行すれば、事故や大事故に進展しはうリスクが高い。

② 福島事故の反省なし

<内容> 福島原発事故は自然現象によってもたらされた。地震大国であり火山大国でもある日本。地震や火山による複数の設備が同時にクラッシュした場合の対応が十分に考慮されているとは言いがたい。また航空機落下問題や暴風による航空機の衝突などの想定も甘いと言わざるを得ない。規制委員会は火山噴火による降下火砕物について層厚55cmを想定した。これは再処理施設は安全を保つことができるとしているが、あはそリアリテカない。そんな状態で作業員による吸気フィルターの交換の継続が可能とは到底考えられない。長期に亘りかもしない全電源喪失状態も想定されていない。

③ 大量の放射能放出

<内容> 規制基準適合審査上の問題があるのに加え、それに収まらない問題がある。その一つが環境への深刻な影響だ。再処理工場からは桁違いに多量の放射能を大気や海に放射する。たとえば、福島第一原発の汚染処理水ではタンク内に含まれるトリチウムの量が860兆ベクレルと特定されているが、それが再処理工場の年間放出管理目標は9千兆ベクレルだ。セシウム、ヨウ素、プルトニウムといった放射能も放出される。厚労省では敷地境界(排水口)での放出基準が定められている。だが再処理工場はこの基準がどうやってクリアできるのか、この適用を放棄し、沖合5キロまでパイプを延ばして海中に捨てている。そして最も影響を受ける人の年間被ばく線量が1ミリシーベルト以下であるはずなのに、適用審査申請では22マイクローベルトという計算結果を示している。

アグリス試験中に大気中に勢よく噴き上げて放出した希ガスが風の流れる方向のため風下から戻り再処理工場を検知した。このことを考えれば、海への放出も期待通りに薄まるとは限らない。

大気や海洋に放出された放射能は環境に蓄積し、現在および将来の世代に影響を与えることになるだろう。絶対に許めることではない。

④ 事実上の経営破綻

<内容>

日本厚燃が六ヶ所再処理工場を建設し運転をする財政基盤や収支見直しといった「経理的基礎」があるかどうかは形式的には審査され形式的には経理的基礎があるとされている。しかし、これは再処理を何らかの形で継続しようと経済産業省が「使用済み燃料の再処理等の実施に関する法律」を改定、成立させ（16年）再処理の必要費用を払出金として使用済み燃料が発生した段階で徴収することにしたため、原子力事業者が再処理から撤退しないように、「使用済み燃料再処理機構」を認可法人として設立し、再処理の義務をこの法人に課した。日本厚燃は同機構と契約し再処理事業を継続する。

日本厚燃は08年から金く動いで支払いにもかかろうが、この間毎年2000億円を超える再処理事業収入がある払出金制度によってこれが可能となっているおかげで、将来に備えた貯金を食いつぶしていった状態だ。

機構は再処理工場とMOX燃料加工の総事業費を15.4兆円と算定している。これだけの費用をかけて製造するMOX燃料は5200t。再処理及び燃料製造が公算通りに行われることを前提としている。実は燃料1tあたり約30億円の価値となりウラン燃料の30倍もの費用を払って再処理を継続することになる。こんな事業が経済的に成立していくはずがない。後に残るのは使用済み燃料と使用者

2. MOX燃料である。後者はいつまでか、後の世代に²³³Uを
回すことになる。

再処理からの撤退こそが合理的で、正当な判断だ。

原子力規制庁核燃料施設審査部門
原子力規制委員会 様

日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に係る書面による意見提出

住所:
氏名:
連絡先: tel&fax

日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子力等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。

①稼働すれば、日常的に放射性物質を放出し、健康被害を生じるリスクを高める

六ヶ所再処理工場は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大量の放射能を排出する。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合 8 km 地点まで引かれた放水管から海に放出される。大気中には、クリプトン 85(半減期 10.78 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出する。

これは「原子力発電所が 1 年間で排出する量」に匹敵。この巨大な放射能をたった 1 日で放出。それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることになる。放出された放射能は消えることなく空と海の両方に広がり、東北地方はもとより東日本全域が放射能汚染の直接的な脅威と恐怖に曝される。放射能は食物連鎖によって生態濃縮され、人間が摂取する際には数万倍～数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になった。環境はもとより健康被害のリスクを高める再処理工場の稼働はするべきではない。

②事故によって壊滅的な被害が生じる

故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル批判』の中で、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、その内臓放射能 1%が外部放出する事故を想定。気象条件によって、被曝 1mSv 圏は東京・横浜を越え、名古屋辺りまで達すると環境評価を行った。地震、津波、火山爆発、さらに航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故の発生は否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではない。

③再処理による核のゴミは不要な廃棄物であり、生み出す必要はない

処分方法や処分先の見通しが立たない中で、再処理稼働だけ進めて、使用済み燃料はどうするのだろうか？高レベル使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなるが、それと同時に巨大な低レベル放射性廃棄物が発生する。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の燃料の約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約 7 倍の発生が見込まれる。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもある。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となり、これらを合わせると、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍の廃棄物を生み出すと

いう試算もある。これらすべては再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はない。

④莫大な費用負担を強いる政策である。包括的で丁寧な議論を尽くすべき

1993年着工、操業開始後40年の六ヶ所再処理工場の総事業費は13.9兆円、同村で建設中のMOX燃料工場分も含めれば16兆円超。政府がもくろむ第二再処理工場の建設費用も含めると総額で30兆円を超える計画である。こうした費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369年まで続くことになっている。係る費用すべてが私たちの電気代で賄われるということは広く周知徹底されるべきである。4年前に「もんじゅ」の廃炉が決まった。国は新型高速炉開発を目指す姿勢を固持するが、技術的にも財政的にも見込みは薄い。核燃料サイクル政策は計画そのものがすでに破綻している。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきである。

⑤余剰プルトニウム問題および核燃料サイクルは破綻したことを受け入れ、撤退すべき

プルトニウム保有量削減のために導入されたプルサーマル計画であったが、当初2010年の16～18基で実施の見込みは大幅に下回る。現在プルサーマルを行っている原発は4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度。MOX燃料コストはウラン燃料の10倍以上、燃料の需要そのものがない。もはや再処理に経済的利点がないのは明らか。国は核燃料サイクルが破綻したことを受け入れ撤退すべきである。

⑥東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき

福島第一原発事故の放射能汚染は自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えた。福島原発周辺の11万人という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、多くの人々が被曝の恐怖に日々曝されながら暮らしてきた。野菜、原乳、魚などの食品から放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けている。

「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人々だけではなく、全国の、さらに地球規模の問題である。原発や核燃料サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みに囲まれた持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択に強く反対する。

以上

0608F001

宛て F A X : 03-5114-2181

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門御中

2020年6月8日

住所

電話・FAX

団体名

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業の変更許可申請書に関する審査書 (案)

意見/理由

日本原燃六ヶ所再処理工場について、原子力規制委員会は5月13日、新規制基準に適合すると認める審査書案を了承しました。しかし、すでに核燃料サイクル政策は破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。私たちはこのような国民のいのちと人権を踏みにじる審査書案の了承に強く抗議し、これに基づく再処理工場の工事再開に反対します。

再処理工場は、全国原発から集めた使用済み核燃料を硝酸で溶かしたうえで、プルトニウムとウランを回収する施設です。人が近づけないような高レベルの放射性廃液を出します。フル稼働すれば、年7トンのプルトニウムが生じます。しかし、すでにもんじゅは廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻しています。国際的にも日本のプルトニウム保有に厳しい目が注がれています。

再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済み MOX 燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見/理由
 <該当箇所> 頁 行目 大地震への備えについて
 最近、日本列島の各地で中、小規模の地震が続いている。
 <内容> エネルギーの多い日本で大地震が起こると、再処理工場にも
 大きな被害が及ぶと、耐震設計基準以上の可能性もあり得る。
 旧制度の450か所で設計・建設された建屋は耐震性を確保できていない
 のではないかと思っております。

＜記入方法について＞

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住 所	
氏 名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	別紙にて
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

2020年6月8日

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」 に対する意見

私たちは 「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として埼玉県で活動している生活協同組合です。

2011年3月11日 私たちのグループ生協エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下 福島第一原発）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

そのような中、日本原燃株式会社再処理事業所（以下 再処理事業所）における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）（以下 審査書案）は、①原子炉等規制法第44条の2第1項第2号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を的確に遂行するに足りる技術的能力があること）②同項第4号の規定（再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること）で規定されたことに対し適合しているかどうかを審査した結果として2020年5月14日に公表されました。

再処理事業は、1989年3月30日に事業申請され1993年4月28日より若工されましたが、様々な要因により長期間に渡り完成時期が延期されています。また、建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖炉（型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止（廃炉）が決定されています。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、広く論議の場を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な脱炭素概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」（26～106ページ）では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が連続して発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所内の移動支障、外部交通の途絶などにより所内の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（296ページ）では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

2/2

2/2

FAX.03.5114.2181

(様式2)

原子力規制委員会 宛 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	<該当箇所> 頁 行目 <内容> 別添

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）が、新規基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。しかし、核燃料サイクル政策はすでに破たんしており、工事再開をさせることは国民を危険にさらすばかりではなく、さらなる国税の膨大な浪費を認めることとなります。私たちは、このような危険な放射能を垂れ流す核施設の工事再開に強く反対します。

六ヶ所再処理工場は、トラブルと設計見直しを繰り返し1997年の完工予定から何度も延期してきました。プルトニウム利用の前提である高速増殖炉開発は、すでにもんじゅの廃止決定によって不可能になっています。

日本原燃は2021年度上期完工の目標を変えてはいませんが、24年も延期されてきた工事はもはや計画とは呼べず、これ以上の国税投入は、納税者として許されません。

日本は、核兵器廃絶の点から約46トンもの余剰プルトニウムを保有することに対して、国際的な非難を浴びています。また、生産コストの高いMOX燃料は「商業」的に成立しません。現時点での再処理工場の総事業費が13兆9,400億円と見積もられていますが、そのツケは、高額な電力料金として、私たちに押し付けられています。これ以上の負担は消費者としてできません。

再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済みMOX燃料も最終処分方法が決まっていません。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開する道は、核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。

2020年6月9日

(様式2)

原子力規制委員会 宛て 御中
(03-5114-2181)

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	別紙のとおり
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

20/06/09/火 15:04

FAX番号:

P. 002

<審査書案には触れられていない項目に係る意見>

1. 本件審査の手続的違法性について

<意見>

本件審査手続は、原子力規制委員会設置法が要求する委員会の中立公正性を欠いているから、違法無効である。

<理由>

(1) 事業変更許可申請の補正の経緯

2014年1月7日本件事業変更許可申請（以下「本申請」という）がなされ、2020年5月13日の最終審査会合までの間に、同年5月30日を第1回として20回にわたる補正が繰返され、最終補正書に対して規制委員会の本審査書案が作成され、取りまとめがなされた。

(2) 補正の根拠と限界

原子炉等規制法などの現行法令に、本申請に対する補正を認める手続規定は存在しない。

申請内容中の不明瞭な点、疑問点、誤字などの単純な誤りがあれば、申請内容を確定させる観点から、釈明を求めるのは当然の措置として容認されて然るべきである。

すなわち、補正にはおのずから限界があり、補正は上述の範囲に限定されるべきであり、規制機関である規制委員会が申請許可の方向に誘導したり助言することは厳に慎むべきである。規制委員会に対し、原子力規制委員会設置法第1条が、中立・公正な立場を堅持して審査に当たることを要求しているゆえんである。

従って、審査及びそのまとめである審査書案の作成は、申請事業者と規制委員会の共同作業であってはならない。規制委員会はあくまでも確定した申請内容の適否を審査する規制機関であり、その権限を超えて申請内容の訂正・変更を促すような言動は厳に禁じられている。

(3) 補正内容

然るに、規制委員会は、前述のように20回にも及ぶ補正を受け付けた。

しかも補正内容は、当初許可申請内容の大幅な変更となっており、当初内容との同一性は完全に失われている。

審査書案が、規制委員会の助言と誘導によって作成された最終補正書を審査対象としたものであることは、審査書案の下記記述中に、「当初、申請者は・・・

関し・・・と、想定して」「当委員会は、・・・説明を求めた。再評価するよう求めた」とあることから、争いようのない事実である。

審査書案から重大な論点についての不正補正の項目を以下に列挙する。

- ① 12頁 使用済燃料の冷却期間の変更（1～4年→4年～12年）
- ② 34・39頁 出戸西方断層の断層長さ、地震の見直し要求
10km→11km
Mw6.4→Mw6.5
- ③ 火山噴火について
 - 81頁 十和田・八甲田山の巨大噴火の評価方法の見直し
文献調査→地球物理学的観点からの再評価
 - 82頁 八甲田山の最後の巨大噴火以降の最大噴火規模の個別評価の見直し
10万年前以降→約40万年前以降
 - 84頁 再処理施設への火山事象（降下火砕物）の影響評価の見直し
最大層厚約12cm→55cm
- ④ 151頁 重大事故の網羅的な検討
152頁 重大事故の同時・連鎖的発生の検討
- ⑤ 161頁 臨界事故における放射性物質の放出量低減に係る対策の検討
- ⑥ 173頁 蒸発乾固事故の沸騰に至った場合における事態の収束に向けた対策。
・有効性評価の範囲を超えた検討について
- ⑦ 184頁 水素爆発事故における水素掃気量の確保
- ⑧ 262頁 放射性物質の放出抑制対策の柔軟性

(4) 審査の違法性

よって、このような経過を辿ってまとめられた補正書に対して行われた適合性審査及びその成果である本審査書案は原子力規制委員会設置法第1条の委員会の目的に違反し違法・無効である。

2. 高レベル廃棄物の最終処分

(1) ガラス固化体（以下「固化体」という）

再処理施設が計画通りに稼働すると、1トンの使用済燃料から1.25本の固化体が製造されるから、800トン再処理を前提とすると年間1000本の固化体が発生する。

他方、施設の貯蔵能力は7920本（東棟2880本+西棟5040本）であるから、最終処分場が決定して搬出が行われない限り、貯蔵建屋はわずか8年弱で満杯となる。

固化体は、最終処分場へ搬出埋設される計画である。国は青森県知事に対し、「青森県を最終処分場にしない」旨の確約をしているが、最終処分場探しは難航し、文献調査にさえも入れず、仮に本格稼働時に応募があったとしてもNUMOの発表によると調査だけで20年間、建設に10年、搬出開始までに30年の時間を要する計算になる。従って、再処理施設稼働から8年以後に製造された固化体の搬出は物理的に不可能となる。青森県がなし崩し的に事実上固化体の最終処分場になるおそれをどのように回避しようとしているかについて、疑問と不安が残る。高レベル廃棄物の処分問題が審査対象とされた形跡はないが、再処理事業遂行の前提問題であり、後世に「核のゴミ」の負担を引継がないという倫理の観点からも審理を尽くすべきである。

(2) 使用済燃料

政府の計画では、使用済燃料は全量再処理を原則としている。しかし、原子力委員会は余剰プルトニウム非難を受けて、再処理施設での再処理削減方針を打出した結果、未処理の使用済燃料がプールに大量に滞留する事態を避けられない。しかも、使用済燃料の最終処分方策は検討の緒についたばかりで、このままでは、施設が使用済燃料の事実上の最終処分場になるおそれがある。

(3) まとめ

以上のように、高レベル廃棄物の最終処分問題を審査の対象から外し、何らの検討もせず対策を講じない規制委員会の本件審査及びその過程には看過し難い過誤・欠落がある。

3. 損害賠償能力

福島第1原発事故の賠償額は既に約8.6兆円の巨額に上り、今後も増加（2.2兆円）の見込みである。再処理施設の原子力損害賠償費用の措置額は1200億円である。

再処理施設は原発と比べて、内包している放射線量は圧倒的に多く、いったん事故が起きると原発と比べ物にならない甚大な被害と損害賠償が要求される。上記損害保険金では到底賠償し切れない。

再処理施設での事故による賠償費用は、再処理機構ではなく、事業者の日本原燃になると説明されているが、同社の支払い能力は極めて貧弱であり、被害住民に対する

十分な補償と被害回復は不可能である。

日本原燃に全損害の賠償責任を尽くさせるための法的措置が必要である。

本件審査は、この点についての検討を欠いており違法である。

4. 原子力防災と立地評価の不備

(1) 原子力災害対策指針は策定されているが、規制委員会は地方公共団体等が策定した原子力防災計画の内容及び実施の有効性についての具体的な審査を行わない。従って、防災指針は絵に描いた餅で実効性がない。

(2) 再処理施設の原子力災害対策重点区域の範囲は、施設から概ね半径5kmを目安とし、この区域を全てUPZ（緊急的防災措置を準備する区域）としている。

しかし、この指針は、以下の理由から明らかに不合理である。

① 基準2.8条の重大事故などに伴う緊急事態の発生に備えて、本指針は避難、屋内退避、ヨウ素剤服用などの予防的措置を講じることを要求しているが、これだけでは、周辺公衆（住民）に対する被ばくの防護措置としては極めて不十分である。本指針は住民に対して被ばくの強要を容認していると言わざるを得ない。

② 本指針は全面緊急事態における被ばく範囲を過小評価している。

国内外の再処理工場では多数の事故・トラブルを繰返しており、このうち「ウラルの核惨事」がもたらした放射能汚染範囲は幅約9km、長さ105kmに及ぶ帯状の広大な地域に拡散した。また被ばくの範囲、被害の甚大性については、専門家（ 氏など）や研究機関（西独ケルン原子炉安全研究所、グリーンピースなど）が最大想定事故の評価を公表している。

これによると、指針の「半径5km」はあまりにも過小評価と言わざるを得ない。

③ 六ヶ所村は、2020年1月1日現在人口1万250人（世帯数約4,500）で、再処理施設の半径約5km圏内には、同村の町役場、公民館、病院、小中学校、銀行、商店などが立地する市街地とそれを取り巻く居住地で構成された尾駸地区（人口約1,000人）が含まれる。

また、本件施設から直線距離で約3kmの地域に、日本原燃の職員住宅、リープ・ショッピングモールという商業施設や文化交流プラザスワニーが存在する。

このように、半径5km圏内には、非居住区域（公衆が原則として居住しない区域）及び低人口地帯（人口密度の低い地帯）もしくは人口密集地帯が存在する。

④ 以上から明らかなように、本指針の定めは、実効性ある防災対策からは程遠いものであり、これをもって、立地審査指針で要求する低人口地帯の設定が不要に

なつたと解することはできない。

- ⑤ 青森県は本指針を受けて青森県原子力防災計画を策定したが、実際の避難は、避難道路、輸送手段、受入れ施設、情報伝達などの確保に深刻な不足と不備があることから難航が予想されている。しかし、住民避難計画を含む原子力防災計画の実効性についての審査、検証は規制委員会に義務付けられていないため、実際に緊急事態が起きたとき、指針に沿った有効な対応ができない。時々行われる住民避難訓練において、その不備と欠陥が具現化している。本件施設周辺は人口密集地帯と低人口地帯で構成されているにもかかわらず、本指針の適用によって、重大事故発生からそこに住む住民の被ばくを防止できないことは明白である。

以上のように、原子力防災対策が実効性を持たない以上、住民を被ばくから保護するためには、本件施設との十分な離隔をとる法制度上の措置による安全性評価がなされる必要があるが、そのような措置・対策は講じられていない。

<原子炉等規制法に規定する許可の基準への適合について>

[別紙1]

1. 1号要件について

<意見>

審査書案は、再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認めたが、プルトニウムの余剰状態が解消される見通しが無い現状に鑑み、再処理施設の稼働はプルトニウムの軍事利用の危険性を払拭できない。

<理由>

- ① 法令及び政府の原子力利用計画によると、上記審査書案の認定に沿った記述があるが、これはあくまでも建前にすぎず、以下に述べるように余剰プルトニウムの実態及び政府見解に照らすと、本審査書案は明らかな1号要件違反である。
- ② 政府のプルトニウム余剰対策は、必要量の保有から利用目的名目での保有に変遷したが、現在は必要量の保有に逆戻りしたうえ必要最小限に削減する方針を打ち出すに至った (H30.7.31 原子力委員会決定)。

ところで、六ヶ所再処理工場が本格稼働すると年間6.6トンのプルトニウムが累積してゆくが、第5次エネルギー基本計画下のプルサーマルで、この抽出量を全量消費することは不可能である。

現在再稼働が認められたプルサーマル原発はわずかに4基(玄海3、伊方3、高浜3、4)にすぎず、消費量は年間2.3トンにとどまる。ただし、審査中の6基を含めると6トンまで増加すると見込まれている。

3.11福島原発事故以前に稼働したプルサーマル原発は9基にすぎず、政府の計画である16～18基には遠く及ばず、事故後許可申請が出されて審査中の6基についても全く見通しは立っていない。

プルサーマルの最大のネックは、安全性の問題のほかにMOX燃料の安全防護措置がウラン燃料の8倍高額であること、価格も9倍と高額(1本9億円)であることなどである。

このように、プルサーマル計画でプルトニウムを削減することは現実論として極めて困難もしくは不可能な状況にあり、審査書案はこの現実を看過し、消費の具体的裏付けを欠いたまま政府と事業者の画餅的主張を真に受けて、1号要件を了承したものである。更に、プルトニウムリサイクルは、もんじゅ廃炉、大間原発建設停滞で明らかなようにその破綻は決定的である。

このような状況下では、海外再処理分を含む現在の保有量47トンを減少さ

せるのが急務であり、六ヶ所再処理工場を稼働してプルトニウムを増加させることは、余剰減らしの国際公約に違反するばかりでなく、核不拡散に逆行しているとの余剰非難に拍車をかけるものである。

プルトニウムが核兵器の原材料となることは言うまでもないが、余剰プルトニウムが軍事利用される危険性は、原爆製造が平易な技術であること、MOX燃料が原爆材料として直接利用できること（IAEA 指定物質）、などから明白な事実である。我国は潜在的な核保有能力を有している現状にある。

そして、過去において内閣総理大臣や政府要人などが核武装の必要性と適法性を喧伝している。

以上のように、再処理施設の本格稼働は、保有プルトニウムを軍事利用する道を拓くことにつながるものであり、1号要件に真っ向から違反する。

2. 3号要件（経理的基礎）について

<意見>

日本原燃には再処理事業を遂行するに足る経理的基礎がないから、本件審査は無効である。

<理由>

- (1) 政府の公式発表によると、再処理施設の総事業費は13,94兆円に高騰。このうち再処理施設建設費用は当初予算の4倍の約2,94兆円にもふくれあがった。日本原燃の経営状態の良否は同社に収益性と安全性があるかどうかで決まる。

日本原燃の収益源は、電力会社が支払う再処理委託料と再処理製品（ウラン・プルトニウム）の販売代金であったが、再処理委託料は拠出金法の制定により再処理機構が電力会社から徴収する拠出金から支出されることになった。

そのため、再処理施設の経営主体である日本原燃の経営は、再処理機構という後ろ楯が運転資金調達をバックアップしてくれているから、経理的基礎に不安はないと喧伝されている。審査書案別紙1、3項においても同様の趣旨が述べられている。

しかし、拠出金制度に依存する経営の前提には、拠出金の財源である使用済燃料の発生量が、再処理事業のコストを賄えるだけ大量に発生しなければ帳尻が合わないのは言うまでもない。

そこで、現在及び将来発生が予測される使用済燃料の総量と徴収可能な拠出金を原発35基が45年稼働、同基が60年稼働、20基が60年稼働の3つ

のケースで試算すると、いずれの場合も総事業費13.94兆円を下回り、経費（固定費）倒れとなることは確実に会社の財務的健全性は認められない。

また、日本原燃の財務諸表（貸借対照表、損益計算書などの決算書）に基づいて財務分析すると、同社の売上げの大半は再処理事業で占められているところ、同社の財務的安全性の指標である流動比率及び自己資本比率（20%前後）は恒常的に低い。

ところで、プルトニウム利用計画の挫折に加え、政府のプルトニウム削減計画によって工場の再処理能力が大幅に制約され、加えて、MOXの商品価値が認められないことから、再処理施設の稼働は経営赤字増大の要因になりえても、巨額な再処理コストの負担軽減に全く寄与することはない。

このように同社は財務的安全性にかけ、早晚再処理機構の資金不足が深刻化し経理的基礎を欠くことは明らかである。

審査書案は、この点についての検討を欠いている。

(2) 求釈明

審査書案には「本件事業を的確に遂行するに足る経理的基礎があると認められる」と記するのみで、その具体的裏付けがない。よって、以下の事項について釈明を求める。

① 申請者（日本原燃）が行う再処理の総事業費13.94兆円を賄えるだけの拠出金を収納し、役務料金を支払うだけの事業見込みがあるのか。

あるとすれば、本格稼働から少なくとも40年間の下記事項を明らかにされたい。

ア. 使用済燃料発生予想量

イ. 拠出金総額

ウ. 申請者に対する支払い可能な役務料金

② 再処理施設の1日当りの固定費とその内訳を明らかにされたい。

③ 本変更許可申請に係る施設の補強改良追加工事資金の調達方法及び借入れの確実性を担保する事情（保証人の有無、保証人名を明らかにされたい。物的担保の有無）。

④ 再処理施設で製造されるMOXの予想される年間売却数量、売却先、売上価格。

⑤ 3号要件の審査会合の開催年月日、審査に要した時間、適合性ありと認定した理由とその裏付資料を明らかにされたい。

<第3章>**Ⅲ-1 基準規則解釈21条 (21頁)****<意見>**

トリチウム・クリプトン(気体・液体)の除去装置の設置を要求するものである。

<理由>

再処理施設からのトリチウム年間推定放出量は1京8000兆ベクレルで、30年かけて放出するとされる福島第1原発の総量(860兆ベクレル)の20倍に相当する。このような、垂れ流しによる六ヶ所前沖及び三陸沿岸の海洋汚染と人の健康、漁業への悪影響が甚大である。

よって、当初計画どおり、トリチウム・クリプトンの除去装置を設置すべきである。設置できない理由が、設置費用が高額で予算措置がとれないということであれば、再処理事業そのものを中止すべきである。

Ⅲ-3. 1 基準地震動(27頁~)**<意見>**

策定された基準地震動700ガルはかさ上げされた耐震裕度を上回っており、施設はこの基準地震動に耐えられない脆弱なものと評価すべきである。

<理由>**(1) 耐震裕度**

再処理工場の加速度最大値は3回改定された(375ガル→450→600→700)。原発では、基準地震動の最大加速度を超える地震を過去に経験している(2007.7新潟県中越沖地震、2011.3東北地方太平洋沖地震)。

2012年のストレステストにおける耐震裕度(切迫度)は450ガルに基づいているが、現在は700ガルに引き上げられているため、多くの機器、配管などの耐震裕度は削られ、切迫度が高まっている。そのため、日本原燃はミルシート(材料証明書)の強度値を流用して評価基準値を水増しし、耐震裕度を大きく見せかけようとしている。

700ガルは過小評価であり、国内で記録した最大値(岩手宮城内陸地震4022ガル)を考慮すべきである。

基準地震動を700ガルに引き上げたことに伴って、工場の耐震補強工事が必要となったが、変更許可申請に記載されたリストは、換気筒・クレーンの補強、屋根鉄骨やホールの支持材の追加などばかりで、肝心の高レベル放射性物質を扱うセル内の容器・機器、配管などの重要機器類等は除外されている。高

放射線下での補強工事に手間と費用がかかることに起因すると思われるが、補強なしの本格操業は安全対策上許されるものではない。

700ガルは、後述する六ヶ所断層や大陸棚外縁断層が大地震を引き起こす危険性を考慮すると、更に引き上げられなければならないが、補強工事は費用的にも技術的にも極めて困難であり、事実上六ヶ所再処理工場の操業は不可能である。

審査書案にはこの点を看過した過誤がある。

(2) 大活断層の存在

渡辺満久教授が指摘する「六ヶ所断層」が敷地近傍の震源として考慮する活断層から除外されている。

また、大陸棚外縁断層の活動性を否定した過誤がある。この断層が活断層であることは新編「日本の活断層」(活断層研究会編)が明白に認めており、池田安隆元東京大学准教授が最新の知見で論証しているところである。

平成25年と26年に原子力規制庁が12億6000万円かけて地球科学総合研究所に委託して実施した『原子力施設における断層等の活動性判定に関わる評価手法の調査研究』によると、池田准教授が指摘したとおり

- ・大陸棚外縁断層が中新世(530万年前～2350万年前)に活動した大規模な正断層であったこと
- ・鮮新世(165万年前～530万年前)に逆断層として再活動したことが裏付けられた。

問題は「逆断層の再活動」がいつまで続いてきたかであるが、断層上部の第4紀の地層(完新世1万年前～現在、更新世165万年前～1万年前)に変位を与えている点、約12万5000年前の最終間氷期に下北半島の海岸段丘ができてから現在までの間に約10mの隆起が起きていること(外縁断層が地震により隆起)から、この海底大断層が活断層であることは明らかである。

Ⅲ-5 津波による損傷の防止(61頁～)

<意見>

津波による施設損傷の評価に過誤がある。

<理由>

2020年4月21日、内閣府は「日本海溝・千島海溝沿いでM9を超える巨大地震が発生するおそれがあり、これは過去に350年前後の間隔で発生し、前回からすでに400年程度経過していることから、次の巨大地震が切迫している可能性

が高い。この地震に伴って六ヶ所村には10.7mを超える津波の来襲が想定されている。」と発表した。

申請者は、再処理施設は標高40m、海岸から5km離れているから、津波到達の可能性はないとしている。

施設の直下には、太平洋につながる尾駸沼があり、津波はこの沼を経由して施設に容易に到達し、崖を遡上して施設に浸水し、これを損傷する危険がある。

本審査書案では、内閣府の上記発表に係る津波とその被害についての検討がなされていないから看過しがたい過誤がある。

Ⅲ-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針（78頁～）

<意見>

火山影響評価の基準である火山ガイド及び「基本的考え方」は不合理であるから、本件審査は不適法で立地不適とすべきである。

また、十和田火山の噴火による火山灰の最大層厚55cmの影響を過小評価している。

<理由>

(1) 基準の不合理性

- ① 火山ガイドは、火山現象が再処理施設の運用期間中影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと兆候把握時の対応を適切に行うことを条件に個々の火山事象に対する影響評価を行う。一方そうでない場合は立地不適となる。しかし、現在の科学的知見では噴火予測とモニタリングによる適切対応は不可能であるから火山ガイドは合理性を欠く。
- ② 「基本的考え方」は、巨大噴火（噴火規模数十km程度を超えるような噴火）によるリスクが社会通念上容認される水準であることを考慮し、巨大噴火が差し迫った状態ではなく、再処理施設の運用期間中に巨大噴火が発生するという具体的根拠があるといえない場合には、「巨大噴火の可能性が十分小さい」と判断できるというものである。その根拠として、一般防災と原子力災害を比較し、前者について巨大噴火を想定した法規制等が存在しないことを挙げるが、事故は、極めて広範な（場合によっては国外も含む。）地域に長期にわたり深刻な放射能汚染を複合的に及ぼす点において一般防災と全く異質なものであり、この考え方は不合理というほかない。

さらに、その内容面からみても、「巨大噴火が差し迫っていること」や「運

用期間中に巨大噴火が発生するという具体的根拠」を示すことが困難であるという現在の火山学の知見を無視したものであり、まして、それを事業者に立証させることは全く期待できないものである。

次に、十和田火山は典型的なカルデラ火山であり、過去に奥瀬火砕流、大不動火砕流、八戸火砕流等、大規模噴火を8回起こしており、火砕流が本施設近辺まで到達した可能性が指摘されている。万が一このような事態が現実化した場合の被害の重大性を考えた時、そのリスクを容認することは社会常識・良識をはるかに超えたものである。「考え方」は巨大噴火を対象とすることによって無視できるリスクの範囲を大幅に広げ、社会通念論を解釈基準にすることによって、破局的噴火の規模にまで至らない巨大噴火までの論法で「火山の影響なし」との認定を行う余地を残すことになり不当である。官僚や裁判官の社会通念で生命財産を奪われたくないと考えるのが世間の常識であろう。また、「考え方」は国際基準であるIAEA・火山ガイド(SSG-21)にも違反している。

- (2) 降灰を55cmと想定した場合の施設への影響は、気象庁などの政府機関の公表によると、通行不能、停電発生、家屋損壊、コンピューターなどの電子機械のトラブル、非常用ディーゼル発電機の故障・機能喪失(フィルターが目詰まりによる)等が確実に起こる。

本件審査はこの点についての評価を誤っている。

Ⅲ-6. 2. 4 外部火災に対する設計方針(95~96頁)

近隣の産業施設(むつ小川原国家石油備蓄基地)の火災・爆発の設定

<意見>

石油備蓄基地は再処理施設の安全機能を損う外部人為事象であり審査には過誤がある。

<理由>

申請者は、石油備蓄基地と再処理施設が900m離れているから、タンクが火災爆発しても影響はないと主張している。

しかし、基地の火災を①タンク1基のタンク火災、②タンク1基と3基の防油堤火災、③タンク全基の3ケースで検討した結果、②の3基防油堤火災により再処理施設は「人体接近限界」(防護服での限界である表面温度100~110度)に達して、建屋内の温度上昇をきたす結果、屋内の可燃性有機物に引火し、有機溶媒火災などの重大事故になるおそれがある。

Ⅲ-6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針 (99頁～)

1. 落下確率に対する評価基準について

<意見>

基準は不合理であり、再処理施設は航空機落下により破壊され重大事故の発生は必至である。

<理由>

(1) 評価基準の前提の誤り

審査書案の考え方は、②パイロットに海上への回避操作が指導されているから海上への落下は有効回避されたものとみなして、海上落下は一切カウントしない。④原子力施設上空の飛行回避が指導され徹底されているから、施設上空は他地域よりも飛行頻度が低いとして、全国土（前人未踏の地や高山地帯・山林等を含む）への落下事故率の平均値を使っている。

しかし、⑦三沢基地所属の日米軍機がこれまで多数海上に墜落している事実を照らして、海上への回避措置を期待するのは全くの希望的観測である。

④規制庁のサイト情報を精査したところ、2012年9月から2019年1月までの7年2ヶ月余りの間になんと269件以上、月にすれば3回以上（10日に1回）の割合で原子力施設上空を航空機が飛んでいる事実が判明した。このうち本件再処理工场上空を飛行していたのは4件、隣接するウラン濃縮工場、低レベル処分場上空は2件であった。このように、多数の航空機が原子力施設上空を飛行している。

また、三沢基地・天ヶ森射撃場と再処理施設は隣接・近接していること、施設上空は特別管制空域に指定され頻繁に航空機が飛行し過去の調査では年間4万2846回の飛行が確認されていること、このような実情に照らし、前人未踏の地などを含めた全国平均値で落下確率を評価する基準は不合理である。

(2) 落下確率評価と防護設計の要否

落下確率の現状は、 9.6×10^{-8} で、 10^{-7} 回/年の基準まであとわずか4%の余裕しかない。墜落回数を厳密にカウントすると 10^{-7} 回/年のオーダーになるし、いずれ近い将来墜落事故が起きると基準を超えるので、落下時の防護設計が必要となる。しかし、審査書案ではこの点についての検討が欠落しており違法である。

(3) 防護設計

当初の安全審査においては、F16を想定して防護設計がなされ合格となっ

た。その内容は、全体破壊において航空機重量20t、衝突速度150m/秒での評価がなされ、局部破壊においては150m/秒での評価がなされたのみであった。

しかし、上記衝突速度は科学的根拠を全く欠いている。事故原因はエンジントラブルを想定しており、墜落時パイロットは最良滑空速度を維持するというのがその理由であるが、2019年4月9日に三沢基地所属のF35Aが墜落した際の時速は1100km (305.6m/秒) 以上であった。

しかも、墜落原因は、エンジントラブルではなくパイロットの空間識失調であり、最良滑空体制などとれる状態にはなかった。

F16、F35などの重量航空機、大型航空機が施設に墜落すれば施設の全体破壊は免れない。

この点についての検討がなされない審査書案には重大な過誤・欠落がある。また、施設破壊時の被害想定もなされていない。

<第5章>

V-1-(3) 故意による大型航空機の衝突への対応 (296頁~)

<意見>

衝突時の重大事故時等対策は実効性を欠いた事実上不可能な対応であり、審査には過誤がある。

<理由>

事故対策は①緊急時対策所の設置 (原発に要求されている特重施設までは不要)、②可搬型設備による対処、③その設備は恒設の建物から 100m 以上離隔し、頑強性のある設備に保管、④放水設備による放射生物質の放出抑制、とされる。しかし、① 対策所は温度、圧力などの把握はできても、冷却、排気などの制御機能は望めないから、原発と同様の緊急時制御室は必要である。

再処理施設は原発に比べて反応条件が常温・常圧で、未臨界状態であり、事象の進展が緩やかだから特重施設は不要というが、再処理施設は高レベル廃液のように原発を上回る危険かつ大量の放射性物質を保有しているし、事故対応は広範囲で複雑・迅速な対応作業を必要とする。重大事故対処設備は恒設かつ遠隔操作が可能なものにすべきである。

② 大型航空機が墜落すると大量の燃料が飛散・炎上し、現場における可搬型設備の使用は不可能となる。武力攻撃を意図した大型航空機の衝突には小手先の対応は無効で軍事的対処するしかない。

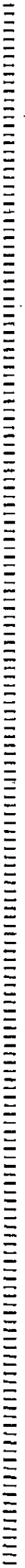
③ 可搬型設備の保管場所を恒設建屋から 100m 離れたのは同時損壊により事故対策が不可能になるからである。100m の根拠は大型機の翼幅を基準にしている。しかし墜落機が 9.11 のように 2 機の場合もあるし、大型機の墜落による損壊範囲は、日航機事故 (機体は周囲 200m 四方に散乱) をあげるまでもなく 100m を超える破壊を招く。

④ 放水砲などで衝突時の放射能を叩き落とすのは戯画的であり実効性に疑問がある。要するに、大型航空機墜落による被災は想像を超えるものであるから、可搬型設備での対処は不可能であり、頑健な設計と遠隔操作が可能で対策が必要である。しかし、このような対応には莫大なコストがかかるため安易・姑息な対策しかとっていない。

20/06/09/火 15:07

FAX番号:

P. 018



日本原燃(株)再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020.06.10

主所

氏名

連絡先 電話
FAX
E-mail

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

II 再処理事業を的確に遂行するための技術能力 4頁～

【意見】

「規制委員会は・・・本申請の内容を確認した結果、技術的能力指針に適合するものと判断した」との記述は余りに安直である。

《理由》

申請者は2006年、2007年のアクティブ試験の失敗以降も、多くの事故、トラブル、不手際を起こしており、現在もその体質は変わっていない。提出された事業許可申請の補正書も、2018年10月5日の補正書は全体1万2千ページのうち8千ページが、2019年3月8日には同じく全体1万2千ページのうち7千ページが補正されている。

さらに、今年2020年2月には溶液タンクからの放射能漏れを防止する排風機の故障問題(2019年6月、8月発生)で、原子力規制委員会から保安規定違反を指摘されており、更田規制委員長からは「・・・たちが悪い。6月に起きたときに改善活動がなされていない」との発言もなされている。また、今年に入っても3月13日に提出された補正書は『誤記や記載漏れ』が相次いだ上に58項目の修正を求められ、4月14日に再提出された補正書も、指摘されていた記載ミスが一部修正されていないとして差し戻され、規制委員会も「確認の質やプロセスに問題がある。過去数十年にわたってずっとこういう問題があつて再三申し上げてきたところ」と厳しく指摘している。

このように修正された補正書は2014年の審査申請以来計20回に上るが、結局、5月13日には新規基準『適合』と判断され現在に至っている。しかし1992年に事業指定され1993年の着工から27年、これまでの経過から判断して、安全審査に名を借りた原子力行政の“隠れ蓑”として機能してきただけで、生徒(申請者)と先生(規制委員会)の出来レースの感がある。規制委員会は強い独立性をもった第三機関として、原子力業界にいさかかも斟酌することなく「申請者(日本原燃)は再処理事業を的確におこなう技術的能力はない」と判断するのが妥当である。

III-3 基準地震動 27頁～

【意見】

pg. 1

日本原子力発電再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020. 06. 10

「規制委員会は・・・最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、・・・規定に適合していることを確認した」との記述は余りに安直である。

《理由》

当初ストレステスト評価時の基準地震動は450ガルであり、新たに策定された基準地震動100ガルはストレステスト時の耐震裕度を食い潰したと考える他ない。その理由として、部分的な耐震補強は実施できたとしても、建屋躯体部やアクティブ試験で放射能汚染されたセル内や周辺機器類について耐震補強がなされた形跡はなく、何らかの数値によるトリック、辻褃合わせがない限り、本施設が耐震強度を満足することはないからである。

また、再処理工場周辺の太平洋側には延長150キロにも及ぶ『大陸棚外縁断層』及び『六ヶ所断層』が存在し、将来活動する可能性のある断層等であると指摘する専門家も多い。東洋大学・渡辺満久教授（変動地形学）や池田安隆教授（地形学）をはじめ、『新編 日本の活断層』にも明記されているのは周知の事実である。この断層による地震の規模は単純な経緯式を使ってもMj8.5～8.6となり、再処理工場はおろか東通原発やむつ市・使用済み核燃料中間貯蔵施設、大間原発にも大きな影響を及ぼすことになる。議論を出戸西方断層に限定し矮小化するのではなく、専門家による徹底した議論でその実態を明らかにするのが3.11福島原発事故の教訓であり、原発震災の二の舞を下北半島で演じてはならない。

Ⅲ-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針 78頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(綾々)・・・確認した」との記述は、火山灰の影響を案視しており余りに安直である。

《理由》

①火山灰降下の被害

(その1)

『敷地における降下火砕物の最大層厚を55センチ』と設定しているが、2013年の国の有識者会議の富士山噴火のシミュレーションによると「・・・乾いていて45センチ、ぬれると30センチ屋根に積もれば、重さで家屋が倒壊し始める。山や川にも積もり、雨のたびに土石流を起こし、川底を埋めて洪水を起こす。時には化粧パウダーのような細かさで、固くて鋭利な粒が風で飛ぶ。吸い込めばぜんそくやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）を悪化させ、眼球を傷つける恐れも。下水道を詰まらせないように除去した灰は水に流してはいけないなど、灰の特徴を知っておかなければ被害が拡大する。・・・道路に湿った灰で数ミリ、乾燥した場合でも2センチ積もれば車はスリップして走れなくなり、鉄道はレールに数ミリ積もるとシステム障害で運行に支障が出る。航空機のエンジンは灰を吸うと停止しかねず、滑走路も滑りやすくて使えない。特殊なフィルターを備えた自衛隊などのヘリコプター以外は飛ばず、救援も難航する恐れがある。灰はぬれると電気を通し、送電設備のショートで停電する。電子機器に入り込めば腐食される恐れがある。・・・」と指摘する。有識者会議は「巨大噴火が今後も発生しようと国に周知し国家存続の方策を検討すべきだ」と国に求めたが、検討は進んでいない。(2017.10.朝日新聞より抜粋)

(その2)

日本原燃燃再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020. 06. 10

「・・・火山灰は適度の水分を含むと独特の粘りを生じる。電線や電話線、光通信ケーブルの周囲に大きな灰の塊を作って、重みで断線させるくらい朝飯前である。また良伝導体なので、碍子の絶縁部にこびりつくともショートさせてしまう。一方、硫酸エアロゾル顕微鏡的な隙間からでも侵入できる。例えばコンピューターの通風口から侵入して電子回路に付着すると、配線の腐食や隣接回路とのショートを起こして稼働不能にしてしまう。・・・」「・・・雨は次第に激しくなり、午前2時23分、最初の家屋倒壊が起こった。充分除去されていなかった火山灰が水を含んで急に重くなり、土産物屋の屋根がもたなかったのである。充分水を吸った火山灰の重量は、10センチ厚で1平方メートル当たり100キロにも達する。この土産物屋の屋根面積が160平方メートル、平均灰厚が30センチもあったので、荷重は48トンにもなり、鞍車を屋根に載せたようなものだから耐えられるわけがない。・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』より抜粋)

(その3)

「・・・普通の自動車にはあちこちに隙間がある。車が海に落ちると浸水してくるのはこのせいだが、おかげでそう簡単に酸欠に陥ることはない。ところが火山灰が車に積もると、この隙間を塞いでしまう。・・・ミクロン単位の微細火山灰粒子はまるで霧滴のように風に乗って漂い、側面だろうが底面だろうが何かに接触すると付着する。このため通気口は塞がりやすい・・・ここにいると確実に酸欠死する。・・・」「・・・下には火山灰や火山豆石が20センチ程積もっていて、・・・砂浜と違うのは、表面が厚いのではなく、底の方が熱いのである。最下層にサージの熱粒子が堆積し、その上に降下火砕物堆積して・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』からの抜粋)

②草津白根山の噴火

2018年1月23日午前9時59分、長い間静かな状態を保っていた草津白根山が何の前兆もなく突然噴火した。気象庁によると、直近の噴火は約3000年前、最新の研究では1500年前に噴火した可能性も指摘されるが、近年は目立った活動が見られない状況が続いていた。また再稼働していた伊方原発の差し止めを命じた2017年12月の広島高裁決定に関連して、前火山噴火予知連絡会長の藤井敏嗣・東京大名誉教授は「・・・火山ガイドでは巨大噴火は予知できる、あるいは噴火の規模を推定できるということが前提になっていますが、いまの火山学では巨大噴火の予知は不可能です。40年ほどの原発の稼働期間内だけは、巨大噴火は起こらないと保証できるかというと、それもできません。・・・」と指摘しています。(2018.1.24 朝日新聞 2018.1.28 赤旗(日曜版)より抜粋)

③火山灰防止フィルター

(その1)

富士山の噴火に備え、東京湾などで火力発電所を運営する東京電力フュエル&パワーは、来年度から、火山灰防止フィルターの備蓄を始めるとの報道もなされている。従来火山灰の影響について、2センチ積もる前提で、フィルターの交換まで約10日とみて、予備は用意していなかったが、今回最大で20センチ積もると算定し、フィルターが3～15時間で詰まる恐れがあるとしてフィルター備蓄をすることにしたという。発電所の吸気口に張り付けるフィルターは1枚が60センチ角で、1発電所当たり数百枚を人力で交換するとしているが、産業技術総合研究所の山元孝広総括主幹(火山学)は、人力での交換は難しい。「フィルターの目詰まりを防ぐ装置を設置すべきだ」と指摘する。(2017.1.18 朝日新聞より抜粋)

日本原燃燃再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020.06.10

(その2)

「・・・外は懐中電灯を点けても自分の足元が見えない泥沼のような闇だった。命がけで屋根を昇ると、今度は防毒マスクが灰で詰まって呼吸困難に陥る隊員が続出し、結局、消防隊用のマスクとポンペを装着しての作業になってしまった。それでも厚さで10分と作業を続けられない。・・・」「・・・出港準備に慌ただしい『しもきた』艦橋では、潮田艦長が舷側ハッチから艦内に入内する特殊車両群を複雑な思いで眺めていた。砂漠戦用の特殊排気装置を装備した兵員輸送車やブルドーザーはともかく、同じ装置を装備した雷上車を1カ月前に受領した時は、虽然としたものである。・・・」「・・・艦のエンジン吸気口に設置された防塵装置は乗務員に小どく不評だった。もともと煙突基部には防塵フィルターが設置されていたが、これは単純な構造で、一度に大量の火山灰を吸引する事態を想定したものではなかった。これを外して、通路にはみ出す大きなオートクリーニング機構付電気フィルターを取り付けたものだから、ただでさえ狭い通路がさらに窮屈になってしまったのである。・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』より抜粋)

Ⅲ-6. 2. 5 航空機落下に対する設計方針 99頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(様々)・・・確認した」との記述は余りに安直で、航空機落下に対する防護設計の要否について、確率評価基準 10^{-7} 回/年を適用することは不合理である。

《理由》

3.11福島事故の反省として、『想定外事象』をいかにしてなくし適切に評価するのかという視点に立った場合、福島事故以前に制定した航空機落下確率で評価することは『想定外事故』を容認することになる。

2018年5月には米軍三沢基地所属のF16戦闘機が高度の最低基準(約150メートル)を下回る低空で飛行していた事実が動画投稿サイト「ユーチューブ」に掲載された。滑走路を離陸後、機体を旋回させながら山間部や住宅の上を低空飛行する様子が約11分間にわたって撮影されており、風力発電の風車の間や湖面をすれすれに飛行する場面もあった。これまでも果による再発防止要請がなされているが、いっこうに改善される気配はない。

また、三沢基地には2019年3月の時点で、F35ステルス戦闘機が12機配備されており、最終的に40機配備の予定とされている。戦闘機の墜落速度に関して、「滑空速度で墜落する」などおよそ現実的でない想定がなされており、2019年4月には、三沢基地所属のF35A戦闘機が戦闘訓練中に行方不明となっている。墜落時には300m/s程度の速度で急降下したと推定されており、グライダーのように滑空などしていない。操縦者は『空間識失調』に陥ったとされていることから、このことを本人が意識していなかったと思われる。

規制委員会がこのような直近の状況変化やトラブル事象を何ら考慮することなく、航空機落下を前提とする建屋の強化に言及していないのは不作為であり、噴飯物である。

Ⅳ-1. 1 重大事故を仮定する際の考え方 140頁～

pg. 4

日本原燃㈱再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020.06.10

【意見】

「基準地震動の1.2倍でもセル等の静的施設は機能維持できる」とした審査書案の記述は余りに安直である。

《理由》

外部事象としての地震に際し「基準地震動の1.2倍を考慮して設計を行う」との記述があるが、基準地震動の1.2倍は840ガルとなり、2012年のストレステスト時の耐震裕度783ガルを大きく超えることになり、静的施設の機能維持は不可能である。また、「森林火災や積雪、火山（降下火砕物による荷重）、湖又は川の水位降下等の事象については、……機能喪失に至ることを防止できることから除外した」との記述があるが、降雨を含んだ最大55センチ厚の降下火砕物を簡単に除去できるとき表現は、前掲（Ⅲ-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針）から判断して根拠がない。

IV-1. 2. 2 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対策 162頁～

【意見】

「規制委員会は……(云々)……(續々)……確認した」との記述は余りに安直である。

《理由》

下北半島六ヶ所村の自然条件は過酷で、特に降雪や暴風雨等の悪天候は体験しなければ分らず、加えて夜間時や放射線レベルの上昇等の危険と隣り合わせの深刻なシナリオを想定すると、可搬式代替冷却設備の運転は不可能であり、常設型装置の設置を義務付けは不可避である。

IV-1. 2. 3 放射線分解により発生する水素による爆発への対策 174頁～

【意見】

「規制委員会は……(云々)……(續々)……確認した」との記述は余りに安直である。

《理由》

下北半島六ヶ所村の自然条件は厳しく、降雪や暴風雨等の悪天候は体験しなければ分からないが、申請者（日本原燃）も原子力災害を想定した訓練を実施している。例えば、2019年1月29日には、再処理工場で『全電源喪失事故』を想定した訓練の一部が報道陣に公開されている。訓練には原燃と協力会社の社員約370名のほか、原子力規制庁や県、村は通報訓練などに参加している。具体的には約5キロ離れた沼からポンプ車で水をくみ上げるホースの敷設や、建屋内に空気を送る可搬型空気圧縮機の起動訓練などが公開された。しかし地震や津波、さらに夜間や降雪時など悪天候など、放射線レベルの上昇する緊迫したシナリオを想定した場合、可搬式代替冷却設備の敷設や運転は不可能であり、常設型装置の設置を義務付けは不可避である。

IV-1. 2. 5 使用済み燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済み燃料の著しい損傷への対策 191頁～

【意見】

日本原燃再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020. 06. 10

「規制委員会は・・・(云々)・・・(縷々)・・・確認した」との記述は余りに安直である。
《理由》

3. 11 福島事故により破損した原子炉建屋等の地下ピットのクラックから溢れ出る汚染水問題は収束するどころか深刻さを増しており、同様に設備のクラックによる使用済み燃料プール水の大量流失は、直ちに放射線の遮蔽機能や冷却機能の喪失等の事象を招くことになり、『最悪のシナリオの想定』は不可避であり、これを評価していない審査書は噴飯物である。

IV-4. 6 事業所外への放射性物質等の放出を抑制するための設備及び手順書等 257
頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(縷々)・・・確認した」との記述は余りに安直である。

《理由》

下北半島六ヶ所村の自然条件は厳しく、降雪や暴風雨等の悪天候は体験しなければ分らず、加えて夜間時や放射線レベルの上昇等緊迫したシナリオを想定すると、可搬式代替設備の運転は不可能であり、常設型装置の設置を義務付けは不可避である。

V-1-(3) 故意による大型航空機の衝突への対応～設備及び資機材の整備 299
頁～

【意見】

「規制委員会は・・・(云々)・・・(縷々)・・・確認した」との記述は余りに安直である。

《理由》

2001年9.11米国同時多発テロを機に、原子力施設が航空機テロを受けた場合、多量の放射性物質を拡散させる重大事故に繋がる可能性が示唆された。2002年に、米国は対抗策として「Making The Nation Safer」なる報告書を発表した。

このなかで維持すべき安全性のレベル、(1)炉心溶融事故は起きない、(2)原子炉が停止しても、環境に深刻な影響を及ぼす放射性核種を放出しない、を基本として、燃料を満載した民間航空機による攻撃、高性能火薬を満載した小型航空機及び飛翔体(ロケット)による攻撃等を追加している。解析の結果、格納容器は堅牢で、かつ破壊されることはないとしている。

解析の概要は大型商用航空機ボーイング767-400による格納容器建屋、使用済燃料プール、使用済燃料乾式施設、使用済燃料輸送コンテナへの衝突だが、NRCは2009年2月、原子力発電所の建設に当たり、航空機が衝突しても安全性が確保される設計にするよう事業者を求めることを決定している。

六ヶ所再処理工場は1992年12月に事業許可がなされ、1993年4月に着工されており、2001年に発生した『9.11米国同時多発テロ』への対応や、その後の2011年の『3.11福島原発事故』への対応も構造や建屋などへの抜本的な対応はなされていない。部分的な耐震補強は実施できたとしても、建屋躯体部やアクティブ試験を実施したセル内や周辺機器類についての補強工事の跡はなく、本施設は大型航空機の衝突への本質的な対策をとる必要がある。

日本原燃燃再処理事業の変更許可に係るパブコメ
2020. 06. 10

●その他審査書（案）には記載のない項目について

I

【意見】

ガラス固化設備についての安全審査は無意味であることが証明されており、審査合格はあり得ない。

《理由》

昨年暮れ、審査中の再処理工場の先行施設とされる東海再処理施設（日本原子力研究開発機構）の廃止作業で、放射能が強い廃液を固める工程が2年間中断する見通しが示されている。施設内には高レベル放射性廃液 350 立方メートルが残っており、冷却設備の不調から沸騰や水素爆発が起こって放射性物質が施設外への漏洩が予想された。この漏洩リスクを低減するため、規制委員会の監視下でガラス固化作業を進めていたが、昨年7月以降設備の不具合で中断しているという。日本原燃を指導している規制委員会の直接指導下において作業が実施されていたにも拘わらず、このような経過を辿っていることは、ガラス固化作業の困難さを証明するものであり、スケールアップしている六ヶ所再処理工場のガラス固化施設が予定通り稼働できるはずがない。

II

【意見】

原子力防災訓練についても審査すべきである。

《理由》

(その1)

2011年を除いて毎年実施されている青森県原子力防災訓練は『東北電力東通原発で重大事故』との想定で、2018年11月10、11日には、東通村、むつ市、六ヶ所村などで実施され延べ1200人が参加している。参加した住民からは、道路の渋滞や体の不自由な人の避難について心配する声が続いていた。翌年2019年11月13日の訓練にも延べ1500人が参加しており、むつ市の住民は、津軽海峡に面した関根浜港から自衛隊の艦船で避難。参加者からは万一の事故に備えた全住民の訓練参加や、より早く、スムーズな避難方法求める声があがっている。

下北半島には『東通原発』のほか、北には『大間原発』、むつ市・『使用済み核燃料中間貯蔵施設』、南には今回の再処理工場を含む『六ヶ所核燃サイクル施設』が林立する。このような状況下において、ひとたび大地震や津波が発生した場合には、これら全ての原子力施設が何らかの影響を受けることになる。住民の防災計画についての言及はないが、原子力施設の安全性を審査する規制委員会であるなら、当然このような緊急時における住民避難計画をも審査対象にすべきであり、米国の先進事例を良く検討して早期に導入する必要がある。

(その2)

「(火山灰が降りそそぐ中で)・・・車は身震いして動き始めたが、黒木はすぐ車を止めてしまった。一寸先も見えないのである。焚火の煙のような濃い灰煙がたちこめて、1メートルもライトが届かない。おまけに積もった火山灰で道路も側溝も判別できず、中央分離帯も消えて、道の向きさえ分からない。灰煙が薄くなるのを待っしかなかった。・・・」(『死都日本(石黒耀著 講談社文庫)』より抜粋)も住民の安全を守る避難計画の必要性を物語っている。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見。核燃サイクル計画は失敗に終わっています。再処理工場は必要のないもの危険なものほう大な資金もつきこぶものになっています。一日も早く再処理工場を廃止すべきです。原子力規制委員会は再処理工場の廃止に向けて全力で努力すべきです。核燃サイクル計画からの撤退に向けがんばっていただきたい。 2020.6.9(火)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX 送付状

送信日:2020年6月10日

送信枚数:2枚 (送付状を含む)

送付先:

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

FAX: 03-5114-2181

差出人:

TEL:

FAX:

至急！ ご確認ください 折り返しご連絡ください

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可
申請書に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見」
標題に関する意見書をお送り致しますのでご査収下さい。

2020年6月10日

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」
に対する意見

私たちは、**「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」**を基本理念として千葉県で活動している生活協同組合です。

2011年3月11日 私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所(以下 福島第一原発)事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

そのような中、日本原燃株式会社再処理事業所(以下 再処理事業所)における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)(以下 審査書案)は、①原子炉等規制法第44条の2第1項第2号の規定(重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を的確に遂行するに足る技術的能力があること)②同項第4号の規定(再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること)で規定されたことに対し適合しているかどうかを審査した結果として2020年5月14日に公表されました。

再処理事業は、1989年3月30日に事業申請され1993年4月28日より着工されましたが、様々な要因により長期間に渡り完成時期が延期されています。また、建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止(廃炉)が決定されています。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、広く論議の場を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけぬ教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないよう、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの震害による損傷の防止」(26~106ページ)では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」(296ページ)では大規模破壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模破壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

2/2

原子力規制委員会さま。(原子力規制庁核燃料施設審査部門)

以下、「使用済み核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)が
新規制基準に適合したことを示す審査書案について」のパブ
リックコメントを送ります。

住所.

氏名.

電話番号.

Eメールアドレス.

意見.

再処理工場はすでに破綻しています。工事着工からすでに
30年近く経過し、その間、さまざまトラブルに見舞われました。
重大な事故もあり、地震などの自然災害にもあっています。
小さな建物でも、長くたてば「老化や劣化」が見つかるのが普通。
まして、再処理工場は、巨大な化学工場で、配管だけでも
4000kmあるとか。それが無数のつなぎ目で結ばれているはず。
その細部も、原子力規制委員会の新基準の審査で、細かく
正確に審査しきれるとは到底思えません。

(ほとんどの技術者も、原子力規制委員会の内部でも)とも
破綻と認めています。審査に不合格、破綻を明らか
にした方が、今後の莫大な費用の節約になると思えます

以上

2020年6月10日(水)

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」
に対する意見

私たちは「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合です。

2011年3月11日 私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下 福島第一原発）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

そのような中、日本原燃株式会社再処理事業所（以下 再処理事業所）における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）（以下 審査書案）は、①原子炉等規制法第44条の2第1項第2号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を的確に遂行するに足りる技術的能力があること）②同項第4号の規定（再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること）で規定されたことに対し適合しているかどうかを審査した結果として2020年5月14日に公表されました。

再処理事業は、1989年8月30日に事業申請され1993年4月28日より着工されましたが、様々な要因により長期間に渡り完成時期が延期されています。また、建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止（廃炉）が決定されています。これらの重大な事業経緯から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、広く論議の場を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」（26～106ページ）では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（296ページ）では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事象に対しては、武力攻撃事象対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

原子力規制委員会 宛て

日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に係る書面による意見提出

住所:

氏名:

連絡先 tel:

Fax:

Email:

日本原燃株式会社(六ヶ所再処理工場)の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。

1) 日常的に放射性物資を放出し、健康被害を生じるリスクを高める

「六ヶ所再処理工場」は本格稼働時、民生用では世界最大規模となる年間 800 トンもの使用済み核燃料を処理し、その過程で大気中や海中に大量の放射能を放出します。放射能は工場敷地内の排気塔から空に、沖合3km地点までひかれた放水管から海に放出されます。また大気中には、クリプトン 85(半減期 10.76 年)、トリチウム(半減期 12 年)、炭素 14(半減期 5730 年)、ヨウ素 129(半減期 1570 万年)、ヨウ素 131(半減期 8 日)などの放射能が、海中には、トリチウム、ヨウ素 129、ヨウ素 131 など、多種類の放射能を一挙に放出します。

これは「原子力発電所が1年間で排出する量」に匹敵する膨大な放射能をたった1日で放出し、それを本格稼働の予定年数とされる 40 年もの間放出し続けることとなります。放出された放射能は消えることなく空と海の両方にひろがり、東北地方はもとより東日本全域が、放射能汚染の直接的な脅威と恐怖にさらされます。放射能はプランクトンや魚、植物等によって生体濃縮され、人間が食べ物から摂取した際には数万倍から数 100 万倍の濃度になると予想され、実際に再処理工場が稼働したイギリスやフランスでも放射能の海洋汚染が大きな問題になりました。環境はもとより健康被害を生じるリスクを高める再処理工場を稼働すべきではありません。

2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる

再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。故高木仁三郎氏は、著書『下北半島六ヶ所村核燃料サイクル施設批判』のなかで、高レベル放射性廃液を含む貯蔵タンクが破壊され、内蔵放射能の 1%が外部に放出されるケースを想定しました。雨などの気象条件にもよりますが、被ばく 1mSv 圏は東京・横浜を超え遠く名古屋あたりまで達すると、影響評価を行ないました。

万が一でも大事故が起こった際には、これと同等の被ばくを伴うのは必然であり、永遠に日本の土地の多くとその上に生きる生命を失うことになります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こりうることは否定できない以上、壊滅的な被害を生じるリスクを冒すべきではありません。

3) 莫大な費用負担を強いることになるため、包括的で丁寧な議論を尽くすべき

核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が 13.9 兆円、同じ六ヶ所村で建設さ

れている MOX 燃料工場分も含めれば 16 兆円を優に超えます。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では 30 兆円を超える巨額を投じる計画となっています。この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、2369 年まで続くことになっています。こうした費用はすべて私たちの電気代で賄われることになるのですが、広く周知されているとは到底思えません。これまで国策として議論を進めてきたことを反省し、本来あるべき姿として、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論を尽くすべきです。

4) 再処理による核のごみは、不要な廃棄物であり生み出す必要はない

高レベルの使用済み燃料はガラス固化体にすれば小さくなりますが、それと同時に膨大な低レベルの放射性廃棄物が発生します。その量はフランスのラ・アーグ再処理工場では元の使用済み燃料に比べて約 15 倍、日本の東海再処理工場では約 40 倍となっています。六ヶ所再処理工場でも、事業申請書から試算すると約 7 倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とは見なされない空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。さらに操業後は、施設全体が放射性廃棄物となってしまいます。これらを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算もあります。これらはすべて、再処理を行わなければ発生しない廃棄物であり、これ以上不要な放射性廃棄物を生み出す必要はありません。

5) 余剰プルトニウム問題および核燃サイクルは破たんしたことを受け入れ撤退すべき

日本政府は 2018 年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定しました。その中で、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示しました(2018 年末時点で 46.3 トンを国内外に保有)。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初 2010 年に 16~18 基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っています。東京電力福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルを行なっているのは 4 基のみ、プルトニウム消費量も 2 トン程度であり、余剰プルトニウムの問題は解決の見通しがいいことは明らかです。

さらには、MOX 燃料コストはウラン燃料の 10 倍以上という試算もあります。もはや再処理に経済的な意義が存在しないのは明らかです。国は、核燃サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退すべきです。

6) 東京電力福島第一原発事故を経験し、持続可能な社会を構築すべき

放射能汚染は、自然環境とあらゆる生物に深刻な打撃を与えます。東京電力福島第一原発事故を経験し、福島原発周辺の 11 万という人々の生活基盤が根こそぎ奪われ、さらに多くの人々が被曝の恐怖に日々晒されながら暮らしてきました。野菜、原乳、魚などの食品からも放射性物質が検出され、東北をはじめ広範囲の多くの生産者が風評被害と実被害に苦しみ続けています。

「六ヶ所再処理工場」の脅威と恐怖は、現地の人びとだけの問題ではなく、全国の、さらに地球規模での問題です。原発や核燃サイクルを追求するのではなく、豊かな農畜水産物の恵みを楽しみ続けられる持続可能な社会を構築すべきであり、それを侵害する「六ヶ所再処理工場」の稼働という選択には強く反対します。

以上

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	<該当箇所> 頁 行目 <内容> 別紙

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

六ヶ所村 使用済核燃料再処理工場 新規制基準適合 「審査書案」に強く反対します。

原子力規制委員会が、5月13日に提出した日本原燃 使用済核燃料再処理工場
に対する「審査書案」は、六ヶ所村を核廃棄物の永久保存場所にされる恐れもあり
核燃料リサイクルの名を借りた、最終処理場建設には強く反対します。

私たちは、従来から『原子力』の平和利用とされている原子力発電所について、
原発が稼働すればするほど排出される核廃棄物の処理について、多くの疑問を
抱いてきました。政府が巨額の費用をかけて建設を推進してきた高速増殖炉「もん
じゅ」の廃炉にみられるように、核燃料のリサイクルは、多くの危険と隣り合わせと
なっており、どんな設備を整えても、地震国・火山国に住む私たちの心配は尽き
ません。

東日本大震災による東京電力福島第一原発過酷事故後、多くの原発では使用
済み核燃料が燃料プールに保管され続け、再び大きな地震など自然災害が発生
すれば、多くの放射能が飛散することとなり、多大な損害を与えます。

いま日本がすべきことは、原発を早期に停止し、膨大な核廃棄物の処理方法を
確立することにあると思います。

将来世代に「原発による過酷なつけ」を回す技術は、いりません。

今、私たちの世代が核燃料サイクル計画を断念し、未来に向けて安心して暮らせる
社会を作るよう提案すべきです。

核燃料サイクル計画からの勇気ある撤退と再処理工場の 建設中止を強く求めます。

2020年6月10日

0611F001

03-5114-2181

(様式2)

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	
別紙のとおり	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(別紙)

1. 基準地震動に対する評価について（「審査（案）の概要」該当箇所7～16頁、審査書案該当箇所27～46頁）

<意見>

この審査書案では、施設の直下または施設付近にある限られた狭い範囲の活断層及び基準地震動のみを考慮して、安全性に問題がないとしているが、近年活発になってきているより広範囲の地震及び津波の影響、また震度等を考慮すると、安全とした評価は誤りであり撤回すべきである。

<理由>

審査書案では、再処理施設から半径30kmの範囲内にある活断層を抽出し、審査して問題ないと結論づけている。しかし、再処理施設に甚大な影響を与える地震は施設直下で発生するものだけとは限らない。再処理施設のある青森県三八上北地方で、福島第1原発事故（2011年3月11日）以降、震度5弱以上の地震に限っても、2012年5月24日（青森県東北町で震度5弱）、2016年1月11日（青森県南部町で震度5弱）、2019年12月19日（青森県階上町で震度5弱）とすでに3回発生している。また、政府の地震調査研究推進本部（地震本部）が行った長期評価では、「青森県東方沖及び岩手県沖北部～茨城県沖」の沈み込んだプレート内の地震について、M7.0～7.5程度のものが22.0～29.4年周期で発生することを見込んでおり、その直近の発生は2012年12月7日であるとしている（注1）。

今回、審査の対象となった再処理施設については、日本原燃の現在の計画通りに進んだ場合でも、稼働開始は2021年の予定であり、稼働期間は40年間を見込んでいる。前述した地震本部の長期評価通りに推移するとすれば、「青森県東方沖及び岩手県沖北部～茨城県沖」の沈み込んだプレート内を震源とするM7.0～7.5程度の地震は、直近の発生からすでに7年半経過していることを考慮すると、2021年～2060年における稼働期間中に最低でも1回、場合によっては2回発生することが予想される。このような地域に設置されている施設を合格させることは認められない。

注1) 「令和元年12月19日15時21分頃の青森県東方沖の地震について－「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」について（第84報）－」気象庁
<https://www.jma.go.jp/jma/press/1912/19c/kaisetsu201912191630.pdf>

2. 津波による損傷の防止について（「審査（案）の概要」該当箇所19頁、審査書案該当箇所61～67頁）

<意見>

審査書案は「耐震重要施設及び常設重大事故等対応施設の必要な機能が損なわれるお

それがないことから、津波防護施設等を設ける必要はない」としているが、過去の再処理施設のずさんな運営によるトラブル、福島第1原発事故における津波の影響、この種の施設で事故が発生した場合に与える巨大な影響のいずれをも踏まえておらず、はじめに結論、合格ありきのずさんな審査といわざるを得ない。この面からも合格の審査書は撤回すべきである。

<理由>

この再処理工場では、2017年8月、発電機の燃料油供給配管が収められている地下1階配管ピットに800リットルの雨水が溜まり、建屋側に流入するトラブルが発生している。この事故は、一步間違えば配管の水没によって非常用発電機への燃料供給ができなくなり、福島第1原発事故と同じ全電源喪失を招きかねないものであった。

こうした事態が起きたにもかかわらず、再処理施設の非常用電源建屋では、ディーゼル式非常用発電機が1階に設置されてのみならず、発電機に燃料油を供給するポンプや燃料タンクに至るまで地下1階に設置されている。福島第1原発事故で、地下に設置された非常用ディーゼル発電機がすべて水没し、全電源喪失に至った経緯を踏まえれば、これらの施設について、原子力規制委員会は日本原電に対し、高台に設置し直すよう命じるべきである。これら重要施設を地下設置とした日本原電の計画のまま合格とした今回の審査書案は、福島第1原発事故の教訓をまったく受け止めておらず言語道断である。

「電源の確保」（「審査（案）の概要」50頁、審査書案265頁以降）の項目では、非常用電源車を用意しているが、地下施設がすべて水没するような大規模な事故や災害時に電源車を現場に投入することが果たして可能なのか（電源車投入に当たっては、現場で運転手が急性放射線被曝によって死亡しない程度の低線量に抑えられている必要があるが、大規模事故の際にこのような低い線量が確保されている保障はない）。

また、再処理施設は、事故が起きなくても日本中の原発が1年間で出すのとほぼ同量の放射能を1日の稼働で排出するとされる。このような施設で仮に大事故が発生した場合、商業用原子力発電所とは比較にならない甚大な影響が広範囲に及ぶと予測される。幸い、国際的にも類似の事故の事例は発生していないが、1980年4月15日、フランスのラ・アグ再処理施設で一時的に全電源が喪失した重大インシデントの際は、工場労働者が「最後はせめて家族と一緒に死にたい」として自宅に逃げ帰る事態になった。そのまま事故となればヨーロッパが全滅する事態もあり得たと、
・元慶應義塾大学物理学教室助教授
は証言している。

このような重大な影響をもたらす施設には、通常の商業用原子炉向けとは異なるより高次元の安全基準を必要とする。しかし、日本原電が行っている安全対策の現状は、福島第1原発事故の結果から当然に予想できる程度の危険を防止できる水準すら満たしておらず、審査以前の問題である。

3. 再処理施設の経済性及び実現可能性について

<意見>

四半世紀もの期間、技術的理由で稼働延期を繰り返してきた再処理施設に合格証を付

与することは規制機関として無責任であり、また巨額の税金投入が今後、必要と見込まれる点からも、再処理計画は直ちに中止すべきである。

<理由>

当初計画では、そもそも再処理施設は1997年に完成する計画だったが、すでに稼働開始は24回も延期されている。ガラスと高レベル放射性廃液を混ぜてガラス固化体に加工する過程の技術的問題の検証に長期間を要したことが背景にあるが、「審査(案)の概要」はこの点にまったく触れていない。当初計画から四半世紀経っても稼働開始できない施設の実現可能性はないものと言わざるを得ず、このような施設に対し、稼働前提の合格証を付与すること自体が絵空事に過ぎない。

再処理施設の経済性についても、構想段階で6900億円とされた費用は7600億円(1989年3月)、1兆8800億円(1996年4月)、2兆1400億円(1999年4月)と膨れあがっており、これは関西空港の人工島建設に要した費用(1.6兆円)すら上回っている。稼働した場合の総額は19兆円に達する可能性があるとの指摘もある(注2)。稼働できてもできなくても国民への巨額のつけ回しとなることは確実であり、高速増殖炉「もんじゅ」と同様、被害の少ないうちに中止を決定すべきである。

なお、「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社が協議のうえ、日本原燃株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする」と規定した青森県知事、六ヶ所村長、日本原燃3者連名の覚書が1998年7月29日に締結されている。この覚書は再処理事業が中止となった場合において使用済燃料の「施設外への搬出」を規定したものに過ぎないが、高レベル放射性廃棄物の性質上、搬出先は搬出元の各原子力発電所以外にはあり得ず、日本の商業用原子力発電所の運転続行が不可能になることが中止の決断ができない原因として指摘されている。

しかし、このような状況は決断を先延ばししたからといって変わるわけではない。国の主導の下、青森県、六ヶ所村、日本原燃及び燃料搬出元の各電力会社及びその立地地域との真摯な協議により、この事態に決着をつける時期に来ている。

注2) 「19兆円の請求書—止まらない核燃料サイクル—」(2004年、当時の経産省若手有志が作成したとされる <http://kakujo.net/rokkasho/19chou040317.pdf>)

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理の事業の変更許可申請書に 関する審査書 (案)」 に対する意見

住 所
氏 名
連絡先 電話
FAX

メールアドレス

NO	該当箇所	意見及び理由
1	1 項 本審査書の位置づけ	<p data-bbox="375 1489 406 1590">「意見」</p> <p data-bbox="422 190 630 1590">規制委は、原子炉等規制法第44号の2第1項第1号の規定（再処理施設が平和目的以外に利用されるおそれがないこと。）同項第3号の規定（再処理の事業を適格に遂行するに足りる経理的基礎があること）及び同項第5号の規定（同法第44号第2項第9号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること）に関する審査結果は別途とりまとめる。としているが、本審査書（案）と同様に審査結果として取りまとめ本審査書（案）に付して併せて、国民の意見を募集すべきである。</p> <p data-bbox="646 190 726 1590">原子力政策の基本は、国民の理解と協力を得て、進められるべきであり、福島原発事故の教訓と反省の一つでもあり、国民が判断するに必要な情報を国民に公表、説明し、国民の意見を求めるべきである。</p> <p data-bbox="734 1489 766 1579">(理由)</p> <p data-bbox="782 190 901 1590">① 再処理施設安全性の確保は科学的技術的根拠と施設の安定的操業によって保証されることから安定的操業の根拠となる平和の目的以外には利用しないとする、プルトニウム利用計画と経理的基礎の審査結果は、本審査書（案）と直接関連し、一体的不可分なものである。</p> <p data-bbox="917 190 997 1590">② プルトニウム利用の国際的ルールとして平和利用と余剰プルトニウムを持たないことが原則であり、現在我が国が保有している約46トンのプルトニウムの利用計画を示し、その上で操業計画を示すべきである。</p> <p data-bbox="1013 190 1125 1590">一旦施設の操業を開始すれば再処理量にかかわらず、年間800トン再処理し、40年間健全に運転、維持すべき人員を絶えず確保する必要がある。そのため経費は多大であり、すべて国民の負担であることからできるだけ国民負担の軽減を図るための効率的、合理的経済的運転計画を経理的数値によって示す必要がある。</p> <p data-bbox="1141 190 1260 1590">③ 2020年5月19日に衆院原子力問題調査特別委で牧原秀樹経済産業省副大臣がプルトニウムの目標16基～18基導入すれば再処理工場フル稼働時取り出す年間6.6トンのプルトニウムを上回り最大10トン減らせると説明したが、プルトニウム計画のスケジューリング及びプルトニウム利用量の根拠は全く示されず国民は納得できない。</p> <p data-bbox="1276 190 1356 1590">2019年一年間の我が国のプルトニウム利用量は約1.5トンでプルトニウム原発4基であったことを考えれば今後30年処理工場の運転は必要ない。</p> <p data-bbox="1372 190 1404 1590">④ 仮に操業してもプルトニウムが余っているからとして、再処理量を少なくしたりあるいは、再処理せずに再処理機構</p>

		<p>からの委託料が少なくなるのでは、十分な安全対策と社員教育、訓練を維持できず40年間とする操業期間と総費用の根拠も失われる。一方で再処理量にかかわらず、多額の委託料が支払われるのでは国民は納得できず、操業スケジュール、プルトニウム利用計画、総費用を示すべきである。</p>
2	1項 本審査書の位置づけ	<p>「意見」 本件申請と「エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定)との整合性について、原子炉等規制法第7条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を求めるとしていることから、同意見を本意見書(案)に付して、併せて国民の意見を求めるべきである。 (理由) ① エネルギー基本計画は、原子炉等規制法44条の2第1項1号の規定(再処理施設の平和利用)同項第3号の規定(経理的基礎)とも直接関連があり、同規定と同様に再処理施設の安全確保に直接的関連のある施設の安定的操業の根拠となるものであり、本審査書(案)と併せて国民の意見を求めるのは当然である。 原子力政策の推進には、国民の理解と協力が不可欠なことは、福島原発事故の教訓と反省の一つでもあり、国民が判断するうえで必要な情報を国は積極的に公表、説明すべきである。 ② 青森県知事が1984年4月20日電気事業連合会から立地協力要請され、1985年4月9日協力要請を受諾すると最終判断し、県議会に報告したのは「原子燃料サイクル事業」の主要施設として、再処理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の3施設である。 この基本は、将来の日本のエネルギーは、夢の原子炉である高速増殖炉を頂点として、プルトニウムをサイクル利用することでエネルギー資源の乏しい日本は無尽蔵のエネルギー源を確保できるとされ、青森県はそのような国策に協力することで地域振興も図れるとし、安全確保を大前提として協力することにした。 しかし、高速増殖炉計画は中止、原子力の安全神話は福島原発事故等で根拠を失ったにもかかわらず、当初の要請に無かったMOX燃料加工施設や中間貯蔵施設の立地及び海外返還高、低レベル放射性廃棄物一時貯蔵を協力要請され受諾してきました。 この間、多くの県民から反対の声が上がったにもかかわらず、県は「国策に協力し、地域振興」との旗を今も振り続け、県民の不安、不信、疑問には耳を傾けようとしれない。</p>

この国策の中心施設である再処理施設は、県民に説明した高速増殖炉が中止となり、核燃料サイクル政策が破綻した今日、国は青森県との約束を果たしていないことを明言し、再処理施設からも撤退し、当初の原子燃料サイクル事業も中止することを誓言すべきである。

エネルギー基本計画において、核燃料サイクル政策の推進を明記しているが、本来核燃料サイクルとは高速増殖炉を前提としたもので、もんじゅの廃炉により、高速増殖炉計画は破綻し、高速炉等の研究開発も不透明である。併せて使用済み MOX 燃料の再処理については、引き続き研究開発に取り組みつつ検討を進めており不確実であり、本再処理施設は必要ない。

③ 核燃料サイクル政策の基本的施策として、1997年2月4日の閣議了解として使用済核燃料の管理（同年1月31日の原子力委員は全量再処理を確認）及び高速増殖炉開発、プルトニウム計画の推進ならびにバックエンド対策（高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保）が決定されているが、閣議了解の筋草が23年経っても極めて困難であることを説明すべきである。

④ 基本計画において使用済み核燃料については、全量再処理の文言は無く、「使用済燃料の処理、処分に關する課題を解決」との文言で、全量再処理ではなく、一部直接処分の選択肢が示されていることは、国が青森県に「全量再処理」とした約束に反している。

国は1995年4月26日に青森県に海外返還高レベル放射性廃棄物を搬入する際に、青森県を最終処分地とせず、日本原燃は安全協定で青森県での貯蔵期間は30年から50年間と約束した。国も2000年9月に「一時貯蔵期間とは30年から50年」と閣議決定している。

更に、国は2008年3月に「平成40年代後半目途に最終処分開始」と閣議決定し、50年の折り返し時期が過ぎたにもかかわらず処分地の候補地すらない。

しかし、基本計画には最終処分に向けた青森県との約束を遂行するとの文言や具体的スケジュールの記述が全く見られず、これまでの青森県との約束を果たしていない最中に、今後六ヶ所再処理施設で最終処分地の決まらないうろた管理が必要ならガラス固化体を製造し、TRU 廃棄物を発生させ、将来廃止措置となる再処理施設とそれに關連する MOX 燃料加工工場、むつ中間貯蔵施設を操業する必要性、根拠はゼロある。

⑤ 国は、青森県に対して「核燃料サイクル政策の推進」「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地にしない」「高レベル

放射性廃棄物の一時貯蔵期間は30年から50年「使用済核燃料は全量再処理し、再処理しなければ、青森県から排出する」等の約束を現時点では果たさず、今後も果たす見込みは全くない。

立地協力要請依頼35年間余、青森県は国策に振り回され、不安と不信と混迷を深めてきた。

このようなか中で、再処理施設を操業することは、国策によって青森県民を更に振り回し、混迷を深めようとするもので決して認められない。

再処理施設は、エネルギー基本計画の前身である原子力長計の時代から国の原子力政策の中心に高速増殖炉と共に核燃料サイクル政策として推進されてきたが、完全に破綻したにもかかわらず、推進すればするほど矛盾と混迷を深める。再処理施設操業可否を議論するこの時期に核燃料サイクル政策とエネルギー基本計画を全面的に見直し、脱原発、核燃料サイクルの政策に転換し、青森県民を安心させたい。**「国策は、国民の信頼と正当性を失うべきではない。」「国策は、国民の信頼と正当性を失うべきではない。」「国策は、国民の信頼と正当性を失うべきではない。」**

⑥ エネルギー基本計画では、エネルギー政策の基本方針を「安全性」「安定供給」「経済効率の向上」「環境への適合」としているが、これらの視点は、再処理施設の安全性確保及び安定的操業の根拠ともなるものである。

国は再処理施設を操業するなら、操業スケジュールとプルトニウム利用計画を示し、プルサーマル計画を推進するケースと再処理せずに直接処分するケースを放射性廃棄物の処分費用も含めて、コスト比較試算を行い、併せて、原子力と再生可能エネルギー等他の電源毎のコスト及び環境への影響、次世代への影響等を比較、検討し、国民に示すべきである。

⑦ 再処理施設の目的は、核燃料サイクル政策ではなく、いずれ再処理するという名目で六ヶ所再処理施設とむつ市中間貯蔵施設に当面使用済核燃料を集積、保管、貯蔵するためであることは明白で、必要ない施設である。使用済核燃料は再処理せず全て直接処分する方針に速やかに転換すべきである。

今、原子力政策として進めるべきことは、全ての原発を止め、既に有る高レベル放射性廃棄物をはじめ使用済核燃料の直接処分及び今後原子力施設の廃止、解体によって発生する全ての放射性廃棄物の処分方法、処分主体、処分地、法整備をすすめる、これまで先送りしてきた課題を一刻も早く解消し、原子力施設立地地域の住民を安心させていくことにある。

この度の再処理施設操業の可否を左右する本件審査書(案)は安全確保以前に同施設が必要であるか否かをエネルギー

3	4項 II 再処理の事業を適格に遂行するための技術的能力	<p>ギ一基本計画のあり方を含めて国民的に議論できる機会であり、福島原発事故の教訓と反省から、エネルギー基本計画を脱原発、核燃政策を推進する立場から全面的に見直すべきである。</p> <p>「意見」</p> <p>規制委は、技術的能力指針の項目である、組織、技術者の確保、経験、品質保証、活動体制、技術者に対する教育、訓練、有資格者等の選任、配置について確認した結果、指針に適合するものと判断したとしているが、それらの具体的根拠は示されず、むしろこれまでの当該事業所における事故、トラブル、品質保証活動等の経緯を考慮すれば、再処理事業を適格に遂行する技術的能力と資格を有していないと判断する。</p> <p>(理由)</p> <p>日本原燃再処理事業所のこれまでの歴史は、事故、トラブルの連続で品質保証活動体制の構築や組織の強化、社員及び技術者の教育、訓練活動を繰り返して行ってもその成果は見られない。</p> <p>① その根本的原因は、放射性物質と核兵器に転用できるプルトニウムを大量に扱う軍事機密事項の多い、我が国初の大規模商業用再処理施設でありながら、事業主体である日本原燃株式会社は、各電力会社及び旧動燃出身の役員、社員、技術者に新規採用した社員、技術者の寄せ集めでその技術も海外及び国内原子力施設の寄せ集めで、その構造的根本的問題が解決されずに同社の組織、品質保証活動、技術者の教育、訓練活動は絵に描いた餅を断言せざるを得ない。</p> <p>② 2001年7月から貯蔵プール等からの出水、漏えいが出たこと、施設の総点検及び品質保証体制の点検見直しが行われ、2004年までに国の検討会及び第三者機関の外部監査機関の設置と定期監査の実施。更には青森県知事からも2004年4月28日に要請があり、同年6月10日に日本原燃より報告があり、自社の品質保証体制は完全に構築されたにもかかわらず、それ以降もトラブル、事故は続出した。</p> <p>③ 2006年5月19日から20日にかけて、再処理工場分析棟屋において協働会社作業員が体内被曝する事故が発生し、同年6月24日その事故が発生した隣の分断室で再び体内被曝事故のおそれのある事故が発生した。</p> <p>あつてはならないことが度重ったこともあり、青森県議会は、同工場に対する安全確保を求める意見書と決議を可決したことからも、これまでの品質保証活動や教育訓練の成果が全く無いことが改めて証明された。</p> <p>④ そして、2017年10月に再処理工場建屋に800リットルの雨水が流入したトラブルが発生し、その原因となった個所が14年間にわたって一度も点検していなかったことが発覚した。これをきっかけに安全審査の中断を日本原燃</p>
---	---------------------------------	--

<p>社長自らが申し出、半年間にわたって、60 万以上とされる再処理工場の設備、機械を全て点検し、品質保証活動が全く意味の無いものであったことが改めて証明された。</p>	<p>⑤ 2019年8月26日に再処理工場ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で発生した第1排風機の故障について、2020年2月5日に原子力規制委員会、保安規定違反としている。 仕様の異なる部品を間違えて取り付けた作業は、これまでの度重なる品質保証活動や技術者の教育、訓練活動を行ってまいまにそのような初歩的なミスが起きていることは、同社の構造的根本的問題を解消できないことを証明し、品質保証活動や技術者の教育、訓練は有名無実化している。 更に、技術者の確保と経験については、特にガラス固化作業に関わる社員のうち約3割が未経験者でしかも研修先が、トラブルによりガラス固化作業が中断している東海再処理工場では全く意味が無く、安全に操業できる技術者の確保と経験の根拠はない。</p>																					
<p>⑥ 本理由の根拠となるこれまでの主な事故トラブル・品質保証活動などを以下に述べる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1993年 4月 28日</td> <td>再処理工場着工</td> </tr> <tr> <td>1996年 8月 9日</td> <td>竣工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス (2000年2月判明)</td> </tr> <tr> <td>1996年 9月 16日</td> <td>溶接後熱処理データ改ざん公表</td> </tr> <tr> <td>1998年 10月 4日</td> <td>輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚</td> </tr> <tr> <td>1998年 12月 21日</td> <td>日本原燃行動憲章策定</td> </tr> <tr> <td>1999年 10月 15日</td> <td>サイクル施設の安全点検及び確保対策公表 (IC0事故を受けて)</td> </tr> <tr> <td>2000年 2月 17日</td> <td>工場内部部品取り付けミスを公表</td> </tr> <tr> <td>2000年 2月 25日</td> <td>再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表</td> </tr> <tr> <td>2000年 3月 29日</td> <td>内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について</td> </tr> <tr> <td>2001年 7月 10日</td> <td>使用済燃料貯蔵プールから漏水 (12月28日に正式に公表)</td> </tr> <tr> <td>2001年 10月 30日</td> <td>トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて</td> </tr> </table>	1993年 4月 28日	再処理工場着工	1996年 8月 9日	竣工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス (2000年2月判明)	1996年 9月 16日	溶接後熱処理データ改ざん公表	1998年 10月 4日	輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚	1998年 12月 21日	日本原燃行動憲章策定	1999年 10月 15日	サイクル施設の安全点検及び確保対策公表 (IC0事故を受けて)	2000年 2月 17日	工場内部部品取り付けミスを公表	2000年 2月 25日	再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表	2000年 3月 29日	内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について	2001年 7月 10日	使用済燃料貯蔵プールから漏水 (12月28日に正式に公表)	2001年 10月 30日	トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて
1993年 4月 28日	再処理工場着工																					
1996年 8月 9日	竣工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス (2000年2月判明)																					
1996年 9月 16日	溶接後熱処理データ改ざん公表																					
1998年 10月 4日	輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚																					
1998年 12月 21日	日本原燃行動憲章策定																					
1999年 10月 15日	サイクル施設の安全点検及び確保対策公表 (IC0事故を受けて)																					
2000年 2月 17日	工場内部部品取り付けミスを公表																					
2000年 2月 25日	再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表																					
2000年 3月 29日	内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について																					
2001年 7月 10日	使用済燃料貯蔵プールから漏水 (12月28日に正式に公表)																					
2001年 10月 30日	トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて																					

2002年 8月 29日	東京電力トラブトル隠し発覚 (内部告発による)
2003年 2月～4月	各施設の出水、漏洩、統出 (5月～9月施設、設備総点検)
2003年 12月 10日	再処理施設の品質保証体制・総点検計画書修正版、公表
2004年 2月 13日	同上結果報告書
2004年 4月 28日	三村青森県知事 再処理施設総点検に関し、日本原燃に要請
2004年 6月 10日	同上について知事に報告
2005年 1月	ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析に誤りが確認
2005年 6月 8日	受け入れ貯蔵建屋バーナブルポイズン取り扱い扱いピットプール水漏洩
2005年 8月 19日	同上再点検結果公表
2006年 1月 26日	再処理事業所設計等に関する点検結果報告
2006年 5月 19,20日	再処理分析建屋において作業員が内部被ばく
2006年 6月 24日	同上建屋で内部被曝のおそれ
2006年 7月 20日	同上に関し青森県議会において意見書及び決議を可決
2006年 10月	再処理施設における教育訓練計画について公表
2007年 9月～12月	日本原子力技術協会が協力会社との連携に関する評価を実施
2008年 5月 14日	ガラス固化処理施設排風機一時停止
2009年 1月 21日	ガラス固化建屋固化セルで高レベル廃液の滴下
2017年 9月	再処理工場建屋に雨水 800 リットル流水。これをきっかけに原因箇所が 14 年間一度も点検されていないことが判明
2017年 10月	原燃社長兼査中断を申し出、60 万以上の設備、機器全て点検品質保証活動を見直しする。
2019年 6月及び 8月 26日	再処理工場排風機停止
2020年 2月 5日	同上について規制委は保安規定違反と判断

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

2020年6月11日

意見書

住所

氏名

連絡先 電話…

FAX…

意見の対象となる案件…「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」

意見

2020年6月1日の朝日新聞…「記者解説」(六ヶ所の「適合判断」)・核燃の再処理 正当性あるか
記者の記事を拝読した。

記事に…原燃の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す日本原燃六ヶ所再処理工場の運転は、安全上のリスクを上回るほど有益なのか。それは国のエネルギー政策の基本計画で確認されているのか。原子力規制委員会は5月、新規制基準に適合すると認めるにあたり、経済産業相にそんな問いを投げかけた。…とあった。

更田豊志委員長は、被爆のリスクがあっても許容される放射線治療を例に「得られる便益より与える害の方が大きい施設は許容されない」などとの問いの説明をした。…とあった。

続いて、記者が、我が国の原発や再処理を取り巻く環境や情勢に触れて…我が国には、英仏に依頼して、使用済み核燃料を再処理したプルトニウムがあるが、計画の原発での消費量が少ないため、この間、貯まり続けた余剰プルトニウムが46トンある。再稼働した原発4基で使える量は、最大で年2トン。再処理工場がフル稼働すると年7トンの新たなプルトニウムが生産されるが、現在以上に使い道が広がる見通しはない。と書いている。

また、核兵器に転用でき(原爆約6000発分)、核不拡散の面で海外から厳しい目が向けられている。しかし、六ヶ所再処理が稼働すれば、さらに増えることになる。

2018年、原子力委員会はプルトニウムを削減する新方針を出した。核兵器の非保有国として唯一再処理を認められてきた日米原子力協定の延長に向け、米国から削減策を求められたための新方針だ。その内容は、保有量の上限を設け、再処理する量は原発で使う分だけ認めるというものだ。…とある。

私なりに、これらの条件を総合して見ると、再処理工場が新規制基準に合格しても、1年稼働したら2~3年は休業しなければならない。また現在保有する46トンを先に処理するとなれば、これだけでも20年以上かかる計算になる。現在保有の46トン、再処理される年7トンのプルトニウムを使い切るためには、プルサーマル原発を、これから少なくとも12基以上建設しなければならない計算だ。こんなことが許される我が国の国民世論と見ているのだろうか。

真意は、再処理を進めるという方針があれば、各原発に貯まり続けている使用済み核燃料が満杯になっても、原発を稼働させることが可能だからではないかと、私は穿った見方をしている。

いずれにせよ、辻褄の合わない方策が何時までも許されることはない。

総選挙があつて、野党四党の協力や政党合流などで、野党側の政権奪還となれば、論理的にスキップとする原発や再処理の中止が政策化されても、どこでも太陽光発電施設が目につける現状や3.11大震災後でも節電で済んだ経験から、今後、再生可能エネルギーを推進するなどの具体策が出されれば、国民は喜んで受け入れるのではないかと、私は思う。

さて、この意見書が、貴委員会の再処理施設の基準適合を判断することの評価に関わる意見でないことは自分でも承知している。従つて、貴職の求めた意見の基準にも適合していない。

でも私は、再処理工場の近くに居住し、将来を見通したとき、やむにやまれぬ気持ちで書いている。

最初に記した朝日新聞の記者の記事中に、更田委員長が経済産業相に質問したこと、便益とリスクの考え方を述べたこと、は大賛成である。最近、国会で取り上げられた「モリカケ、桜を見る会、検察人事介入」などの動きを見ていると、官僚や役人の“村度”が気にかかっていたが、更田委員長の発言記事を見て、やっぱり、しっかりした人（官僚や役人出ないことは分かる）もいることに、嬉しく思い、更田委員長と委員の方々を激励したい気持ちもあつた。国民は見ている。科学者は特に正義を矜持に、これからも職務に励んで欲しいと思う。頑張ってください！！

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見/理由

番号	該当箇所	意見/理由
1	4 ページ II 再処理事業を的確に遂行するための技術能力	<p>(意見) 申請者の日本原燃株式会社は、再処理施設を運営する能力と適格性に欠ける。</p> <p>(理由) 六ヶ所再処理工場では、アクティブ試験の失敗以後、多くの事故、トラブル、不手際を起こし、規制委員会から度々の指摘や改善命令を受けている。報道された記事は下記の通りです。</p> <p>2016年2月20日 メンテナンス不良で分離建屋の非常用電源故障。その後も各建屋で頻繁に故障。</p> <p>2016年6月30日 規制庁、原燃の審査書に対し「全く信頼できない」と叱責。</p> <p>2016年10月29日 蒸気配管の工事申請書の誤記載発覚。原燃は保安規定違反を陳謝。</p> <p>2016年11月18日 許可状を偽造し、通信用高周波</p>

		を無許可使用したことが判明。
2017年1月7日		使用済み核燃料の長期不適切保管が判明。
2017年2月15日		規制庁は原燃に対し、複数の規定違反を指摘。
2017年3月18日		排気ダクトに穴。原燃は腐食を放置。
2017年5月11日		複数の軽微故障が長期にわたり放置されていたことに対し、規制庁は「異常な状態」と指摘。
2017年8月22日		排気量測定する超音波流量計を13年間も交換せず経年劣化により故障。規制庁は厳しく叱責。
2017年9月6日		非常用電源建屋の配管貫通部より雨水流入。規制庁は14年間も点検してこなかったことを叱責。
2017年9月21日		再処理工場のトラブル続出で経産省が原燃に異例の訓示。
2017年9月22日		配管室にまた雨水流入、規制庁は「保安規定違反に該当」「プロの仕事をするべき」と。
2017年9月23日		機器3500件が1992年以来未点検であったことが発覚。規制庁「原燃は取り違えている」と。
2017年10月21日		分析建屋から冷却水が漏洩しCs137を検出。規制庁「改善を履行できるか疑問」と。
2018年11月26日		使用済み燃料プール浄化システムからの漏洩。
2018年12月20日		放射線管理区域外で汚染ポンプを発見、ずさんな管理体制に規制委員会は保安規定違反と認定。
		以上の状況を見ても日本原燃に管理能力が欠けていることは明らかです。

		<p>それにもかかわらず、審査書の中で(本文4ページ)で「本申請の内容を確認した結果、技術能力指針に適合するものと判断した」というのは、過去の実態を無視したものです。過去のトラブル事例とその後の改善について評価結果を明らかにすべきです。</p>
2	<p>4 ページ II 再処理事業を的確に遂行するための技術的能力</p>	<p>(意見) 事業遂行に必要な申請者の技術的能力が不十分であることが、これまでの事業実績から明らかであり、これを見逃している審査案は不適切である。この事項に対する厳正な審査を求める。</p> <p>(理由) 六ヶ所再処理工場設置の事業は、平成4年(1992年)に事業指定が認められ、平成5年(1993年)に着工された。それから27年を経過した現在まで、工事と試運転中に様々な技術的トラブルが発生し、いまだ完成していない。これは、事業者の技術的能力が不十分である証左です。</p> <p>同時に、事業者の技術的能力を適切であると認めてきた規制当局の判断が間違っていたことを示しているのに、審査機関の自己反省が見られない。</p> <p>これまでと同じ轍を踏んではならず、長期間未完成の実態を踏まえた厳正な検証を行う審査を求めます。</p>
3	<p>27 ページ III-3. 1 基準地振動</p>	<p>(意見) 基準地振動の大きさは過小評価の恐れがある。</p> <p>(理由) 審査書(案) p.46 に「基準地振動 S_s-A (最大加速度は水平方向 700 cm/s^2 及び鉛直方向 467 cm/s^2) とあるが、東海第二の基準地振動は数回にわたって見直され最終的には 1140 Gal とされた。それに比べて 700 cm/s^2 では明らかに過小評価であり、国内で記録した最大値を考慮すべきです。</p>
4	<p>84 ページ III-6. 2. 3 火山の影響に対する設計方針</p>	<p>(意見) 火山灰の影響が楽観的すぎる。</p> <p>(理由) 審査書(案) p.84 に「敷地における降下火砕物</p>

		<p>の最大層厚を 55cm と設定した。降下火砕物の密度は、密度試験結果を踏まえ、湿潤状態の密度を 1.3g/cm³ と設定した。」とあるが、建物等に積もって雨が降り、あるいは積雪時に高湿の降下火砕物が積もり水を含んだ場合の密度はどうなるのか？富士山噴火のシミュレーションでは「7センチから8センチの灰が積もると、体育館のような屋根の大きな建物で損傷したり倒壊するおそれがあるとしています。4センチから5センチでも雨が降った場合は重みが増し同じ被害が出るとしています。10センチの灰が積もると、1平方メートル当たりの重さはおよそ100キロとなり、古い建物等では被害が発生、50センチ以上積もると新しい建物でも被害が出る恐れがあります。」としています。</p> <p>また、電源ケーブルへの付着による放電の可能性はどうなるのか？疑問です。</p>
<p>5</p>	<p>101ページ III-6.2.5 航空機落下に対する設計方針 (その3)</p>	<p>(意見) 六ヶ所再処理工場の建屋は、航空機落下に耐えられない。</p> <p>(理由) F16 戦闘機を想定した防護設計がなされ、その内容は、全体破壊（墜落した航空機の全重量により破壊しないか）において航空機重量 20t、衝突速度 150m/s（毎秒 150m）での評価がなされたのみであり、局部破壊（墜落した航空機のエンジンが壁・天井を貫通しないか）では衝突速度 150m/s（毎秒 150m）での評価がなされたのみである。</p> <p>ところが、三沢基地には 2019 年 3 月時点で、F 35 ステルス戦闘機（最大重量 27～33 トン）が 12 機配備されており、最終的には 40 機配置される予定である。この重量 30 トンの F 35 戦闘機での実験は行われていない。</p> <p>2019 年 4 月 9 日に、三沢基地所属の F 35 A 戦闘機 1 機が、訓練中に墜落した。墜落の際、当該戦闘機は時速 1100km（305.6 m/s）以上の速度で、</p>

		<p>約15秒で約4400mを降下しており、垂直方向の速度で考えても293.3m/s以上の速度で急降下したもので、「最良滑空速度」で墜落していない。</p>
<p>6</p>	<p>299 ページ V-1 - (3)故意による大型航空機の衝突への対応～設備及び資機材の整備</p>	<p>(意見) 故意による大型航空機衝突への対応は事実上不可能である。</p> <p>(理由) 故意による大型航空機の衝突による被災は想像を超える規模となり、規制基準に挙げられる特定の事故シーケンスによる事象進展とは大きく異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前触れもなく突如発生するので、事前の予測や対応ができない。指揮命令系統にも大きな混乱を引き起こす。 ・積載ジェット燃料の炎上による大火災 ・広範囲にわたる建屋群の同時損壊と電源、制御、計測、配管、機器といったプラントの運転に必要な各種設備の同時被災、そして冷却、遮断、排気といった各種単位操作の同時困難 ・大規模損傷緩和作業を実行する運転員、保守要員、マネジメント要員の負傷、死亡 <p>以上のように、故意による大型航空機の衝突による被災は予め想定される特定重大事故とは全く異なり、規則や基準に従った対策が取れるものではない。</p> <p>本来であれば、建屋と洞道を含めた諸設備が大型航空機衝突に対しても閉じ込め機能を維持する頑健な設計と遠隔で操作が可能な予備制御機能を持つべきであるが、莫大なコストがかかることから一切手を加えておらず、安全性を犠牲にしていると言わざるを得ない。</p>
<p>7</p>	<p>その他「審査書(案)には触れられていない項目」 1、再処理について</p>	<p>(意見) 再処理工場は閉鎖すべきです。</p> <p>(理由) 高レベル核廃棄物のガラス固化体が移送される最</p>

		終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもない。 また、国内には安定な地層は存在せず、適地もない。 再処理を進めれば、ガラス固化体が増加し、保管場所 が必要になる。故に再処理工場は閉鎖すべきです。
8	その他「審査書（案）には 触れられていない項目」 1、ガラス固化設備につい て	（意見） ガラス固化技術は実験炉段階であり、商業化できる 段階ではない。 （理由） 実験炉からスケールアップして現在の炉を設計し たが、設計どおりに作動していない。 基礎的な実験からやり直すべきで、商業化の段階で ない。

0611F005

(様式 2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住 所	
氏 名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	核燃料サイクル政策はすでに破綻しており、六ヶ所再処理工場再開の必要性はありません。日本が約46トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることは、核兵器廃絶の立場から国際的に非難を浴びています。危険な核のゴミがたまるばかりの現状を打開する方法は、核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に転換する以外にありません。
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙 0611F006

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目 第II章 再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力

<内容>

日本原燃には事業遂行の技術的能力があるという言いなので、認可すべきではない

[理由] 原燃が再処理工場を着工したのは1993年の27年前である。2014年に適合性審査申請を行って以後は審査終了を待てたという理由づけられるべきではない。しかも20年以上完成しない事業開始から25年かかるとして通常の事業では考えられず、原燃の技術的能力の欠陥を示している。中でも「ガス固化」は現在でも技術的に完成されている技術であり、これはJAEA東海再処理工場の「ガス固化」がうけていることからも誰にでも理解し得る(原燃の「ガス固化」も東海工場と同じ技術を使っている)。

しかも原燃は、この27年の間に「ガス固化」失敗以外にも様々なトラブルを起し、規制庁から度々注意、叱責、保安規定の指摘も受け、品質保証体制に問題があり、とまじ規制委員に言われ、社長が一時審査を止めることになっていた時期もある。その後改善がされたがとせば、補正書の審査を再三規制庁から苦言を受け添えられた上での審査終了にすぎない。調運転時にいた社員もほとんど退職し、技術の継承もできていない。この会社は事業は無理である。

0611F007

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目
審査書(案) 概要 6ページ

<内容>
トリチウムの放出量の平常時年間目標 9.7×10^{15} Bq
は高い値すぎで、このような放出量を想定し、周辺
環境(揚子海)に影響を及ぼすような事業は認可すべきでは
ない。

[理由] 今、東電福島第一原発事故によるトリチウム汚染水放出
が問題になっていて、漁業者を始め 農業者などから強い反対が
されている。あの大口輸量の10倍近いトリチウムを年間に出しもよい
などという事は、沿岸漁業に多大な被害と生活破壊をもたらす
も構わないという事で、結局は事業者に許されるべきではない。

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に 関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所：

氏名：

連絡先： メールアドレス

意見の対象となる案件： 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見／理由

<該当箇所> 1頁 1 行目以降

<内容>

「Iはじめに」のところでは事故などの時に原子炉等規制法に適合しているかを審査したとのが記載されているが、そもそも再処理施設は事故時でなくても通常時にトリチウムを大量に放出する施設であり、一般の原発の数百倍も放出されるので、周辺の海洋をひどく汚染する施設である。トリチウムの危険性については、トリチウムを多く排出する玄海原発の近くで白血病の患者が多くおられることが佐賀県の統計に掲載されていることからよく分かる。このようなトリチウムを排出する再処理施設は作るべきではない。

この再処理施設は、もともと核燃料サイクルの一部として考えられたものであるが、核燃料サイクルは高速増殖炉もんじゅの破綻により成り立たなくなっている。プルトニウムを分別して作っても使うところがない。一部プルサーマルの燃料MOXとして使っているが、これもウラン用に作られた原子炉に無理やり使っているのであり、危険で動作も不安定であるのでやめるべきと考える。したがってプルトニウムは使うところがないので再処理施設は不要である。

プルトニウムについては、日本にはすでに 46 トンも溜まっておりテロの対象になり核拡散防止条約にも違反しているため、これ以上作ることは許されない。

MOX燃料を処理する施設はないので、ますます捨て場がない核のゴミが増える。フランスなどにガラス固化を依頼しているがそれさえ満足にできなかった日本は技術力がなくいままでも 24 回も完成を延期し膨大な予算を使ってきた。こういう予算はほかに使うべき必要なところが山ほどあった。もう無駄な予算を使うことはやめるべきである。

再処理施設を作るのは無理である。このように技術的にも、経済的にも、環境的にも、災害的にも、リスクだらけの再処理施設は即刻止めるべきである。

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 核燃料施設審査部門 宛て

日本原燃株式会社（六ヶ所再処理工場）における再処理の事業の変更許可申請書添付に関する審査書（案）に係る書面による意見提出

住所：

氏名：

連絡先：TEL：

Fax：

Email：

日本原燃株式会社（六ヶ所再処理工場）の審査書案および原子炉等規制法への適合判断には、以下の理由から反対します。

1) 放射性物質を放出し、自然環境および人体に影響を及ぼす

六ヶ所再処理工場が本格稼働した際には、年間800tもの使用済み核燃料を処理することとなり、日常的に大量の放射能が放出されることとなります。廃棄筒からはクリプトン、トリチウムなどの気体状放射能が大気中に放出され、また六ヶ所村沖合3kmの海洋放出口からはヨウ素、コバルト、ストロンチウムなどの放射性廃液が捨てられます。国は「空気によって拡散する」「海水によって希釈される」などと説明し問題ないとしています。ヨーロッパでの再処理工場周辺では鳥や魚、植物および人体からもプルトニウムなどの放射性物質を検出し報告されています。イギリスでは放射能による海洋汚染が他国に影響を及ぼし、アイルランド政府にイギリス政府が訴えられています。このように、既に再処理工場が稼働している国々では自然環境や生態系の破壊、他国への影響など多くの問題が発生していることが確認されているにもかかわらず、再処理工場を本格稼働させることは容認できるものではありません。国は自然環境破壊被害のみならず、健康被害を生じるリスクのある核燃料サイクルから撤退すべきです。

2) 化学事故、臨界事故によって壊滅的な被害が生じる

再処理によって「高レベル放射性廃棄物」が生み出されることで、事故が発生した場合の被害は壊滅的なものになります。

万が一でも大事故が起こった際には、半永久的に日本の土地の多くと、人間も含めその上に生きる生命を失うこととなります。地震、津波、火山爆発、さらには航空機や軍用機の墜落、テロによる爆破など、設備の安全性をどんなに高めようとも、想定以上の事故が起こり得ることは否定できません。原子力が一度事故が起きれば人間の手に負えるものではないということは、すでに福島第一原発事故で経験したはずの日本であり、世界中がその動向を

注視しています。壊滅的な被害を生じるリスクを冒すことにつながる判断を二度とすべきではありません。

3) 再処理は廃棄物を増やすだけ

六ヶ所再処理工場では、事業申請書から試算すると約 7 倍の放射性廃棄物の発生が見込まれています。また廃棄物とみなされない、空や海への日常的な放射能の垂れ流しもあります。何より工場の操業後は、施設全体が放射能廃棄物となってしまいます。

これを含めると再処理工場は、元の使用済み燃料に比べて約 200 倍もの廃棄物を生み出すという試算値もあります。

これらは全て、再処理を行わなければ発生しない廃棄物です。

これ以上核の廃棄物を出さないために再処理の稼働に反対します。

4) 余剰プルトニウム問題解決の見通しが無い

政府はプルサーマル計画で原発 16～18 基を使用すると示していますが、東京電力福島第一原発事故後の新規制基準により稼働した原発では、プルサーマルをおこなっているのは 4 基のみです。再処理されたプルトニウムの多くは使い道がなく、余剰プルトニウムとなります。福島原発事故後、原発に対する議論が高まるなか、使用目的のないプルトニウムを作り続けることは民意を得られません。また、周辺諸国など国際的な理解も得られません。加えて、使い道のないプルトニウムの為の莫大な費用を、私達国民一人ひとりが数世代に渡って負担することには納得ができません。

「もんじゅ」が廃炉となり核燃料サイクルが実質的に破綻する状況において、余剰プルトニウムの問題に対する解決の見通しが無いなか、再処理工場の稼働は認められません。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見書提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話/FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」

意見/理由

(該当箇所) 頁 行目 その他 再処理について
(内容)

原子力規制委員会は、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場(六ヶ所再処理工場)が新規規制基準に適合していると認める「審査書案」を了承しました。

しかし、再処理工場は絶対に閉鎖すべきです。高レベル放射性廃棄物のガラス固化体が移送される最終保管場所は決定しておらず、決まる見込みもなく、日本国内には安定な地層は存在せず、国民を危険にさらすばかりです。また、さらなる国税の膨大な浪費をすすめます。私たちは、命と人権を踏みしめる審査書案の了承に強く抗議し、再処理工場の再2開に反対します。

再処理によって生み出される高濃度で危険な回収ウランや使用済みMOX燃料も最終処分方法が決まっていません。危険なゴミがたまるばかりの現状を打開するのは核燃料サイクル計画から撤退し、脱原発政策に展開することが最良の道と思います。原発が存在する限り、私たちは危険を負いさらに高額な電気料を払い続けることとなります。

ドイツ等の脱原発政策に倣い私たち国民が安心して暮らせる社会をめざすことを強く要望します。

日本が46トンもの余剰プルトニウムを持ち続けていることには核廃絶の点から国際的な非難を浴びています。このコロナ禍のような時代、世界がお互いに信頼し合えることを目指すことが求められます。不要な核はこれ以上必要ありません。

六ヶ所再処理事業所、変更許可申請書に関する審査書(案)への意見書

以下、★印のタイトル・内容には質問を含めたが、質問型の記述はしない。

◎六ヶ所村の本質的問題

日本・世界の国民は、日本の原発要求は、戦争を仮定した発電燃料不足の備え、実態は核爆弾製造のため。六ヶ所再処理施設は、すでに爆弾材料製造後の廃棄物・汚染水等をゴマカすため故意の技術的・科学的ウソを使い、日本は、アメリカとの情報・技術提携で核爆弾製造技術を得て製造済みと見る人も多い中、日本国民は、原発問題全てに目を向ける。

その中で、国民生活に放射能被害も含み影響の強い生活費用問題を避けた『審査書案の科学・技術的問題のみ』とする意見書規定は、『原発事業全てへの免罪符購入正当化を狙う制限』以外の解釈は誰も持たないため、私は費用問題を起点として話を進める。

★意見書規定について。

規定は意見書記述内容に審査書案の当該力所指摘も言うが、十年が単位となってしまった失敗の過去が示す、『部分問題把握・解決できない者』は、全体の問題把握・解決には更に愚かな事実、また、意見書を科学・技術的問題に制限する意識には、システム全体把握不能の上記事実から、問題解決を不可能と示している。★何のためのパブコメか？

★六ヶ所村費用問題と関係する幌延の未来。

審査書案は、科学技術以前に解決すべき問題が多々目に付き、★このパブコメの実態は、『延命させて(国税から)甘い汁を吸う』原燃の目的容認と解する。

科学技術的側面に絞る意見書規定は、費用問題で行き詰まる明白な事実、『手間ヒマかけさせる時間の間』に、費用上不可能なものを秘密裏にゴリ押し、★その費用を国民に負担させる悪質な演出、『免罪符購入手続き使う以外の解釈』は出来ず、到底認可不能。

この事実は、朝日新聞論説委員の花見酒の論理に似る。熊さん・八つぁんが花見客に酒を売りに行く。熊さんが『八つぁん、オレに酒を売れ』といて100円分の酒を飲むと『熊さん、次はオレに売れ』。こうして100円玉が熊さん・八つぁんの間を往復、酒は完売。

◎二人は、『全部売れたぞ、大もうけた』といて売上金をみると100円玉一枚？

六ヶ所費用問題も花見酒の変形。維持費は固定費がほぼ全て。変動費の少ない処理量減少は維持費減額に大差ない、『相対的な増大』。計画予想再処理量が現実より過大で、初めから赤字計画の上、40年償還期間の処理量減少は、自動的に極限まで赤字化する。また、実際は赤字補填用の再処理資金＝拠出金を原発から得ても、拠出金自体が原発事業体の自己資金ではムリ。

しかも初めから処理量不足で未来は減少確定。原発拠出金を原発の赤字に使うのみか、この計画は、『全原発稼働』が絶対条件、それでも足りない事実。無稼働に等しい事実の中、初めから悪質な赤字計画。★この赤字をどうする？

見え透いた結論は、不正な統括原価方式で、国民から吸い取る、安倍チンのマネ。

以上から別の問題が起きかねない。六ヶ所は、処理カスに低額のゴミ箱を求める。カス量が少なければ、『鈴木直道北海道知事のおかげ』で、『延命した幌延埋め戻しに使い』。カスが多くなると、『少し幌延に置いて来い』となり、日本人なら誰も否定しないだろう。やるべきことは、破綻済み再処理計画の、無責任計画の責任者をあぶりだし、身ぐるみはいで追い出すこと。

★現実上の技術問題。

IV-1.2.1 臨界事故への対策(153頁、下から8・9行目)。『本重大事故の具体的発生条件は貯槽ごとに異なるが、同種の重大事故の同時発生はなく、基本的に重大事故対策は同様で～』

★これは、一基だけの仮定論以上に読み取れない。3:11の被害も一基被害といっても、今後その保障はない。

★50年以上前から非常に特殊な科学が台頭している。スカラ波の技術として軍事利用され、頭文字を取って『ハープ』と呼ばれる。これは、原燃の科学・技術的変更も、まったく意味を成さない、超遠距離からの、生命を含む全ての破壊技術。

◎スペースシャトルが墜落したとき、アメリカの軍事評論家が、これをソ連がハープ兵器により、スペースシャトルの特定部品を狙ったと発表した。誰も理解できなかった。この兵器による破壊は特定の症状があり、それを知っていたなら信用したであろうが、アメリカはソ連をバカにしていたため無視して、ソ連に10年遅れた。

ソ連の位置から指向性電磁波に乗せて、スペースシャトルの『特定部品の形体』に共鳴する搬送電磁波にスカラ波を乗せる(ラジオ電波に音声に乗せるように)変調をかけ、部品の形に共鳴した電磁波の消耗によりスカラ波が元の電気に戻り、電気スパーク(最高5500℃)で部品を蒸発させて落とした。

これは、すでに人工衛星に搭載され、完全に兵器として地球の生命を含む、あらゆるものを破壊可能となって、原発をこの兵器で核爆弾化させ、加害国に核爆弾を不要にさせた。

★この兵器への科学・技術的対応はどうか？

★評価方式による差異の問題。過去、評価方式の変更で問題をゴマカしたものも多い。各種数値について同様の疑念が決してなくなり、そこから生まれる理論上の結果もまた同じ。

◎いずれも回答には、理論と技術的事実、そして法正義による立証が要求される。

以上

※これをメールで送ろうとしたが、半角カタカナは使えないとのことで修正したが、何度やっても送付できず、問合せ先もいくつか当たったが実質的に存在しないため、FAXに切り替えた。これについて、今後のこともあり、正しい問い合わせ先と回答を提示願いたい。

106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁原子力規制部 審査グループ核燃料施設審査部門 御中

〈六ヶ所再処理施設パブコメ募集〉意見

高放射性廃液の危険性について 審査書案 153～184 頁

「もんじゅ」の廃止が決まり、既定の高速増殖炉を中心とする核燃料サイクル政策が破綻した今、そのサイクルの…環に位置づけられた六ヶ所再処理施設を建設する意味は無い。意味が無いだけでなく、元々再処理にかかる費用は電気料金であり、国民が負担してきたものであり、意味のない施設の建設・維持にこれ以上国民負担を重ねるべきではないし、他方、すでに47トンのプルトニウムを蓄積している日本で、更にプルトニウムを生みだし続けることは、国際的な不正義であり批判をまぬがれない。原子力規制委員会は以上の政策に関わる事にはノータッチとは言え、科学技術的分野プロパーの判断に迷いが生じた場合に、その科学技術分野を囲む全体状況をそれと明示することなく、考慮しないわけにはいなくなる筈だと信じて一言しておく次第である。

核燃料再処理に際して発生する高放射性廃液は危険である。危険であることに争いはない。安全上の第一の対策は固化体化、ガラス固化体化にある。いうまでもなくガラス固化体も危険である。しかし液体よりは間違いなく安全であることにも争いはない。すでに廃止措置に入っている東海再処理施設の高放射性廃液に関して、原子力規制委員会の中では次のような意見が出ている。「更田委員長 …頭の疝さというべきか、東海再処理施設だけは、はっきりいってぬかるみに足を取られている状態、ガラス固化は、これを廃止措置とはいいいながら、いわば本業のガラス固化をやっている状態でなかなか進まない。…田中委員 私も2回ぐらい前の監視チームでかなりきつい言葉きつい調子で彼等にもいい…まだ高レベル廃液が液体のままであるということは、大変リスクが高止まりしているわけですから、それを新規基準を適用しなくても、やっていいということを許しているわけですから。」（「原子力規制委員会第42回会議議事録」令和元年11月13日）。液体のままでは危険なことを前提としつつ、ガラス固化体化が進まない実情について危機意識を持って嘆いている。東海のことではあるが、高放射性廃液の危険とガラス固化のことは六ヶ所も同じである。六ヶ所再処理施設はアクティブ試験の延期を24回も繰返し、いまなお完了したという事実がないまま、その検証もなされていない。試験が終らないのはガラス固化が困難で、技術的に不完全だからである。これは東海からの技術移転によりなされているものであり、東海での問題がそのまま六ヶ所に移転しているといっている。東海再処理施設にかかる原子力規制委員会の、先に紹介した意見は六ヶ所再処理施設にも当てはまるのである。

高放射性廃液は現状において冷却と水素掃気を絶えず続けなければならない存在である。日本原燃の高放射性廃液の重大事故シミュレーションは不徹底であり、規制委員会がそれを了としたことに納得がいかない。日本原燃は冷却が止まれば廃液は「沸騰」しはじめ、やがて水分が無くなり、(放射性物質や硝酸塩などの)溶質が「乾燥・固化」するとしているが、「乾燥・固化」の先については触れていない。ここで留まるならば、「沸騰」の過程で放射性エアロゾルが発生し、放射性物質が環境に漏れ出てくるというだけに留まってしまふ。このこと自体大きな危険を孕むが、問題は高放射性廃液が危険だという争いのない一点は、廃液に含まれていた大量の放射性物質が一気に環境に放出されたならばということを含意している。そして放射性物質が大量に放出されるには、何らかの原因が爆発事象を惹起し、「乾燥・固化」物全体が施設外に放出されるということに他ならない。原燃も規制委員会も「高放射性廃液が危険」という以上は、「乾燥・固化」物が環境に放出されるものとしてシミュレーションを描き、事故評価を行わなければならない。それを行っていない審査書案は肝心要を欠落させているといわねばならない。

「沸騰」に至らないように、あるいは「沸騰」が継続して「乾燥・固化」に至らないように、建屋内部ループ通水、直接通水、コイル等通水などの代替安全冷却系を用意して安全対策をはかる旨、日本原燃は主張しているが、それらが突破されて、「乾燥・固化」に至った場合の事故評価を併せてしなければ、「高放射性廃液の危険」の事故評価としては完結しない。「乾燥・固化」までに至らない上記の対策が突破される事態は、予測できないことも含めて様々に考えられ得るし、「乾燥・固化」物が環境に飛び出し放射性物質として拡散してしまった後での、影響緩和策としての放水砲など漫画でしかない。(終わり)

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

P12・2行目~4行目, 10行目~14行目, 19行目~28行目

<内容>

(別紙)

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

[内容]

(No. 8)

(1) トリウム・海洋投棄と再処理

再処理手続きの変更により、放射性物質、管理目標値を
既許可より、低い値になっているか、 Σ では科学的知見では
なく、何故低い値が必要になったのかを調べてみた。
トリウム海洋投棄はアフリカと大塚の肉腫とされている。更田
委員長は「私産は前から(安全を考慮)した上で、奔流し海に放
流する(かなり)と主張している(2017.10)。前・田中委員長も同
様で、その上でトリウム全量放出に何の肉腫もないと言っていた
いる。肉腫を認めらば、要賢の課題は、現在の日本の原子力
政策そのものが、使用済燃料の再処理を前提としているか否か
か、再処理が止まれば全てが止まる。大塚所を継続させたため
には、どうしてもアフリカの海洋投棄を定現せざるを得ない。
もと回復しつつある福島農水産、彼等の意向を無視してでも
実行するのでしたら、トリウム放流において、原子力等現行法
で、濃度1当たり60000ベクレル、(大塚所は現行の~~対象~~
外になっており、そのまま放流できるとしている。一体この不合理
性をどのように捉えよとかが出まるとか。

(2) 規制委員会の原子力に対する限界

高レベル放射性廃液の蒸発、乾固に対する5年冷却を15年後
による再処理に關し、これが極めて効果的、最適であるとは思えない。
(中肉貯蔵施設の長期間を言う更田委員長の考えの方が理解しやすい)
5年冷却15年後の提案に対し、疑問が生ずる。審査会合の場で
規制委員会が、日本原協の申請内容の不備に対し、改善の対策
提案を示したことである。規制委員会の、目的、位置付けから免脱

する二つにならぬのか。原燃の規制委員会への対応力（組織的体質、科学的知見、取組む姿勢、態度）は、審査書案やり直しは何回行なわれたのか、その二つが6年間の長期に亘る理由ともなっている。原燃例の対応が問題の本質を理解できておらず、自身の表現に力いていないと、規制委員会の発言である。どのような対策を提出するかについて、その「効果」がどのようにあり得るのかを要求して、その対策を取らなかった場合の「影響」をトクして記述しよう。

新潟県、柏島、刈羽原発 6・7号基の審査において、規制委員会は、事業者、東京電力の「適格性」について審査した。結果合格書を出してはいたが、「発電に技術的能力がない」とは言えない」と結論付けた。「技術的能力がある」とはいつたのは何故か。原燃に対し、この「適格性」の審査は違ふべきでなければ結論は別にして。

原燃が規制委員会への原燃への合格通知書、規制委員会内部での不合格が外に出たら合格になってはいた。

(様式2)

原子力規制委員会 宛 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
	再処理について。
<内容>	脱炭素政策に転換してほしいです。 24年間やって出来なかったこと、特別措置がないと言われてはこれを経けよと反対です。経営の負担は同じです。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会 宛て

住所

氏名

連絡先 電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業における再処理の事業所の変更許可申請書に関する審査書
(案)

意見/理由

<該当箇所> 審査書全般について

<内容> 六ヶ所核燃サイクル再処理工場が、稼働すると年間8トンのプロトニウムが分離されるが、それを利用するための高速増殖炉原型炉「もんじゅ」は2016年に廃炉が決定しており、現在プルサーマルにおいてMOX燃料を利用し稼働している原子力発電所は4基だが、そのプロトニウムの年間消費量は約2トンのためこのままだと年間約6トンのプロトニウムが余剰生産されてしまう。プルサーマルは安全性に問題があり、地元の同意が必要なため、今後プルサーマルの原子力発電所が増える見込みがなく、余剰プロトニウムの消費の使い道がありません。

日本は現在約46トンのプロトニウムを保有しており、その量は約6000発の核兵器へ転用可能なため世界各国からプロトニウムの利用目的の説明責任を負っている。再処理工場を稼働させず、現在稼働しているプルサーマル可能な原子力発電所で約23年かけて約46トンのプロトニウムを消費すべきだと思う。

また、海外に委託した使用済み核燃料処理から生み出される高レベル放射性廃棄物は、六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃棄物貯蔵施設に保管されているが、貯蔵量が限界近くに達しており、そこに新たに六ヶ所核燃サイクル再処理工場から発生した高レベル放射性廃棄物を貯蔵するための猶予はないと思う。さらに高レベル放射性廃棄物の最終処分場や方法がまだ決定していないのに再処理工場稼働は理に反する行為だと思う。

最後に2011年3月11日に発生した東日本大震災により東京電力福島第1原子力発電所事故が起き、原子力発電安全神話は崩壊した。その後、全国の原子力発電所の停止が相次ぎ2013年9月15日から2015年8月12日まで原子力発電所の稼働が1年11カ月ゼロとなり原子力発電が無くても日本の電気エネルギーは賄えることが証明された。それなのに2015年8月12日に川内原子力発電所1号機の再稼働から始まり現在5原発9基の原子力発電所が稼働し、使用済み核燃料という核のゴミがまた作られることになった。日本は、福島原発事故を教訓として原子力政策廃止へと方向転換し、風力発電、太陽光発電、水力発電等自然エネルギーによる発電へと切り変えていくべきであると思う。

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

2020年6月12日

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目の「承認
審査書(案)」に「核燃料サイクル政策自体が破たんしている中で、
この以上国策をムダにするのは、核のゴミの行方不明」

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

0612F005

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」
に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
＜該当箇所＞ 1頁 28行目～ 2. 判断基準及び審査方針	
＜内容＞ もんじゅの廃炉で可燃料サイクルは破綻している。また、経済性においても破綻し電気代として国民に多大の負担を強いることになる。さらに、通常運転で大量の放射性物質を海や大気に放出し、その量は通常の原発で放出される量をはるかに上回る。万一重大事故が発生した場合、国土の大半が避難地域となってしまう。これらのことから稼働の「科学的、技術的」論議をする以前に、直ちに廃止のための技術的議論を始めるべきである。	

＜記入方法について＞

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

(原子力規制庁 原子力規制本部 審査グループ 核燃料サイクル審査部)

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 別紙

別紙

意見

1 IV-1 (p 137以降) に関し特に p 162 冷却停止と蒸発乾固について
 高レベル廃棄物が危険な液体のまま保管されていることに恐れおののいています。
 夜体のままでは、冷却不能となれば沸騰、水素爆発、硝酸塩爆発、を始め放射能の放出に
 至る危険はたくさんあります。我が国は地震大国で火山も多く落雷や竜巻等自然災害が多
 く電源喪失による冷却不能に陥る危険は多々あります。
 これらの危険に対する対策や沸騰後の蒸発乾固に至らぬようにするための対策は審査し
 たようですが、どうしてその後起きると思われる事象(溶融、放射性物質の蒸発飛散等)
 の評価、対策がないのか、こうなったら対策もないんですか。
 福島事故では5重の壁で安全と言われていたのが安全ではなかったことから考えられ
 ることは起こると考えて対策をとるのではなかったのですか。蒸発乾固後の審査を求めま
 す。

2 審査書案概要 p 6 管理目標値について
 使用済み燃料の冷却期間を4年から15年にすることで⁵Kr、⁹⁰Hの放射能量は約半分
 にしたとしてもその量は膨大で到底容認できる量ではありません。トリチウムからでる放
 射線のエネルギー値は小さく外部被曝は仮に影響が小さくてもこれだけの量を放出すれば
 影響は小さいはずはありません。また、体内への取り込みが起きれば有機トリチウムと
 なり、DNAに取り込まれたらどうなりますか。人体のみならず他の生物も生体実験する
 ことになりませんか。シリプトンは化合物をつくらないから体内に入ってもすぐ出てくる
 こととしてこれだけの量を出したら外部被曝も無視できないはずで、仮定に仮定をかさ
 ねて1年で0.014mSvなど倍じられません。せめて、原発と同じ放出基準(管理目標値)とす
 ることを求めます。

3 UPZ(緊急時防護措置準備区域)を5Kmとしたことについて
 このことは審査書案にはみあたりませんがそのように規制委員会で決定したと聞
 いてますので、このことについて意見をのべさせていただきます。
 現在この工場に保管されている高レベル放射性廃棄物にはセシウム137の比較で福島事
 故で大気中に放出された放射性物質の35倍に相当する520ペタベクレルの放射性物質
 が危険な液体のまま保管されています。本格操業したなら、もっと多くなることも予想さ
 られます。日本は自然災害が多い国です。地震、火山の爆発、落雷について審査もしたよ
 うですが国内での最大値にもならない甘い値としか思えません。地震の700ガルなど国内
 のどこでもおこります。中越沖地震では柏崎刈羽原発で2000ガル、岩手宮城内陸地
 震では4000ガルでています。再処理工場でも落雷による停電もアクティブ試験中にお
 きます。火山灰が55cmまで大丈夫など信じられません。
 自然災害等で電源が失われ、事故が起きたら保管されている放射性物質の量からみて5K
 mですむとは到底考えられません。福島第一の4号機の燃料プールが干上がってメルトダ
 ムンしたら250Km離れた首都圏も危ない、3000万人の避難が必要との試算が当時
 の原子力委員長からだされたと聞いています。放射能量からして4号機プールと同レ
 ベルの3000トンの燃料もどうなるんですか。福一4号機の10倍以上の放射能が危険にな
 りませんか。600Km離れた首都圏ですみますか。1976年旧西ドイツは再処理工場のシ
 ミレーションをしました。ご存じのことと思います。UPZ 5Kmなどあり得ません。
 日本もシミュレーションをして、国民に本当のことを知らせてください。

他にもこんなことでいいのかなと思うことはたくさんありますが提出期限もありますの
 でここまでとしますが全面的に審査のやり直しを求めます。
 これは規制委員会のしごとではないでしょうが膨大な放射能を垂れ流し、高レベル廃液は
 危険で、そして使い道のないプルトニウムをつくる再処理はするべきではないと考えます。

0612F007

2020年6月12日

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ
核燃料施設審査部門 御中

Fax

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可
申請書に関する審査書(案)に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

Fax

X-IV

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の
変更許可申請に関する審査書(案)

意見/理由

1. <該当箇所> 12頁 及び 13頁 (平常時の公衆被曝関連)

<内容> 本事業所は、平常時に極めて大量の気体状(主に⁸⁵Kr
及び希ガス)及び液体状(主に³H)の放射性物質を周辺環境
に放出することをその特徴とする施設であり、公衆被曝に
ついて厳正な評価が不可欠であることは論を俟たない。
ところが、該当箇所での記述は全く不十分であり、評価方針の
概要と結果(年間50mSvを下回る)のみの記述がなく、厳正に
評価されたかどうかを判断できない。従って、以下の事項を
追加するよう要請する。

- ① 放出核種毎の年間放出量と放出時の単位時間当り最大放出量・平均放出時間
- ② 調査結果に基づく気象、海象の頻度分布
- ③ 気象条件として逆転層気象^(注)の考慮が不可欠であると考へねが、考慮有りならその内容、考慮不要ならその理由。
- ④ 降雨(雪)を考慮した気体状放射性物質による公衆被曝のヒストグラム(被曝量と人数の分布)
- ⑤ 海流を考慮した漁場への影響と食物連鎖による公衆被曝の平均値と最大値

(注) 接地逆転層と上空逆転層がある。「気象指針」では、後者は頻度が小さいことにて無視されており、前者は上下の対流が生じないため、大気安定度が最も高くなるが、その区間"G"は、より不安定な"F"とみなされ、正当な考慮がなされる。接地逆転層の発生は横浜での観測例では年間の約2割の日数に達しており(ブリタニカ国際大百科事典、1973)、日常的に遭遇する気象である。この気象では、大気が静息しているため、比重の大きい霧が地表近くに厚く濃い放射能雲を形成し、その中は、風や対流で速やかに拡散が進む場合と比べて桁は可成り高い被曝を受けることは明かである。接地逆転層を考慮の対象からはずすことは許される。

2. <該当箇所> 11頁 (臨界安全設計関連)

<内容> 該当箇所では、臨界防止等の機能に関する現規制要求は、昭和61年2月20日原子力安全委員会決定の「再処理指針」と同様であるとの点、今回の申請が従前の申請と同様、規制要求に適合していることと確認した旨の記述がある。よって、臨界安全設計の妥当性に関する具体的な検討内容は省かれており、昭和61年当時の

新たに蓄積された知見が、どの程度反映されたか判断が難しい。上記の知見の一つに、溶液燃料貯槽等における地震時のスロッシングによる反応度投入事象が上げられる。

変更許可申請書添付書類六に基づき、本事象に関する検討が不可欠と考えらるる設備と以下に例示するので、検討の有無、あるいは要否について審査書に追加するよう要求する。

① 分離・精製施設等で、未臨界濃度(0.2g/l)以上のプルトニウムを内蔵する機器を収納するセルには「漏れ液受皿」が設置され、この受皿は、最大の漏れを想定して、「液厚を制限する形状寸法管理」がなされる。核的制限値である中性子実効増倍率が0.95においては、液厚が受皿の底面寸法に比べて十分薄い形状であり、受皿の部分的領域で液厚がわずかに増加することによって臨界事故が起り得る危険を状態とする。この部分的液厚増加は、液面がフリーであれば、変位型の弱い地震動によっても起り得るスロッシングにより容易に生じる。

② 脱硝施設で、プルトニウム-ウラン混合溶液と、上方からの電磁波照射により脱硝する「脱硝皿」では、注入溶液の量は「質量管理」であるが、脱硝(硝酸水溶液を濃縮・酸化)過程では「形状寸法管理」つまり液厚制限がなされる。従って、上記①と同様、脱硝過程の最も臨界になり易い濃度等の条件において地震動によるスロッシングが起る危険を想定する必要がありと考へらる。なお、注入溶液の「質量管理」が全濃度・全化学形によってなされるなら、当然、上記の危険はないが、その場合は脱硝過程の「形状寸法管理」の記載は不要かつ有害であり、申請書の書き直しを指示するべきである。

3. <該当箇所> 142頁、153頁(重大事故のうち臨界事故関連)

<内容> 以下の4件について、記載が無いか不十分なので、追加を要求する。

① ^{239}Pu -ウム希薄溶液における正の反応度温度係数の考慮

昭和61年当時と比較して新近の知見として、 ^{239}Pu -ウム溶液の濃度の低い状態等において、反応度の温度係数が正になるなどの報告がある(例えば、T. Yamamoto, Y. Miyoshi, "Mechanisms of positive temperature reactivity coefficients of dilute plutonium solutions," Nuclear Science and Engineering, 142(3), p305-314 (2002))。2の場合、核分裂出力の上昇で温度が上昇すると、益々出力が上昇する正のフィードバックが働き、瞬時的に極めて高い出力となるので、その出力スパイクによる機械的破壊力も大きく、全核分裂数も想定されている 10^{20} の範囲に収まるかどうか不確かさがある。

② 臨界事故時の機械的破壊力の考慮

核分裂出力の急上昇により放射線分解ガスが急激に発生するため、その衝撃圧はより機械的破壊力が発生するこはよく知られている。特に閉鎖した槽類では、槽壁の変形、配管・弁類の破壊、さらには固定吸収体の損傷等をも引起す可能性があり、事故の波及・終束条件や臨界管理条件への影響について詳細な検討の追加が必要である。

③ 従事者の被曝評価

従事者の巡視・点検、弁類の操作等の現場作業状況によっては、臨界事故時に過大な被曝の可能性がある。

④ 希ガス、放射性物質による公衆被曝の評価

1. で述べた逆転層気象を考慮に入れた評価が必要である。

(以上)

0612F008

(様式2)

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

TEL

FAX

メール

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

(該当箇所) 101頁 27行目~29行目

自衛隊機及び米軍機のうちその影響がF16と同程度かそれ以下のものにも適用するものとして、評価結果を確認することを示した。

<内容>

意見

F16戦闘機のみ検証しているが、三沢基地にはすでにF35A戦闘機が12機配置され、最終的には40機配置されるとしている。F16が重量約20トンに対して、F35Aは約30トンである。全体重量が30トンに達した場合、安全審査に用いられた全体破壊の評価基準を超えることになる。

0612F009

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する意見提出です。

大地震に備え、旧450カシ設計基準で建屋は建設されているようですが、ほかには大きな地震は多発しています、非常に古い基準で損壊すると思います。又津波は大地震でなくても、海澄地すべりを起こすと想定以上の大津波が来るとはなりません。日本海溝や千島海溝沿いの地震での大津波は十分想定されます。

又、航空機墜落をめぐってはあまりにも楽観的すぎると思います。近隣に三沢基地や天ヶ森射撃場があり、ひんぱんに戦闘機が飛行している現実の中で、この場所だけ避けて飛行してくれることは考えられません。又、航空機テロの場合は、まずはねらわれるでしょうし、圧力容器も格納容器もない中で、建屋や機器が大きく損壊したら、直ちに放射性物質は放出されるでしょう。こんな中で、ポンプやホースを持ち出して水かけなどできますか？ そして放出を止められますか？ 最悪の事態を想定して下さい。それが不可能なら運転は無理です。

長年を経て機器や部品の劣化もはなはだしく、いろんなメーカーのを使っているので、不具合もそのうちいと思われまう。こういうことには可変エネルギーを持続可能な自然エネルギーに転換する方向へぜひもって行ってもらいたいです。

0612F010

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見／理由

<該当箇所> 頁 行目

IV. 1. 2. 1 臨界事故への対処 (1) 評価手法

<内容>

希ガスとヨウ素を総放出量評価の対象外としているのは、公衆や作業員の被ばく量が過少評価するに比べて、健康被害、被ばく影響が公衆や作業員を主な対象とするため、対象とすべきである。

[理由]

希ガスやヨウ素が短期で減衰していくものであるため、重大事故発生時には膨大な量が放出されるため、その拡散範囲が広ければ公衆への影響、被害は莫大であるため、対象とすべきは当然である。東電福島原発事故被害が公衆に多大に

広の打-はも国ゆらあ、より素の測定もできなかったこと^{ツボ}を^{ツボ}示す
長期的、短期的な影響も評価すべきなのは明らかである。
^はけ^はじ

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 核燃料施設審査部門 宛

198020202

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業
の変更許可申請書に関する審査書」への意見

〒

電話

2020年6月12日

原子力規制委員会 委員長 更田 豊志 殿

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見

5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃の六ヶ所再処理工場の事業変更計画の事故対策等が新規制基準に適合しているとする「審査書案」を了承しました。私は、一納税者としてこの審査書に重大な疑問を抱き、大きな税金のムダ使いである再処理工場建設事業の中止を求めて、意見します。

意見提出箇所：審査書1～2ページ

1. 「安全基準に適合」がすなわち安全の保障になるのですか？

六ヶ所再処理工場は、1973年の着工以来、何度も事故や設計変更を繰り返し、当初予算3兆円が14兆円にまでふくれあがり、27年間も未完成のままです。数々の事故やミスを犯してきた日本原燃株式会社の技術的能力が基準に適合しているとの判断は大いに疑問です。また、同じく税金食いであった高速増殖炉もんじゅの廃炉が決まり、核燃料サイクルそのものが破綻しています。

原子力規制委員会が審査したと言っても、それはあくまで書類上のことです。機械類は、丁寧に使ってしっかりメンテナンスしなければ、思わぬ歯存や不具合が生じるのが常です。家庭の電気器具でさえそうであるのに、再処理工場は、兆危険な使用済み核燃料を保管、再処理する巨大な化学工場です。膨大な量の部品が使用されています。その一つ一つを目視し、叩いて、安全を確認した訳ではないでしょう。

設計が基準に適合しているという岳の審査書は、安全を保障するものではないことに、まず大きな疑問都不安を抱くものです。

意見提出箇所：審査書26～106ページ

2. 地震等の自然災害の想定が甘過ぎます。

昨今の大自然による災害状況は、「これまでにない」規模で発生しています。それが重なった時のことまで想定された審査ではないため、不十分です。

意見提出箇所：審査書296ページ

3. 航空機落下事故、テロリズムへの対処についての対策が十分審査されていません。六ヶ所は三沢基地から近く、航空機事故の確率が高いことが考慮されていないだけでなく、テロリズムの攻撃への対策がほとんど考慮されていないことは、非常に不十分な審査であり、不安を禁じ得ません。

意見提出箇所：審査書全般

4. 原子力発電所より更に多くの放射能が放出されることに問題があります。

六ヶ所再処理工場は、原子力発電所が1年で放出する放射能を1日で放出します。放射能に閾値はありません。ラ・アークやセラフィールド周辺で小児白血病などの健康被害が通常の3倍も発生しています。大気と水中に放出された放射能は生物に蓄積されます。三陸沿岸を南下する暖流への影響が心配されます。

5. 使うあてのないプルトニウムをこれ以上ふやすべきではありません。

日本が保有するプルトニウムの量は、現在国内外で約46トンに上り、核兵器の材料にもなるお売るとに生むの大量保有には国際的に懸念の声が出ています。これ以上ふやすことは、東アジア地域の平和にとって大きな混乱要因になります。再処理工場の稼働はやめるべきです。以上

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話：

FAX：

メールアドレス

担当者

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見/理由

〈内容〉

1 はじめに

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（以下「本審査書」という）は、日本原燃株式会社が原子力規制委員会に提出した「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」の内容が、①重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること、②再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものとされる。

この①及び②の内容は、六カ所村の再処理施設の存続、稼働を前提としているが、「もんじゅ」が廃止になり、核燃料サイクル政策が破綻した今、そもそも再処理施設が必要かどうか、コストの問題も含めて、その必要性が検討されるべきである。

また、再処理施設が、いったん事故を起こすと、原発事故より危険性が高いとも言われており、その点も厳しく審査されるべきである。

2 核燃焼サイクル政策の破綻

本来、再処理施設は核燃料サイクル政策を前提として計画された。しかし、核燃料サイクル政策の中核施設であった高速増殖炉「もんじゅ」が、1兆410億円の資金が投じられた末に、廃炉が決まり、核燃料サイクル政策は破綻した。「もんじゅ」は1992年に試験運転を開始してから、トラブルを繰り返した結果、2017年6月に廃止が決まった。稼働したのは5300時間（221日）、発電したのはわずか883時間（37日）に過ぎない。

本審査書が前提としているMOX燃料によるプルサーマルは、余剰プルトニウムを消費するための核燃焼サイクル政策破綻の弥縫策である。

プルサーマルは、①制御棒やホウ酸の効きが低下する、②燃え方にムラが生じて燃料棒が破損しやすくなる、③出力変化がより急激になる、などの危険性が指摘されており、試用されるMOX燃料はウラン燃料よりコストが大幅にかかることも指摘されている。

3 コストについて

再処理工場などの建設費用は、当初（1985年当時）9600億円であったものが、現在（2020年）では3兆8344億円と4倍近くに膨れ上がっている。中でも再処理工場建設費用は、当初の7000億円から2兆9535億円と4.2倍になっている。

龍谷大学政策学部の大島堅一教授の試算によれば、再処理費用も、再処理拠出金単価は3万2000トン再処理を前提として決められているが、2021年度から新規規制基準適合性審査申請している原発が、2021年度から全機再稼働する、という原発に最も有利な想定でも、処理量は2万8000トンで、4000トン分回収できなくなる。一方、固定費などの費用は、ほとんど減らないので、再処理費用が回収できなくなる。結局、不足分を何らかの形で薄く広く消費者に転嫁する可能性があり、将来の子供達の負担になるとしている。

4 安全性について

六カ所再処理工場には、現在でも高レベル廃棄物が大量に貯蔵されている。稼働すれば、大量の放射性物質を排出する。

高レベル放射性廃液は、全電源喪失で51時間経過すれば、沸騰・爆発すると言われ、大事故の影響は、通常の原因事故より、数倍も激しくなるとも言われている。

外部事象とされる地震の想定は、8840ガルとされ、岩手宮城県境で3000ガルを超える地震が起こっていることからすれば、想定が甘いと言わざるを得ない。

また、火山噴火の想定も設計に用いる最大層厚（降下火砕物）が55cmとされているが、3mmの降灰で停電が発生し、10cmの降灰で道路は通行不能になると言われている。高レベル廃液や使用済燃料プールの冷却が正常にできるとはとても考えられない。

5 結論

六カ所再処理工場は、存続、稼働をするのではなく、廃止に向けた検討と議論こそ必要である。

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書 に関する審査書(案)」に対する意見

住所

氏名

連絡先 電話
FAXなし
X-MAILなし

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に
関する審査書(案)

II 再処理事業を的確に遂行するための技術的能力

意見 1993年に着工されて27年の今も本格稼働できていないのは技術的能力
を有していないという事。税金も使われてきた再処理事業は即刻停止すべき。

理由 国際公約であるアハムを反さないにも反しどれども使えないアハム
固化技術も世界的にみていまだ確立していない。原燃は福島県に携
わった作業員50人中3割が同試験の未経験者というおぼろげ。

高レベル放射性廃液の「蒸発・乾固」という最大想定事故。その際の臨界
事故や水素爆発など甚大な被害を規定していない審査書(案)は
無責任でこれを推進を認めさせた規制側の無責任をも内包し

る。海底に100kmの長さの活断層があり、25年度800トン再処理すれば
1000兆バクテリウムは最大で海に年間9700兆バクテリウム。大気には年間
1000兆バクテリウム。最終処分地もみつからず何の価値もない

再処理をおしすすめは愚かさに気づきもしないのか。
コロナ対策でみせた政権の信じられぬ策(持続給付金)。
市民の信頼のないところ再処理事業も同様になされている。

0612F014

案件名

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書
に関する審査書(案)」に対する意見提出

住所

[Redacted address box]

氏名

[Redacted name box]

連絡先(電話やメールアドレスなど連絡が取れるものをご記入ください)

[Redacted contact information box]

意見内容

原子力規制委員会が、国の核燃料サイクルの重要拠点である
再処理工場に規制適合との判断を示した。とても驚かいた。
3.11後原発の危険性が明らかになり、脱原発にすむべく必要だと
国民は思っている)

国は核燃料サイクルの断念をすべきだ。そして増え
続ける核のごみの最終処分、そしてごみを出さないためにも
脱原発をすみやかに進めるべきだと思します

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
 FAX
 メールアドレス

意見の対象となる案件
 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由 地震と津波
 <該当箇所> 頁 行目
 日本には、全国各所に三つ峠尺帯があり、六ヶ所再
 処理工場 附近にも広がっています。特に、2020年3月
 <内容> 頃から頻発な地震が観測されています。
 北条町に再処理工場を設ける計画は、下すい

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	<p><該当箇所> 頁 行目</p> <p><内容> 再処理工場は、放射能を放出することを確認はつておらず、又、運転の見直しも、安全の点で、再処理の推進が望ましい。</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	<p>・技術的に全く危険な再処理,を認めるわけにはいかない</p> <p>・現金をドブに捨てるようなもの。再処理,は破綻しひび</p>

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX:

20-06-12:09:01PM:

:296561

2 / 3

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

原子力事故の発生に際し、放射性物質の漏れや汚染の拡大を防止し、住民の健康と安全を確保することが最優先課題である。

原子力事故の発生に際し、放射性物質の漏れや汚染の拡大を防止し、住民の健康と安全を確保することが最優先課題である。

原子力事故の発生に際し、放射性物質の漏れや汚染の拡大を防止し、住民の健康と安全を確保することが最優先課題である。

20-06-12:09:01PM

:296561

3 / 3

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)	
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	別紙

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

FAX: 03-5114-2181

印中

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書案

に対してのパブリックコメント

2020年6月12日

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書案(310ページ)、この新型コロナウイルスの最中に、原子力規制委員会が合格し、今回の様なパブリックコメントを集約する事自体の特段の理由が、この審査書案に書かれていません。この新型コロナウイルスなくとも、再処理事業が著しく困難になっている現状の中、この再処理工場自体が正しく不要不急の代物であり、今まででも再処理工場の建設費用は当初 7600 億円だが、たび重なるトラブルや工事の延期、さらに安全対策にかかる費用もあつて、最終的に3兆円近くまで膨らんでいる。運営や廃止にかかる費用も含めた総事業費は 13 兆 9400 億円に上る見通し。今後、関連する施設の建設も考えると膨大な予算が必要になることも課題。すべては私たちの電気料金でまかなわれる。このような皆に関係し、その廃棄物は半永久に未来の子供たちに大きすぎる問題を残すものである。少なくともこの新型コロナウイルスの最中でも今回の様なパブリックコメントを集約する事自体の特段の理由を説明すべきです。

昨日 6 月 11 日、原子力規制庁と資源エネルギー庁との協議の中で、「再処理工場の審査書案を認められた判断に対し、撤回を請願します。」という請願をしました。「再処理工場の性能が新基準にあるかないかなので…」との規制委員会の回答、これは通常原発の審査と同じスタンスで、「決して安全を保証するものではない」事がよく分かった。私たちはあくまで「原子力規制」と名乗っているのだから、何の為に規制しているのかを、今一度考えてほしい。来年でフクシマ事故から 10 年となります。この大きすぎる代償を全かすも殺すも、あなた方は原子力にまつわる全ての安全について把握し、その独立性からあらゆる原子力にまつわる全てにおいて提言する責務があると思います。

20-06-12:09:01PM

:296561

1 / 3

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

前提として、フォルドニウムは必要ありません。

<内容> 1/1 際と利用のためにあり、危険な物質です。

フォルドニウムは必要ありません。原発と再処理事業所はフォルドニウムは利用

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門 御中

File 03-5114-2181

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
について(案件番号198020202)

住所:

電話:

氏名:

・P.4~10「再処理の事業を的確に遂行するための技術的能力」

意見:本審査書(案)は、申請者の技術的能力を適切であると結論づけているが、どの項目についても「～が適切なものであることを確認した」と述べるだけで、その論拠がまったく示されていない。

日本原燃株式会社の再処理工場の20年以上に及ぶ失敗・事故の歴史を見てきた者として、なぜ、このような結論がなされたのか大変疑問である。事故や不具合を起こすたびに同社は「再発防止策」を立てたと各委員会で報告していたが、それが「作文」でしかない事、失敗の原因を真摯に追及する姿勢が欠落している事を、傍聴席で苦々しく見てきた。この数年、私は委員会を傍聴していないが、この間に日本原燃の体質は変わったというのだろうか?原子力規制委員会からも同社はたびたび叱責を受けてきたと思うのだが、何をもって同社の技術的能力が適切であると判断されたのか。具体的に示されなければ、この審査書もまた恣意的な「作文」でしかなく、全く科学的でないと言える。

いやいや日本原燃の技術的能力は適切であって問題ない、と言うのであれば、繰り返されてきた失敗・事故は、再処理工場というプラントがもつ本質的致命的な欠陥を示していると言えるだろう。

・P.11~136「設計基準対象施設」

意見:再処理工場について私が一番問題だと思うのは、事故が無くても日常的に、大量の放射性物質を大気中と海洋に放出している事、それにより周辺住民はもちろん、広い範囲の人たちが被曝するという事である。そのことがどれほど考慮されているのかと思い審査書(案)を見たが、該当箇所がほとんどない。申請書そのものに言及が少ないということなのだろうが、安全性という意味で問題だと思う。

例えば、トリチウムの放出量は、現在問題にされている福島原発事故後の汚染水に比べても桁違いに大きい。

審査書(案)は、公衆が受ける実効線量は「50μSvを下回る」ことを確認した(p.12, p.131)とざらっと書いているが、ここでもその論拠は説明されていない。

ベクレルという実数でなくSv換算の数値で論じられる事にも抵抗を感じるが、本当に50μSvを下回るかどうか、申請者の示した数値と規制当局の検討した数値を具体的に示して説明すべきだと思う。目標値がこうだから、実際はそれより低いから、という話では納得できない。

パブリックコメントは「科学的・技術的な御意見」とを限定するが、審査書そのものが科学的・技術的でないと感じる。

・P.1~310

意見:今回のパブリックコメントに「科学的・技術的なご意見」とを限定をつけるのはおかしい。わざわざ門戸を狭め、意見を言える人間を限定するための措置だと感じる。この審査書は申請書が法律に照らして適切かどうかを判断するだけだから、とおっしゃるのだろうか?規制委員会の役割はそのように限定的なものなのだろうか?再処理工場の認可に際しては「科学的・技術的」だけでなく「倫理的・哲学的・生活者の・・・」等々、幅広い意見を聞き入れて判断するべきである。今後のパブリックコメントの在り方を、再考していただきたい。

(以上)

0612F022

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

多額の税金を投入して、全く役に立たず、むしろ廃炉に決まりました。核燃料サイクルの輸送の大切な一つが欠けたので、サイクルにはなりません。税金はなぜまだ続けているのでしょうか!

日本は、四つの大陸プレートが出会う所、断層はいたるところにあり、地震、津波、火山大国の日本に、元々、原発をつくるべきでは無いのです。超危険な超高濃な原発。そして、何世代にも流れて続くのです。プルトニウムを使うプルサーマル発電なんてものも、高レベル廃棄物もどんどん増やします。

全国、原発から集められた使用済核燃料は、再処理工場をウラニとプルトニウムと高レベル廃棄物(液)に分けられ、この廃液は土壌に垂れ注いで即死。そして、土壌中に223年ほど埋蔵冷却中。これは、六ヶ所再処理工場で事故が起これば、福島事故の比ではありません。最悪なら日本破滅、いや世界破滅になりかねないのです。でも、政府は、また御用学者の喝采、元々、原子力規制委員会の皆様の、何かい、小さく小さく考え、心算はしたくも大丈夫と審査合格が与えられる。原発はコロナとは比較にならない、被害に繋がっているのに……

「国家百年の計」政治に係っている方を、目先の利、私利でしかなく、未来の子孫のことを考えて、よほど、社会を存続、決断していかないと、原発を使っている、未来の子孫を危険に陥れ、高濃な廃炉……をさせる、決断を下さるべきと、主張します。
■ 原発、核燃料、プルトニウムの利用の中止を即求めます。

To 03-5114-2181

1/3

原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 核燃料施設審査部門 御中
 FAX: 03-5114-2181

下記 “六ヶ所再処理工場の新規制基準に関するパブリックコメント”を fax します。
 Web で送ろうとしたのですが、半角カナが入っているという警告が出て、色々トライしたのですがダメでした。
 よろしく願いいたします。
 〒

Tel
 e-mail

>パブコメ 出来るだけ 半角カナ を無くしたのですが、その警告が出ます。

NUMO の web ページのガラス固化体の製造方法を参照して意見を書いています。
 glass は、珪素や硼素が主成分と書かれていますから、硼珪酸 glass ですね。
 glass は、非晶質物質で準安定相です。「安定な状態で閉じ込めておくことができる材料」と web に書かれています。準安定と訂正ください。硼珪酸の network 構造に包摂する元素は放射性物質ですね。放射性物質は壊変して中性子や放射線を出します。それによる glass に損傷が発生します。粉末 X 線回折で珪酸塩を撮ると X 線の照射されたところが損傷を受けて黒くなり、損傷を受けたことが分かります。取り込んだ放射性物質からの中性子線や放射線で Si-O や B-O の結合が切断されて、結晶化が通常の硼珪酸 glass より早く進みます。結晶化が進むと体積が収縮して chanister に力が掛かります。長い年月の間には、chanister に亀裂が入り、水等が影響すると放射性物質漏れが発生します。以上のことから、glass 固化体は安全とはいえません。glass の性質の項に「glass 固化体が全て溶けるまで7万年かかると考えられています。」とありますが、意味が不明です。「溶ける」とはどのような状態ですか。少しずつ「溶ける」のですか。7 万年経ったときにどうなるのですか。glass 固化の電気炉の図にかんして、高 level 放射性廃液つまり液体を高温で溶けている溶融 glass の中に入れるのですか。突沸して廃液が蒸発して危険です。放射性物質と glass を pellet に固めて、投入するのが安全な方法と思いますが、chanister は高さ 1.3m、直径 40cm、重さ 500Kg と相当大きなものですね。この大きさの容器に高温で溶けた glass を注ぎ込むと色々な問題が発生しそうです。steinless が酸化等の損傷を受けませんか。熱による chanister の膨張、glass の固化による収縮、それらの力によって内部には大き

T03-5114-2181
2/3

な歪みや空洞等が発生して、canister の破壊に繋がる恐れがあります。通常、溶融 glass を固化させて板等に整形すると内部に歪みが入って、そのまま放置しておくと、バリバリに割れてしまいます。それを防ぐために annealing します。canister を冷やす工程で annealing をしていないので大きな問題を引き起こします。これらの点から六ヶ所再処理工場は安全とはいえません。工場の廃止を訴えます。

> パブコメ 原文です。

NUMO の web ページのガラス固化体の製造方法を参照して意見を書いています。ガラスは、ケイ素やホウ素が主成分と書かれていますから、ホウケイ酸ガラスですね。ガラスは、非晶質物質で準安定相です。「安定な状態で閉じ込めておくことができる材料」と web に書かれています。準安定と訂正ください！ホウケイ酸のネットワーク構造に包摂する元素は放射性物質ですね。放射性物質は壊変して中性子や放射線を出します。それによるガラスのダメージが発生します。粉末 X 線回折で珪酸塩を撮ると X 線の照射されたところがダメージを受けて黒くなり、ダメージを受けたことがわかります。取り込んだ放射性物質からの中性子線や放射線で Si-O や B-O の結合が切断されて、結晶化が通常のホウケイ酸ガラスより早く進みます。結晶化が進むと体積が収縮してキャニスターに力が掛かります。長い年月の間には、キャニスターに亀裂が入り、水等が影響すると放射性物質漏れが発生します。以上のことから、ガラス固化体は安全とはいえません。ガラスの性質の項に「ガラス固化体が全て溶けるまで7万年かかると考えられています。」とありますが、意味が不明です:「溶ける」とはどのような状態ですか？少しづつ「溶ける」のですか？7万年経ったときにどうなるのですか？ガラス固化の電気炉の図にかんして、高レベル放射性廃液つまり液体を高温で溶けている溶融ガラスの中に入れるのですか？突沸して廃液が蒸発して危険です！放射性物質とガラスをペレットに固めて、投入するのが安全な方法と思いますが？キャニスターは高さ1.3m、直径40cm、重さ500Kgと相当大きなものですね。この大きさの容器に高温で溶けたガラスを注ぎ込むと色々な問題が発生しそうです。ステンレスが酸化等のダメージを受けませんか？熱によるキャニスターの膨張、ガラスの固化による収縮、それらの力によって内部には大きな歪みや空洞等が発生して、キャニスターの破壊に繋がる恐れがあります。通常、溶融ガラスを固化させて板等に整形すると内部に歪みが入って、そのまま放置しておくと、バリバリに割れてしまいます。それを防ぐためにアニールします。キャニスターを冷やす工程でアニールを入れていないので大きな問題を引き起こします。これらの点から六ヶ所再処理工場は安全とはいえません。工場の廃止を訴えます。

以上です。

20/6/12



To 03-5114-2181
3/3

e-Govヘルプ | お問い合わせ

パブリックコメント:意見提出フォーム



注意事項

- 意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- 利用可能な文字一覧に記載のない文字は入力が行えません。

使用可能な文字一覧[PDF:1.8MB]

✓ 入力内容に誤りがあります
 ・提出意見の入力に、半角カナを含めることはできません。

案件番号	198020202
案件名	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更(許可申請書)に関する審査書(案)に対する科学的・技術的意見の募集について
所管府省・部局名等	原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 核燃料施設設置部門 電話(直通):03-5114-2117
意見・情報受付開始日	2020年03月14日
意見・情報受付締切日	2020年06月12日 本日意見提出の締切日です。受付の締切時間にご注意ください。 受付の締切時間については意見公募要領等をご参照ください。

差し支えなければ、意見提出にあたっては、住所、氏名等の情報を入力してください。(任意)

郵便番号 【半角数字】	例) 100-8920
住所 【法人・団体等の場合は、主たる事業所の所在地】	例) 東京都千代田区豊町2-1-2 中央合同庁舎第2号館
氏名 【法人・団体等の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名】	例) 電子太郎
連絡先電話番号 【半角数字】	例) 01-2345-0789
連絡先メールアドレス 【半角英数字】	例) aa@bb.cc.jp
連絡先メールアドレス(機関用)	

提出意見(必須)

ご回答まで7日間かかる場合があります。ご了承ください。意味が不明です。18行までほどの十分な範囲ですが、少しづつ「続ける」のですが、7日間経ったときにどうなるのですか。glass 4 (この電気の風にかんして、高レベル放射線源つまり固体を高温で溶けている溶融glassの中に、入れるのですか、変換して固体が凝縮して液体です。放射性物質とglassをなじいしに固めて、投入するのが安全な方法と聞いています。encliterは高さ1.3m、直径40cm、重さ500kgと相当大きなものです。この大きな容器に高温で溶けたglassを注ぎ込むと熱々な問題が発生しそうです。rainforestが融け等の問題を発生させませんか。熱によるencliterの溶解、glassの固化による収縮、それらの力によって内部には大きな歪みや変形等が発生して、encliterの環境に適合しなくなり、異常、崩壊、崩壊を同時に発生させると同時に歪みが入って、その歪みで崩壊して行く、崩壊、崩壊に崩壊してしまします。それを防ぐためにannealingします。encliterを水や干す工程でannealing、改行も1文字として取り扱われます。 1021文字/2000文字

※意見送信時に「The request URL was rejected. Please consult with your administrator.」というメッセージが表示され、送信できない場合があります。
 この場合、以下の入力内容を見直し頂くようお願いいたします。

原子力規制庁 原子力規制部
 審査グループ 核燃料施設審査部門御中

0612F024

連絡先 電話
 FAX

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請に関する審査書（案）

意見/理由

該当箇所 1から301ページ全般

<内容>

1. 審査の対象となっている日本原燃株式会社再処理事業所については、現時点で、当初の目的を達することが出来ない状況におかれているにもかかわらず、あえて稼働させることは、莫大な経費を無駄にするだけであります。展望のない再処理事業はやめるべきであります。

理由の1. 高速増殖炉もんじゅでプルトニウムの増殖が核燃料サイクル事業の本命だったのだから、もんじゅが廃炉になった時点でこの再処理事業は止めるべきが科学的な判断ではないでしょうか。いままさら再処理工場を稼働させることは、経費の無駄という他ありません。税金無駄遣いと、利用者に電気料として負担を強いるのはやめるべきです。

理由の2. 最も危険なプルトニウム（場合によっては核兵器の原料として使われる危険も含む）が既に約46トンも存在しているということ、その処理の見通しが無い中ではこれ以上増やすべきではありません。プルサーマルで利用するという説明がありますが、東京電力福島第1原発によって、東電の原発10基が廃炉他の原発でも再稼働が困難になっている中では、16から18基のプルサーマル利用は絵に書いたもちにすぎません。

理由の3. たまり続けるプルトニウムに対して、世界では核兵器に使用されるのではないかという懸念が高まっています。憲法九条が存在する日本では、プルトニウムは無用です。

理由の4. 高レベルの最終処分場が決まっていない日本で、これ以上核廃棄物をつくるのは、将来に負の遺産を残すばかりです。再処理事業は勿論のこと、原発からも撤退し、きれいで、安い再生可能エネルギーへ転換すべきです。

2. 規制委員会に対する意見

なぜ、避難計画を審査の対象にしないのでしょうか。原発の安全神話が崩壊し、重大事故を想定した安全基準であるはずで、とすれば当然重大事故後の住民の安全にも責任をもつのが、規制委員会の役目ではないでしょうか。アメリカではちゃんとした避難計画がなければ、合格を出さないことになっているではありませんか。

以上です。

0612F025

FAX 03-5714-2181

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス

意見の対象となる案件
日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由
<該当箇所> 頁 行目 全体。

<内容> 別紙。

<記入方法について>

○上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

○電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

日本原燃の六ヶ所再処理事業所における再処理事業の変更許可申請について、原子力規制委員会は新着順に照らして「適性」だとの審査結果をまとめたが、それに対するパブリックコメントを募集するにあたって「化学的・技術的意見」に限っていることは大いに疑問である。政府は原子力利用計画を打ち出した1960年代初頭から将来における、1980年代の核燃料サイクルの完成を前提に原子力発電所の建設を進め、巨額の建設費を投じてきた。それから30年を経た現在未だにその見通しは立っていない。

第一当初の目標であった高速増殖炉計画は完全に頓挫し、原型炉の「もんじゅ」は廃炉が決まった。次の高速増殖炉計画はまさしく「夢のまた夢」になってしまっている。再処理の目的である高速増殖炉の見通しが無いのに再処理事態も意味を持たない。原子力規制委員会は何故このことを根本的に問わないのか。第二に再処理自体を自己目的化すれば、仮に安全性と財政的問題を克服できたとして計画通り再処理工場が完成して操業を始めたとすれば、さらに深刻な問題が起こってくる。それは原子力規制委員会の委員は皆よく認識している余剰プルトニウムがさらに多くなり、日本は国際的な批判に晒されることになる。政府、電力会社は通常の軽水炉で燃すプルスーマルで処理するとしているが、とんでもない。現在溜まっている47トンのプルトニウムに加えて、年間800トンの使用済み燃料からの再処理からさらに毎年7トンものプルトニウムが加わることになるから万事休すである。

しかしこうした問題は今回のパブコメでは問題にされていない。「科学的・技術的意見」を求めるといっているのであるから何のためのパブコメなのか、単に聞き置くだけのパブコメなのか、「科学的・技術的意見」を含めて使用済み核燃料の再処理に関して広く意見を求め、日本の原子力政策に反映させようとするのか、原子力規制委員会の姿勢が問われていると言える。なぜなら再処理工場は日本の原子力政策の要に位置しているからである。元内閣府原子力委員会委員長代理の鈴木達次郎は、再処理からの撤退を表明していたが、問題の本質と先行きの見通しを認識していたからである。

未完の六ヶ所再処理工場は資金ばかり食う化け物でもある。3点だけ問題点を上げておこう。第一は安全性の問題である。もし計画通り完成しても再処理工場からは膨大な高レベル放射能が生じ、その持っていくべき行き場がないということ。地震大国日本にオンカロは出来ないし処理処分は出来ない。さらに日常的に放出される放射性物質、とくに今東電福島第一原発の汚染処理水が問題になっているが、その総量の10倍以上が毎年海中に放出されることになる。第二は建設運転コストである。当初の建設費7600億円は2.9兆円に事業費全体では13兆~14兆円にも達すると見積もられている。もし事故でも起これば正しく損害額は天文学的数字になるであろう。日本は死滅するかもしれない。第三に見込みのない再処理工場の稼働を前提にして、全国各地の原発の再稼働が進められていることである。これは原子力発電所サイト周辺住民を欺瞞することである。すでに各原発は使用済み核燃料プールがほぼ満杯近くになっており、原発の再稼働をしても糞詰まりを起こしてしまうことが目に見えている。再稼働を進めるためにはどうしても再処理することが前提となるが、再処理は実際は出来ないことを明らかにするべきである。

2020年6月11日

宛先	原子力規制庁 御中	03-5114-2181
	審査グループ 様	合計 3 枚 (本状含)

「日本原燃株式会社再処理事業所」
 別の再処理事業の変更許可
 申請書に同様の審査書(案)
 に付す意見書

〒
 TEL & FAX
 担当

1. 「地震について」 配

2019年2月26日、政府の地表調査研究推進本部は、青森県
 東方沖から、房総沖にかけての日本海溝沿いで、今後30年
 以内は地震が発生する確率を公表。青森県東方沖及び
 岩手県北部で、M7.9は5~30%、M7.0~7.5は90%以上の
 確率で発生すると予測し、平田直孝局長は「津波十
 強」揺れに備える必要」と警告を述べている。

又、東洋太の渡辺満久氏は「下北半島にそって24kmの
 長大な断層が走り、核燃料池に上陸し、大々所村を縦走
 している」と、総長100kmに及ぶ。この断層が動けば、M8
 を 넘는巨大地震が発生する」といわれている。

大々所再処理工場が、この大地震に襲われれば、
 多くの配管が同時に破壊されて、冷却不能になり
 大惨事と引き起こされる。

「敷地に及ぼす影響は十分に小さい」という原燃の
 評価をうかがい、再評価すべきと考へる。

2020年6月11日

宛先	原子力規制庁 御中	03-5114-2181
	審査グループ 様	合計 枚 (本状含)

「日本原燃株式会社再処理事業所」
 向けの再処理事業の変更許可
 申請書に関する審査書(案)
 に対する意見書

〒
TEL & FAX

担当

2. 「津波」について

上記の海底地すべりについては、徳山ほか(2001)に
 基づき、敷地周辺海域には、海底地すべり地形は
 認められず、とありましたが、2020.3.16のNHKスペシャル
 によると、「3.11の巨大津波のナゾ」は海底地すべりにあり、
 全国各地に4400ヶ所もあり、地震のゆれが小さく
 ても、油断できない」と指摘されたこと
 及び、周辺にはほかにも、なぜか結論づけられなかった
 2001年とは、異なる理由のことが再評価が
 必要と見られる。
 又、2009~2010にかけて、東北の真観巨大津波を
 バックアップさせると、多くの学者の声に対して、
 当時の保安院は、国々、電力、自治体の事情に合わせて、
 先送りし、バックアップは遅かされた。
 その結果、311の大惨事招いた事、強く教訓
 として、同じ誤りを犯かさないで頂きたい。

2020年6月11日

宛先	原子力規制庁 御中	03-5114-2181
	審査フォーム	合計 枚(本状含)

「日本原燃株式会社再処理事業所」
 再処理事業の変更許可
 申請書に国の審査書(案)
 に付する意見書

〒
TEL & FAX

担当

3 「火山の噴火」について 配

地震大国、火山大国の日本に於ては、それぞれを個別に
 評価するのでは無く、同時発生を想定すべきではない
 でしょうか。専門家には、地下のマグマの状況から、両者は
 密接な関係にあり、過去の大きな地震と噴火に
 相関関係がある、と指摘されるようです。

P84. 火山帯来の影響評価

「北八甲田山の噴火規模から、敷地における降下
 火砕物の最大層厚を55cmと設定」について
 専門家へ 先日は「55cmはとて低い数字
 で人肉は生きていける」と絶句された。

火山の評価が甘すぎる、と思はれる。再評価を!

P88. 降下火砕物の堆積による荷重

雨や雪と混じる = 火砕物は粘性により荷重が増える。
 構造物への影響については、肉翳、摩耗、腐食は約10
 100% 完全に防ぐことができないのか

P89. 降下火砕物の侵入・除去について

フィルムの交換・清掃・中央制御室の屋根・火砕物の除去
 をできる十分な人材を確保できないのでは無いか。

P90. 7日以後は どうするの。

原子力規制委員会 様

原子力、原発からの勇気ある撤退を。

3月25日 次世代型原子炉新規制基準に
適合の記事を名古屋に滞在中に目にしました。

ので、3月30日 名古屋の熱田神宮荒魂さまに
「福島での事故があったのに、人類がこのまま
原発を続けて 良いのでしょうか」とお尋ねすると、

その日の30日、31日と茨城、千葉で地震があり、

その後も全国で24回続発しています。

4月22日から5月19日まで 岐阜と長野の県境で

①以上の郡発地震が134回も。

「太陽は天に一つ。地上に危険な太陽は

止めよ」と言われてまじうで、

新型コロナウイルス、コロナは太陽、太陽神が
世界を一斉停止させたのか？

2018.6.27 電力会社株主総会で原発を

維持とされた時も、それより5千年前の大鐘乳洞

の大地に、①②③の池のある自然を「神体と

する神社で尋ねると、大阪と北海道の地震が

ありました。ご一考を。

信じる信じないは皆様次第。ただあつたこと

だけはお伝えします。

かしこ

この手紙を書き終え封をする寸前

5月29日 19:05 岐阜高山市で④の地震が
ありました。高山の大鐘乳洞で2年前
お尋ねした場所です。

この出来事に、びっくりです。

自然界からのメッセージに、耳を傾けて
頂けましたら幸いです。

令和 2 年 6 月 3 日

原子力規制委員会 御中

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に
関する審査書（案）に対する意見について(提出)

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

※ 当時部外秘で現在の取扱いも不明なため匿名とさせていただきます。

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見/理由

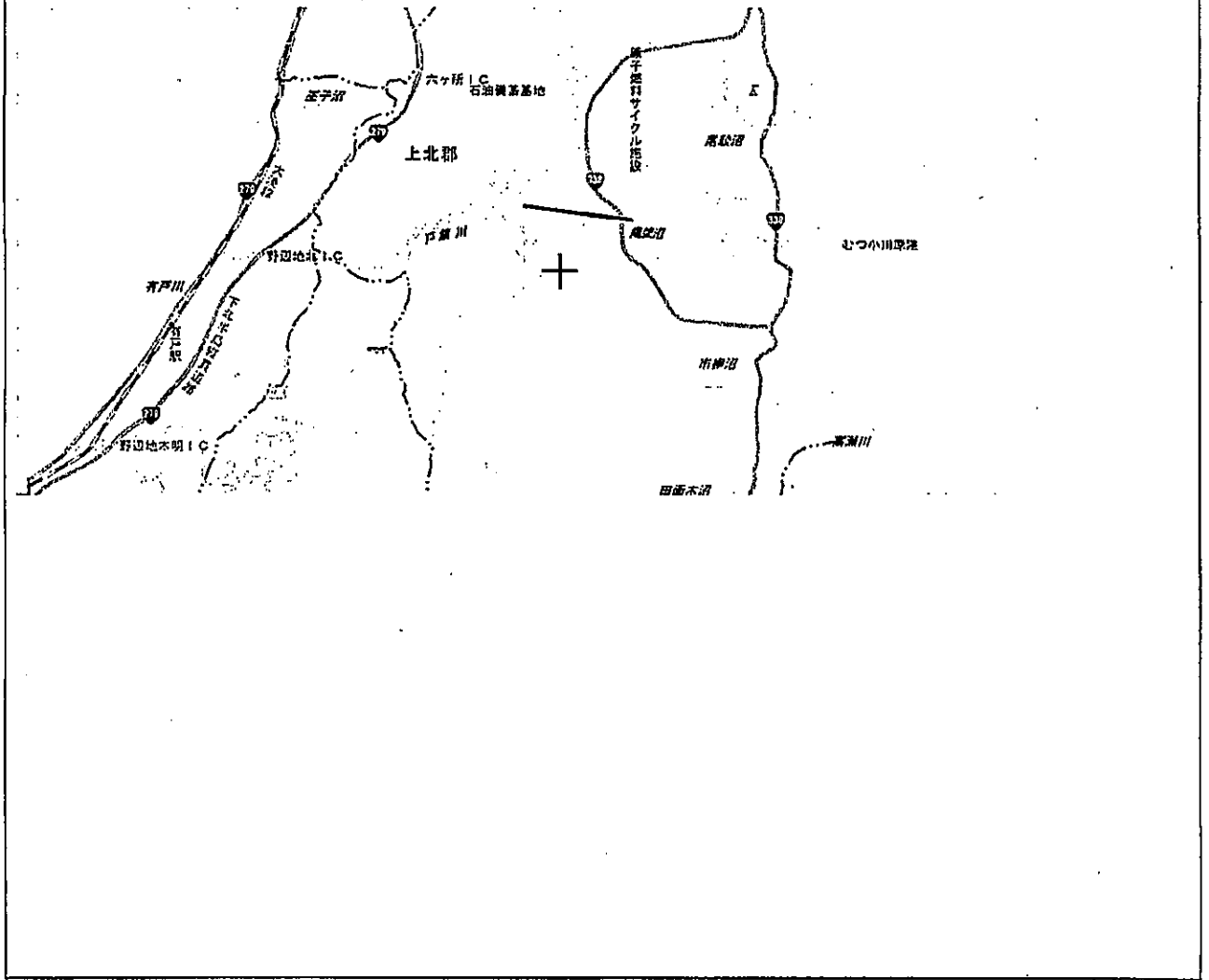
<該当箇所> 30 頁 下から 8 行目 「（1）震源として考慮する活断層」

<内容>

「青森県六ヶ所村の鷹架沼の活断層について」

- 1 昭和 50 年代末、青森県むつ小川原開発室とある人との話し合いで鷹架沼の活断層が「東北の活断層」に載らないことになりました。この件は当時の知事、副知事、室長以下担当総括主幹までは知しています。
- 2 青森県議会で開発区域内の活断層の質問に対しては、活断層の「ある、なし」については言明しない答弁となっております。活断層の有無の確定は陸域であれば表土を剥ぎ調べることもできますが、沼の水域部分についての調査は当時としては難しかったと思います。
- 3 その後、日本原燃が起震車を使い村内の調査を実施し結果が公表されましたが、鷹架沼等湖沼部分は白紙であったと思います。日本原燃の調査で鷹架沼を含む湖沼に考慮すべき活断層があったか確認していただければ幸いです。

4 私が記憶している活断層の位置



2020年 6月 4日

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ
核燃料施設審査部門 御中

書類送付のご案内

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記、ご査収の程、宜しく願い申し上げます。

記

1. 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）に対する科学的・技術的意見

以上

本紙含め 全2枚

**「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」
に対する意見**

私たちは、**「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」**を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。

2011年3月11日、私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

そのような中、日本原燃株式会社再処理事業所（以下、「再処理事業所」という。）における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）（以下、「審査書案」という。）は、①原子炉等規制法第44条の2第1項第2号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を的確に遂行するに足る技術的能力があること）、②同項第4号の規定（再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること）で規定されたことに対し適合しているかどうかを審査した結果として2020年5月14日に公表されました。

再処理事業は、1989年3月30日に事業申請され1993年4月28日より着工されましたが、様々な要因により長期間に渡り完成時期が延期されています。また、建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止（廃炉）が決定されています。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、広く論議の場を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-8 外部からの衝撃による損傷の防止」（26～106ページ）では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（296ページ）では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。

以上

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話 FAX メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	<p>1. 核燃料サイクル政策はもんじゅの事故と 燃料で破綻している</p> <p>2. 再処理工場は2008年のガラス固化機失敗 以後長期にわたり停止し設計・設備等 工場全体に及ぼす技術劣化が深刻化 下運転せられたら大事故を恐ろしくおそれ 3. 再処理工場の年間9700兆ベクレルの放射能 が放出され大気や海を汚染する。 4. 日本原燃は2008年から全く動いてい ないのに原子力規制委員会から提出された再処理 事業収入で可能な状況であるにもかかわらず 格差に備えた基金を食いついている状態</p>
<該当箇所>	全頁 行目
<内容>	

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

5. 再処理工場とMOX燃料加工の費用から製造するMOX燃料は1トンあたり約30億円の高価と研究開発燃料の30倍の費用とが経済的に成立しない。

6. 世界が脱原発に向かう方向なのに、又使用済み燃料といっくら貯蔵できるMOX燃料を後世のためにツケを回す事である

7. 今地震が続いており、地震や火災により複数の設備が同時に壊れる場合の対応も十分に行われていない。

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可 申請書
に関する審査書（案）」に対する意見書

去る5月13日、原子力規制委員会は、日本原燃㈱の「再処理事業所における再処理事業の変更許可申請書」に対し、「適合」の判断をしました。しかし、規制委は津波や地震への備えが国の基準に沿っているかどうかは判断しますが、核燃サイクルの合理性を判断する場でもないし、安全のお墨付ということでもありません。

六ヶ所村の再処理工場とは、原発の使用済み核燃料からプルトニウム、ウランを取り出し、MOX燃料として繰り返し使う国の核燃料サイクル政策の中核施設ということですが、このサイクルは既に破綻しています。

以下、審査書（案）への反対意見を記述します。

●**大地震について** 審査書（案）では、大地震を基準値700ガルの1.2倍として820ガルを想定していますが、岩手・宮城県境では3000ガルを超える地震が起こっています。ことは生存に関わる問題なので、甘い判断と言わざるを得ません。

●**火山・カルデラ噴火について** 審査書（案）では「火山灰が55cm堆積しても建屋や屋外設備は耐えうる設計」となっていますが、通常、降灰3mmで停電が起こり、10mmで道路は通行不能、目、鼻、のど、器官などに異常が出ると言います。火山灰堆積55cmの状態、高レベル廃液や使用済み核燃料プールは正常な冷却が不可能に近いのではないのでしょうか。このような悪環境で、操作する人間も生存できないのではないのでしょうか。

●**戦争・テロ・ウイルス等** 2017年、北朝鮮ミサイル「Jアラート」の記憶は生々しい。この先、戦争がまったく起こらないという保証はありません。そ

の場合、再処理工場も原発もまったく無防備と言ってよいです。また、ウイルス感染やヒューマンエラー等、想定外の出来事が大きな事故に結びつくということもあり得ます。これらに触れていないのは問題です。

●再処理する前に使用済み核燃料は満杯状態 六ヶ所村の再処理工場のプールは、各原発から運び込まれた使用済み核燃料でほぼ満杯状態であり、2016年末から受け入れをやめていると言います。

●再処理で発生する高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の処分先は未定 再処理したとしても、また核のごみが生じます。核のごみは地下深くに埋めて最終処分する計画です。何十年も前から全国の自治体に話を持ちかけてきましたが、すべて断られてきました。六ヶ所村が高レベル放射性廃棄物の最終処分地にされることについては、村民挙げて反対されてきました。

●再処理工場で取り出したプルトニウムは そのプルトニウムは別の工場でウランと混ぜてMOX燃料（混合酸化物）に加工されますが、コストの高いMOX燃料の需要そのものがない状態です。電力業界は、通常原発でMOX燃料を使うプルサーマル発電の導入を全国16～18基で目指したものの、4基が輸入燃料を使って導入し、その消費量もわずかだと言います。政府は再処理工場を、核燃料を繰り返し再利用できるかのように宣伝していますが、需要がない以上、使用済み核燃料を再処理する必要がなくなっています。

●建設費等経済性不採算について 1985年当初の建設予定価格は、約7000億円でしたが、2020年現在において約2兆9,535億円と4倍に膨れ上がっています。建設費一つを取り上げても、採算度外視のようです。

●不採算でも再処理工場を目指す訳は それは再処理工場で造られるプルトニウムそのものが目的ではないかと指摘されています。すでに有力な政治家は「自衛のために核は持てる」と明言しています。唯一の被爆国である日本は、現憲

法において核を持つことは認められていないはずですが。このように、アジアや世界の平和を脅かす核を造れるプルトニウムは所持すべきではありません。

●六ヶ所村の今後 上記を踏まえ、今後の六ヶ所村を含む下北半島のありようは、このように環境に大きな負荷を与え、不採算でもあり不透明な再処理工場等に依拠すべきではありません。下北半島の広大な豊かな原野をもとに、風力や太陽光を生かした持続可能な自然エネルギーなどを研究・開発し、国内のみならず世界に発信し、貢献することが求められていくことでしょう。

(埼玉県一住民)

2020年6月8日

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書 に関する審査書(案) に対する意見

破綻している核燃料サイクルに、今のコロナ禍の最中になぜ規制基準適合の
GOサインを出さねばならないのか。安倍政権の火事場泥棒的政策強行のひと
みであると強く抗議します。

- 福島第一原発核燃料爆発事故の反省が全くない。
- 2兆2000億円以上の建設費を投じたが、トラブル続きトラブル隠し続きと
稼働できずかからず。2003年には29カ所もの不正溶接箇所が発覚した。
- 2006年にもつはならなかったアクティヴ試験を強行したかトラブル続き。ガラス固化
施設もトラブル続きとガラス固化体ひとつ出来ていない。が、工場全体が
放射能汚染してしまった。
- 日本原燃は、2008年から稼働してはいないにもかかわらず、毎年2500億円以上
の収入がある。
- 使用済み燃料が再処理できずとも、直接処分より、MOX燃料の方が9倍も高く、資源
の有効利用には全くならず、経済的にも破綻している。
- 核燃料サイクルという利権を手離したくない原子力マフィアのたぐいのもの。
- 核爆発しても、100万分の1ぐらいの微粒子を吸いこんだだけと肺ガンと誘発する
超危険な猛毒物質であるプルトニウムを使うプルーサーは危険すぎる。
- プルーサーは資源的に意味がなく、経済的にマイナスで、安全性の面でも危険すぎる。
- 核燃料サイクルをあきらめないのは、原爆材料とあるプルトニウムを取り出すこと
あり、核兵器保有のためとしか考えられたい。
48トン以上の余剰プルトニウムを保有している日本は、潜在的な核兵器保有国
として世界から疑惑をもたれたい。
- 核保有国の疑念をもたれ、ICJが制裁対象国にたかりかねない。

- 工場維持、安全性を維持できる技術者がいなくなる。
- 稼働させれば常に大量の放射能を放出することになり、青森、北海道の農業・漁業に多大な悪影響を及ぼす。
- 一年間に800トンの使用済核燃料の再処理は約30基の原子力発電所が一年間に生み出す量に相当する。再処理工場から放出される放射能は圧倒的に多く、大気中と海に大量に放出される。広範囲の住民への放射能汚染が深刻化する。
- もんじゅがオシロイになり、核燃サイクルは全く見通しなく、再処理工場は汚染を広げるだけあり、MOX燃料加工工場と共に放射能廃棄物が増え続けるだけ。
- 各地の原発のリスクは危険度が増し、発生した使用済MOX燃料の行き場がなくなる。フルタイム放射能汚染列島が深刻化するだけ。
- 六ヶ所再処理工場周辺の活動を予想される段階の問題があり、地震、火山、津波の危険、三沢基地が近くにある。航空機の落下事故の危険が常にある。
核爆発事故が起これば、福島事故の比喩はたいい。

経済的にも何のメリットもなく、危険きまりまくる。ヒロシマ、ナガサキ、フクシマを経験した日本が、核兵器保有はありえず、再処理工場は決して稼働してはならないのです。

そのためには、これ以上の核のゴミを増やさないよう、稼働中の原発は即停止し、全ての原発を廃炉に決めてから、それらの最も安全な処分を考えていくべきです。六ヶ所を動かそうなんて脅威の塊ではありません。

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話
FAX
メールアドレス なし

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

① p 12 2行目～4行目

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物環境への放出に係る放出管理目標値については、変更後の使用済燃料の冷却期間に基づき、既許可申請書よりも低い値で設定しようとしている。

意見

再処理まで4年間としていた冷却期間を15年間と延長したことで液体トリチウムとクリプトンが半減したような錯覚をしているようだが、総放出量は変わらない。

六ヶ所再処理工場でアクティブ試験を行った(2006年～2008年)際は、たった1ヶ月で日本中の原発が1年間で出した最大値を上回ったことがあったという。

5月13日の記者会見ではトリチウムは海に流しても問題ないと委員長が言い出したという。5月15日、衆議院経済産業委員会の質疑で六ヶ所再処理工場からのトリチウム年間推定海洋放出量は1京8000兆ベクレルで、30年かけて放出という計画の福島総量(860兆ベクレル)の20倍に当たると答えた更田委員長の考えがおかしい。経産省の資源エネルギー庁、村瀬電力ガス部長か更田委員長のどちらかが間違っている。

六ヶ所=1京8000兆ベクレル。福島は30年間で860兆ベクレル(1年では28.6兆)1万8千兆÷28.6兆=639倍となる。海洋放出をしてはならない。

使用済み核燃料は現在稼働中の原発からも年々増え続けていくのだから。以上

2020. 6. 10

106-8450

港区六本木 1-9-9

六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」に対する意見

Tel.

FAX

Mail.

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

意見/理由

<該当箇所> 132頁 6行目

<内容>

高速増殖炉もんじゅは廃炉となり 核燃料サイクルは破綻しています。 核ごみを再処理する目的はありません。ガラス固化体に使用する オーバーパックの金属も長期に安全に保管できるものではありません。 再処理事業の再開は（P.132 6行目） 後始末のごみを増やすだけです。 フィルターにつくヨウ素 129 の半減期は 1570 万年ととほうもないものです。再処理の核ごみは直接埋設ですから この事業はすぐに止めてください。これ以上人間の手に負えないごみを増やさないように 一刻も早く原発を止め 今ある原発からのごみと再処理事業からのごみをどう処理するのか 対処すべきだと思います。

以上

(様式2)

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先 電話

FAX なし

メールアドレス なし

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/私は、福島県の住民として、福島第一原子力発電所のたまり続ける地下水(ALPS処理水、以下処理水と表記)の排出に疑問を持っており、海洋や大気への排出は絶対行うべきではないと考えています。今回、六ヶ所村での再処理事業の審査書について知り、福島県のレベルどころではない高レベルの(トリチウムも含む)放射性物質を海洋放出してはいけないと思ひ、意見を述べさせていただきます。知識もあまりない一市民ですが、福島県で起きた事故を忘れたことはありません。資料を拝見させていただき、青森県や周辺地域の方々が負うリスクがあまりに大きいと感じました。核燃料再処理工程には、環境への影響が大きいこと、そして地震・火山国である日本において危険性が常につきまとうこと、以上のことから再処理も含め原子力発電を0から見直して、エネルギー変換を行うべきだと考えます。

< 該当箇所 > ①原子力規制委員会 資料1-2 審査書案の概要 p6

②基準地震動・活断層 27~46 ページ

< 内容 > 理由: ①福島原発処理水中のトリチウム総量は約860兆ベクレルです。しかし、六ヶ所再処理工場から海洋放出される汚染水中のトリチウム年放出管理目標値は冷却期間4年で 1.8×10^{15} 、15年で 9.7×10^{16} ベクレルとなっています。これは、福島県の20~10倍を1年間に放出するということになり、これを「容認」して、反面、福島では「慎重に検討中」ではだれも納得いきません。私達福島在住の人間としても、青森県やその周辺の方々に申し訳ないです。納得いかないことを、容認はできません。

②海洋プレート内地震の「短周期レベル」は、地震調査委員会の経験式ではなく、これまでで最大規模であった2011年4月11日宮城県沖地震における推測値のうちの保守的な値を使うべきです。実際に、このような規模の地震が起こっているわけですから、まず想定の内最大値を考え、その中でばらつきや不確かさを考慮すべきではないでしょうか。また、再処理工場が立地する六ヶ所断層及び大陸棚外縁断層についての知見について、幅広い調査を要求します。今後、南海トラフや首都直下型など大きな地震も想定しなければならない中で、最悪の事態を考え専門家による現地調査などの検討をお願いしたいと考えます。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所	
氏名	
連絡先	電話
	FAX
	メールアドレス
意見の対象となる案件	日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)
意見/理由	
<該当箇所>	頁 行目
<内容>	別紙に記載あり。

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

六ヶ所再処理工場の「審査書案」承認は撤回し 国は核燃料サイクル政策を直ちにやめること。

2020年6月9日

2020年5月13日、原子力規制委員会は、青森県六ヶ所村にある日本原燃の六ヶ所再処理工場が新規規制基準に適合しているとする「審査書案」を了承した。このような決定をおこなったことは極めて遺憾である。

六ヶ所再処理工場は稼働すれば、最大年間800トンの使用済み燃料を処理し、7- 8トンのプルトニウム（約1000発分の核弾頭に相当）を分離、一方で通常運転においても大量の放射性物質を気体や液体として放出する、きわめて問題の多い工場である。

1950年代、原子力時代の幕開けにおいては、再処理工場と高速増殖炉こそが未来のエネルギーだとみられていた。しかし、再処理に存在意義がないことは数十年も前に明らかとなっている。高速増殖炉の開発に失敗し、再処理工場も、ウラン資源が当初想定されていたよりもはるかに豊富にあることが分かったことで、プルトニウムを燃料として期待する必要もなくなったからだ。もはや再処理に経済的な存在意義は存在しない。さらに、再処理技術の拡散は核拡散につながるということがインドの核実験などであきらかとなった。

日本政府は2018年、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定した。主に、プルサーマルによりプルトニウム保有量を削減すること、プルサーマルの実施に必要な量だけ再処理することで、プルトニウム保有量を減少させる方針を示したものである。日本の保有プルトニウムが増加の一途をたどる中で、国内外の疑念の声を受けての対応だった（2018年末時点で46.3トンを国内外に保有）。しかし、その頼みの綱のプルサーマル計画についても、当初2010年に16- 18基で実施するとしていた見込みを大幅に下回っている。東電福島第一原発事故後に再稼働した原発でプルサーマルをおこなっているのは4基のみ、プルトニウム消費量も2トン程度である。一方で、日本原燃が提出した稼働計画によれば、六ヶ所再処理工場の使用済み燃料再処理量は数年後には上限である800トンとなり、その後は、800トンで運転することとしている。

さらに六ヶ所再処理工場は通常運転で、大量の放射性物質を海や大気に放出する。その量は、通常原発で放出される量をはるかに上回る。被ばく線量が年間1ミリシーベルトを大きく下回るというが、例えば希ガスのクリプトン-85は、炉心溶融を起こしたスリーマイル島原発事故での放出量された希ガスの約2倍を1年で放出する。トリチウムについては、54基が稼働していたころの日本の海洋への年間トリチウム放出量の10倍である。仮に重大事故が発生すれば、その放出量は通常原発事故をはるかに上回る恐れもある。

核燃料サイクル政策は、六ヶ所再処理工場の総事業費が13.9兆円、同じ六ヶ所村で建設されているMOX燃料工場分も含めれば16兆円を優に超える。政府はさらに第二再処理工場についても建設することとしており、この分の費用も含めれば、総額では30兆円を超える巨大な計画である。本来、六ヶ所再処理工場の建設・稼働についてはこれを進める前に、多くのステークホルダーを集めた包括的で丁寧な議論がおこなわれてくるべきだった。しかし、この間、国策であるというただ一点で議論が進んできた。そして、この費用は電気料金として電力消費者から徴収され、放出される放射性物質によって周辺住民が被害を被るうえ、戦争被爆国日本が核兵器の原材料となるプルトニウムを利用することで、核拡散リスクを増やすことにもつながる。

原子力規制委員会は、六ヶ所再処理工場の放射線管理目標値を認めるのであれば、少なくとも、放射性物質の海洋・大気放出に関して福島第一原発で実施しているのと同程度の議論を多様なステークホルダーを交えておこなうべきだ。また、稼働計画を承認するのであれば、プルトニウムの分離量に応じた具体的な消費計画を提出させるべきだ。それがないままこの計画を承認するのであれば、政府の定めた方針と齟齬が生じ、国内外からの疑念も払拭できない。

また、国は、もはや核燃料サイクルが破たんしたことを受け入れ撤退するべきである。再処理計画の延命措置は全く不要なコストを国民に負担させるだけでなく、稼働によって必要な放射性物質の放出を招き、さらに分離プルトニウムの消費という課題も招く。いずれにせよ。日本の未来、世界の未来にとって無用の長物であることには違いない。

原子力規制委員会 御中

「日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理事業の変更許可申請書に 関する審査書 (案)」に対する意見

住 所

氏 名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

NO	該当箇所	意見及び理由
1	<p>1 項 本審査書の位置づけ</p>	<p>「意見」 規制委は、原子炉等規制法第 44 号の 2 第 1 項第 1 号の規定（再処理施設が平和目的以外に利用されるおそれがないこと。）同項第 3 号の規定（再処理の事業を適格に遂行するに足る経理的基礎があること）及び同項第 5 号の規定（同法第 44 号第 2 項第 9 号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること）に関する審査結果は別途とりまとめるとしているが、本審査書（案）と同様に審査結果として取りまとめ本審査書（案）に付して併せて、国民の意見を募集すべきである。</p> <p>原子力政策の基本は、国民の理解と協力を得て、進められるべきであり、福島原発事故の教訓と反省の一つでもあり、国民が判断するに必要な情報を国民に公表、説明し、国民の意見を求めるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>① 再処理施設安全性の確保は科学的技術的根拠と施設の安定的操業によって保証されることから安定的操業の根拠となる平和の目的以外には利用しないとす、プルトニウム利用計画と経理的基礎の審査結果は、本審査書（案）と直接関連し、一体的不可分なものである。</p> <p>② プルトニウム利用の国際的ルールとして平和利用と余剰プルトニウムを持たないことが原則であり、現在我が国が保有している約 46 トンのプルトニウムの利用計画を示し、その上で操業計画を示すべきである。</p> <p>一旦施設の操業を開始すれば再処理量にかかわらず、年間 800 トン再処理し、40 年間健全に運転、維持すべき人員を絶えず確保する必要がある、そのための経費は多大であり、すべて国民の負担であることからできるだけ国民負担の軽減を図るための効率的、合理的経済的運轉計画を経理的数値によって示す必要がある。</p> <p>③ 2020 年 5 月 19 日に衆院原子力問題調査特別委で牧原秀樹経済産業省副大臣がプルサーマルの目標 16 基～18 基導入すれば再処理工場稼働時取り出す年間 6.6 トンのプルトニウムを上回り最大 10 トン減らせると説明したが、プルサーマル計画のスケジュール及びプルトニウム利用量の根拠は全く示されず国民は納得できない。</p> <p>2019 年一年間の我が国のプルトニウム利用量は約 1.5 トンでプルサーマル原発 4 基であったことを考えれば今後 30 年処理工場の運轉は必要ない。</p> <p>④ 仮に操業してもプルトニウムが余っているからとして、再処理量を少なくしたりあるいは、再処理せずに再処理機構</p>

	<p>からの委託料が少なくなるのでは、十分な安全対策と社員教育、訓練を維持できず40年間とする操業期間と総費用の根拠も失われる。一方で再処理量にかかわらず、多額の委託料が支払われるのでは国民は納得できず、操業スケジュール、プルトニウム利用計画、総費用を示すべきである。</p> <p>「意見」</p> <p>本件申請と「エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）との整合性について、原子炉等規制法第7条第2項の規定に基づき、経済産業大臣の意見を求めるとしていることから、同意を本意見書（案）に付して、併せて国民の意見を求めるべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>① エネルギー基本計画は、原子炉等規制法44条の2第1項1号の規定（再処理施設の平和利用）同項第3号の規定（経理的基礎）とも直接関連があり、同規定と同様に再処理施設の安全確保に直接的関連のある施設の安定的操業の根拠となるものであり、本審査書（案）と併せて国民の意見を求めるのは当然である。</p> <p>原子力政策の推進には、国民の理解と協力が不可欠なことは、福島原発事故の教訓と反省の一つでもあり、国民が判断するうえで必要な情報を国は積極的に公表、説明すべきである。</p> <p>② 青森県知事が1984年4月20日電気事業連合会から立地協力要請され、1985年4月9日協力要請を受諾すると最終判断し、県議会に報告したのは「原子燃料サイクル事業」の主要施設として、再処理施設、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の3施設である。</p> <p>この基本は、将来の日本のエネルギーは、夢の原子炉である高速増殖炉を頂点として、プルトニウムをサイクル利用することでエネルギー資源の乏しい日本は無尽蔵のエネルギー源を確保できるとされ、青森県はそのような国策に協力することで地域振興も図れんとし、安全確保を大前提として協力することにした。</p> <p>しかし、高速増殖炉計画は中止、原子力の安全神話は福島原発事故等で根拠を失ったにもかかわらず、当初の要請に無かったMOX燃料加工施設や中間貯蔵施設の立地及び海外返還高、低レベル放射性廃棄物一時貯蔵を協力要請され受諾してきました。</p> <p>この間、多くの県民から反対の声が上がったにもかかわらず、県は「国策に協力し、地域振興」との旗を今も振り続け、県民の不安、不信、疑問には耳を傾けようとしらない。</p>
2	<p>1項</p> <p>本審査書の位置づけ</p>

	<p>この国策の中心施設である再処理施設は、県民に説明した高速増殖炉が中止となり、核燃料サイクル政策が破綻した今日、国は青森県との約束を果たしていないことを明言し、再処理施設からも撤退し、当初の原子燃料サイクル事業も中止することを誓言すべきである。</p> <p>エネルギー基本計画において、核燃料サイクル政策の推進を明記しているが、本来核燃料サイクルとは高速増殖炉を前提としたもので、もんじゅの廃炉により、高速増殖炉計画は破綻し、高速炉等の研究開発も不透明である。併せて使用済み MOX 燃料の再処理については、引き続き研究開発に取り組みつつ検討を進めており不確実であり、本再処理施設は必要ない。</p> <p>③ 核燃料サイクル政策の基本的施策として、1997年2月4日の閣議了解として使用済核燃料の管理（同年1月31日の原子力委員は全量再処理を確認）及び高速増殖炉開発、プルトニウム計画の推進ならびにバックエンド対策（高レベル放射性廃棄物の最終処分場の確保）が決定されているが、閣議了解の施策が23年経っても極めて困難であることを説明すべきである。</p> <p>④ 基本計画において使用済み核燃料については、全量再処理の文言は無く、「使用済燃料の処理、処分に關する課題を解決」との文言で、全量再処理ではなく、一部直接処分の選択肢が示されていることは、国が青森県に「全量再処理」とした約束に反している。</p> <p>国は1995年4月26日に青森県に海外返還高レベル放射性廃棄物を搬入する際に、青森県を最終処分地とせず、日本原燃は安全協定で青森県での貯蔵期間は30年から50年間と約束した。国も2000年9月に「一時貯蔵期間は30年から50年」と閣議決定している。</p> <p>更に、国は2008年3月に「平成40年代後半目途に最終処分開始」と閣議決定し、50年の折り返し時期が過ぎたにもかかわらず処分地の候補地すらない。</p> <p>しかし、基本計画には最終処分に向けた青森県との約束を遂行するとの文言や具体的スケジュールの記述が全く見られず、これまでの青森県との約束を果たしていない最中に、今後六ヶ所再処理施設で最終処分地の決まらないう十数年もの管理が必要なガラス固化体を製造し、TRU 廃棄物を発生させ、将来廃止措置となる再処理施設とそれに関連する MOX 燃料加工工場、むつ中間貯蔵施設を操業する必要性、根拠はゼロある。</p> <p>⑤ 国は、青森県に対して「核燃料サイクル政策の推進」「青森県を高レベル放射性廃棄物最終処分地にしない」「高レベル</p>
--	--

放射性廃棄物の一時貯蔵期間は30年から50年」「使用済核燃料は全量再処理し、再処理しなければ、青森県から排出する」等の約束を現時点では果たさず、今後も果たす見込みは全くない。

立地協力要請依頼35年間余、青森県は国策に振り回され、不安と不信と混迷を深めてきた。

このようなか中で、再処理施設を操業することは、国策によって青森県民を更に振り回し、混迷を深めようとするもので決して認められない。

再処理施設は、エネルギー基本計画の前身である原子力長計の時代から国の原子力政策の中心に高速増殖炉と共に核燃サイクル政策として推進されてきたが、完全に破綻したにもかかわらず、推進すればほど矛盾と混迷を深める。再処理施設操業可否を議論するこの時期に核燃サイクル政策とエネルギー基本計画を全面的に見直し、脱原発、核燃サイクルの政策に転換し、青森県民を安心させていたきたい。

⑥ エネルギー基本計画では、エネルギー政策の基本方針を「安全性」「安定供給」「経済効率の向上」「環境への適合」としているが、これらの視点は、再処理施設の安全性確保及び安定的操業の根拠ともなるものである。

国は再処理施設を操業するならば、操業スケジュールとプルトニウム利用計画を示し、プルサーマル計画を推進するケースと再処理せずに直接処分するケースを放射性廃棄物の処分費用も含めて、コスト比較試算を行い、併せて、原子力と再生可能エネルギー等の電源毎のコスト及び環境への影響、次世代への影響等と比較、検討し、国民に示すべきである。

⑦ 再処理施設の目的は、核燃サイクル政策ではなく、いずれ再処理するという名目で六ヶ所再処理施設とむつ市中間貯蔵施設に当面使用済核燃料を集積、保管、貯蔵するためであることは明白で、必要ない施設である。使用済核燃料は再処理せず全て直接処分する方針に速やかに転換すべきである。

今、原子力政策として進めるべきことは、全ての原発を止め、既に有る高レベル放射性廃棄物をはじめ使用済核燃料の直接処分及び今後原子力施設の廃止、解体によって発生する全ての放射性廃棄物の処分方法、処分主体、処分地、法整備をすすめ、これまで先送りしてきた課題を一刻も早く解消し、原子力施設立地地域の住民を安心させていくことにある。

この度の再処理施設操業の可否を左右する本件審査書(案)は安全確保以前に同施設が必要であるか否かをエネルギー

「核燃」
「脱原発」
「エネルギー基本計画」
「安全性」「安定供給」「経済効率の向上」「環境への適合」

3	4 項 II 再処理の事業を適格に遂行するための技術的能力	<p>ギ一基本計画のあり方を含めて国民的に議論できる機会であり、福島原発事故の教訓と反省から、エネルギー基本計画を脱原発、核燃政策を推進する立場から全面的に見直すべきである。</p> <p>「意見」</p> <p>規制委は、技術的能力指針の項目である、組織、技術者の確保、経験、品質保証、活動体制、活動体制、技術者に対する教育、訓練、有資格者等の選任、配置について確認した結果、指針に適合するものと判断したとしているが、それらの具体的根拠は示されず、むしろこれまでの当該事業所における事故、トラブル、品質保証活動等の経緯を考慮すれば、再処理事業を適格に遂行する技術的能力と資格を有していないと判断する。</p> <p>(理由)</p> <p>日本原燃(株)再処理事業所のこれまでの歴史は、事故、トラブルの連続で品質保証活動体制の構築や組織の強化、社員及び技術者の教育、訓練活動を繰り返し行ってもその成果は見られない。</p> <p>① その根本的原因は、放射性物質と核兵器に転用できるブルトニウムを大量に扱う軍事機密事項の多い、我が国初の大規模商業用再処理施設でありながら、事業主体である日本原燃株式会社は、各電力会社及び旧動燃出身の役員、社員、技術者に新規採用した社員、技術者の寄せ集めでその技術も海外及び国内原子力施設の寄せ集めで、その構造的根本的問題が解決されずに同社の組織、品質保証活動、技術者の教育、訓練活動は絵に描いた餅を断言せざるを得ない。</p> <p>② 2001年7月から貯蔵プール等からの出水、漏えいが続出し、施設、設備の総点検及び品質保証体制の点検見直しが行われ、2004年までに国の検討会及び第三者機関の外部監査機関の設置と定期監査の実施。更には青森県知事からも2004年4月28日に要請があり、同年6月10日に日本原燃より報告があり、自社の品質保証体制は完全に構築されたにもかかわらず、それ以降もトラブル、事故は続出した。</p> <p>③ 2006年5月19日から20日にかけて、再処理工場分折建屋において協力会社作業員が体内被曝する事故が発生し、同年6月24日その事故が発生した隣の分断室で再び体内被曝事故のおそれのある事故が発生した。</p> <p>あつてはならないことが度重ったこともあり、青森県議会は、同工場に対する安全確保を求める意見書と決議を可決したことからも、これまでの品質保証活動や教育訓練の成果が全く無いことが改めて証明された。</p> <p>④ そして、2017年10月に再処理工場建屋に800リットルの雨水が流入したトラブルが発生し、その原因となった箇所が14年間にわたって一度も点検していなかったことが発覚した。これをきっかけに安全審査の中断を日本原燃</p>
---	----------------------------------	---

<p>社長自らが申し出、半年間にわたって、60 万以上とされる再処理工場の設備、機械を全て点検し、品質保証活動が全く意味の無いものであったことが改めて証明された。</p> <p>⑤ 2019年8月26日に再処理工場ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋で発生した第1排風機の故障について、2020年2月5日に原子力規制委員会は、保安規定違反としている。</p> <p>仕様の異なる部品を間違えて取り付けた作業は、これまでの度重なる品質保証活動や技術者の教育、訓練活動を行ってまいまだにそのような初歩的なミスが起きていることは、同社の構造的根本的問題を解消できないことを証明し、品質保証活動や技術者の教育、訓練は有名無実化している。</p> <p>更に、技術者の確保と経験については、特にガラス固化作業に関わる社員のうち約3割が未経験者でしかも研修先が、トラブルによりガラス固化作業が中断している東海再処理工場では全く意味が無く、安全に操業できる技術者の確保と経験の根拠はない。</p> <p>しかも、ガラス固化体製造試験を終えた2013年5月以降、実質的に工場は操業されず、この間に採用された社員の現場経験はゼロで、再処理施設を安全定量的に操業できる同社の経験を有するとの根拠はない。</p> <p>⑥ 本理由の根拠となるこれまでの主な事故トラブル・品質保証活動などを以下に述べる。</p> <table border="1"> <tr> <td>1993年</td> <td>4月28日</td> <td>再処理工場着工</td> </tr> <tr> <td>1996年</td> <td>8月～9月</td> <td>設工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス（2000年2月判明）</td> </tr> <tr> <td>1996年</td> <td>9月16日</td> <td>溶接容器データ改ざん公表</td> </tr> <tr> <td>1998年</td> <td>10月4日</td> <td>輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚</td> </tr> <tr> <td>1998年</td> <td>12月21日</td> <td>日本原燃行動憲章策定</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>10月15日</td> <td>サイクル施設の安全点検及び確保対策公表（ICO事故を受けて）</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>2月17日</td> <td>工場内部部品取り付けミスを公表</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>2月25日</td> <td>再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>3月29日</td> <td>内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>7月10日</td> <td>使用済燃料貯蔵プールから漏水（12月28日に正式に公表）</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>10月30日</td> <td>トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて</td> </tr> </table>	1993年	4月28日	再処理工場着工	1996年	8月～9月	設工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス（2000年2月判明）	1996年	9月16日	溶接容器データ改ざん公表	1998年	10月4日	輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚	1998年	12月21日	日本原燃行動憲章策定	1999年	10月15日	サイクル施設の安全点検及び確保対策公表（ICO事故を受けて）	2000年	2月17日	工場内部部品取り付けミスを公表	2000年	2月25日	再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表	2000年	3月29日	内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について	2001年	7月10日	使用済燃料貯蔵プールから漏水（12月28日に正式に公表）	2001年	10月30日	トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて	
1993年	4月28日	再処理工場着工																																
1996年	8月～9月	設工認申請図と製造メーカー製作図との転写ミス（2000年2月判明）																																
1996年	9月16日	溶接容器データ改ざん公表																																
1998年	10月4日	輸送容器データねつ造、改ざん内部告発で発覚																																
1998年	12月21日	日本原燃行動憲章策定																																
1999年	10月15日	サイクル施設の安全点検及び確保対策公表（ICO事故を受けて）																																
2000年	2月17日	工場内部部品取り付けミスを公表																																
2000年	2月25日	再処理工場搬入機器に対する品質保証活動徹底について公表																																
2000年	3月29日	内部部品取り付け漏れに関する品質保証活動の改善について																																
2001年	7月10日	使用済燃料貯蔵プールから漏水（12月28日に正式に公表）																																
2001年	10月30日	トラブルに係る調査、検討結果取り組みについて																																

		東京電力トラブル隠し発覚（内部告発による）
2002年 8月 29日		各施設の出水、漏洩、統出（5月～9月施設、設備総点検）
2003年 2月～4月		再処理施設の品質保証体制・総点検計画書修正版、公表
2003年 12月 10日		同上結果報告書
2004年 2月 13日		三村青森県知事 再処理施設総点検に関し、日本原燃に要請
2004年 4月 28日		同上について知事に報告
2004年 6月 10日		ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱除去解析に誤りが確認
2005年 1月		受け入れ貯蔵建屋バーナブルポイズン取り扱い扱いピットプール水漏洩
2005年 6月 8日		同上再点検結果公表
2005年 8月 19日		再処理事業所設計等に関する点検結果報告
2006年 1月 26日		再処理分析建屋において作業員が内部被ばく
2006年 5月 19,20日		同上建屋で内部被曝のおそれ
2006年 6月 24日		同上に関し青森県議会において意見書及び決議を可決
2006年 7月 20日		再処理施設における教育訓練計画について公表
2006年 10月		日本原子力技術協会が協力会社との連携に関する評価を実施
2007年 9月～12月		ガラス固化処理施設排風機一時停止
2008年 5月 14日		ガラス固化建屋固化セルで高レベル廃液の滴下
2009年 1月 21日		再処理工場建屋に雨水 800 リットル流水。これをきっかけに原因箇所が 14 年間一度も点検されていないことが判明
2017年 9月		原燃社長審査中断を申し出、60 万以上の設備、機器全て点検品質保証活動を見直しする。
2017年 10月		再処理工場排風機停止
2019年 6月及び8月 26日		同上について規制委は保安規定違反と判断
2020年 2月 5日		

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: ☎

Fax

メールアドレス:

意見の対象となる案件

日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見/理由

Ⅲ 設計基準対象施設

Ⅲ-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し

1. 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直しに係る基準への適合
のなかで、p12

「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に係る放出管理目
標値については、既許可申請書よりも低い値で設定している」とあるが

**意見: ●放射性気体廃棄物のクリプトン 85、炭素 14、トリチウム等は核種ごとの
放出制限を行うべき。**

理由: 六ヶ所再処理施設では、1989年3月には除去施設を検討していたにもか
かわらず、7月の申請書の段階でこれらが技術的に困難だとし、一切除去せ
ず環境中に全量垂れ流しにされている。これら核種を低減する技術が導入さ
れず、住民の大量被曝を無視し経済性を優先させている。

**意見: ●放射性液体廃棄物のトリチウムの排出濃度規制が他の原子力関係施設
の2,750倍も不当に許容されている。**

理由: 一般の原子力施設では、液体廃棄物の海洋放出については、放出口での
排水に対して濃度規制が適用されている。しかし、国は1971年の総理府令で
再処理工場での濃度規制を適用除外とし、住民の被曝線量だけで規制する方
式にすり替えて大量の海洋への放射能の垂れ流しを認めた。これによって、

例えば六ヶ所再処理工場のトリチウムの場合、一般の原子力関連施設から排出される規制濃度(3 か月平均濃度)60Bq/cm³のなんと 2,750 倍が許容されている。

一般の原子力施設で行われている放出口での濃度規制と同じように、再処理工場からの場合にも規制を 2,750 倍強化すべきである。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所：

氏名：

連絡先： ☎

Fax

メールアドレス：

意見の対象となる案件

日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見/理由

Ⅲ-6、2、4 外部火災に対する設計方針

(2) 近接の産業施設の火災・爆発

a.、b. p96 では

「石油備蓄基地火災と森林火災の重畳に対して、『外部火災ガイド』を踏まえたものであり、必要な間隔を確保することで、設計基準対象施設の安全機能が損なわれないようにするものであることを確認した」とあるが。

意見：●石油基地の火災の影響を過小評価している

理由：かつて、2003年9月の十勝沖地震のM8.2震度5の苫小牧の石油タンク、ナフサタンクは190基のタンクのうち91基が地震の長期振動のスロッシングによって屋根が破損して発火、2日間も炎上した。

日本原燃の行った火災の想定は、隣接して総容量約570万klの国家石油備蓄基地(11.2万klの原油タンク51基)のうち、たった1基が火災になった時のしかも輻射熱の想定しかされておらず。

例えば、主風向風上にある石油タンク群のうち3基が延焼した場合には、それからの輻射熱と黒煙の熱風によって外気取り入れ孔でのHEPAフィルターの目詰まり等が生じ、敷地内の再処理施設、特に危険物貯蔵施設の融点の低いTBP等の火災に発展する危険性がある。

もともとHEPAフィルターはガラス繊維製のため、約80℃までしか耐熱性がなく、機能不全に陥る。

さらに石油備蓄タンクの火災原因として、近接している米軍の三沢

基地からの戦闘機による模擬爆弾や部品のタンクへの落下等も考えられる。

- ・1991年11月、米軍のF16戦闘機が三沢市沖の海上に2,000ポンド爆弾2個を投機。
- ・1992年4月、米軍のF16戦闘機が小川原湖に燃料補助タンク(1,400ℓ入り)2個を投機。
- ・20019年11月、米軍のF16戦闘機が模擬弾を六ヶ所村の民有地に落下させ、いまだ発見されず！

と、相次ぐ米軍機からの落下事故が近郊で発生している。

実際に石油タンク火災が生じた場合、風下での工場内の施設は輻射熱と黒煙と熱風によって電源設備などが制御不能になり、火災によって引き起こされる機器の機能喪失による大量の放射能漏れが起きる危険性がある。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: ☎

Fax

メールアドレス:

意見の対象となる案件

日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見/理由

Ⅲ-14 敷地境界線、周辺監視区域等の変更 p130で、

「発生事故あたり 5mSv を下回っており、本再処理施設周辺の公衆に放射
線障害を及ぼすものでないことを確認した」とあるが、

意見: ●発生事故あたり 5mSv と決めた科学的な根拠が不明であり、ICRP-
1990年勧告では、一般公衆の被曝限度を 1mSv/年としている。

施設で働く人は、被ばくもやむを得ないということか?

また、再処理工場は半径 5 km以内が原子力防災の対象範囲とされてい
るが、故意に過小評価されている。

理由: 「安全側のものになっている」とか、「リスクが少ない」と判断する科学
的な根拠があいまいで、福島原発事故にてらして無意味である。

日本原燃の資料によると、冷却喪失による蒸発乾固の重大事故例で、「対
策を施さなかった場合の被ばく影響」として、施設から 20 km先でも被ば
く線量を 5mSv と推定している。

しかし、重大事故での被ばくの推定範囲は、最悪の場合、つまり「対策
が機能しなかった場合」を想定すべきで、この例からすれば従来の防災
の対象範囲 5 kmでは、明らかに過小評価である。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: ☎

Fax

メールアドレス:

意見の対象となる案件

日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見/理由

IV-1, 2. 2

冷却機能の喪失による蒸発乾固への対応 p173 で、

「HEPA フィルターを設置して、セル導出前に放射性物質を低減する対策
の有効性を確認した」とあるが、

意見: ●高性能フィルターによる放射性物質の低減効果を過大視している。

理由: もともと HEPA フィルターの除去効率 95% は粒子状物質のみで、ガス
状物質は全く捕捉できない。

しかも、ガラス繊維製のため 80℃ を超えると溶けだして機能しなくなり
フィルターによる低減効果は期待できない。

重大事故時には大量の放射能物質が未処理のまま主排気塔から放出
される危険性が高い。

原子力規制委員会 宛て

(様式2)

「日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所:

氏名:

連絡先: ☎

Fax

メールアドレス:

意見の対象となる案件

日本原燃(株)再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する
審査書(案)

意見/理由

V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの
対応 では「適合するものとして判断した」 p300 とあるが、

意見: ●ミサイル攻撃に対して全くの無防備な施設である。

現在でも六ヶ所再処理施設では、再処理後の高レベル放射性液体廃棄物が約 204 m³、さらに全国原発から集めた放射性使用済み燃料 2,938 トンを集積しており、外敵からの恰好な標的になり、万が一、ミサイルを撃ち込まれたら、内包している放射能の外部への漏えい想定事故をはるかに超えた想像を絶するものとなる。

理由: かつて、「使用済み燃料再処理施設の新規制基準(設計基準)骨子案に対する私の提出した意見、「戦争等、ミサイル攻撃に対する考慮が欠落している」に対して、「ミサイル攻撃などの武力攻撃は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置にかんする法律」で対策をとることになっており、原子炉等規制法では対象としていません。」との回答があったが、行政の縄張り意識での責任放棄ではないか?

数年前に北朝鮮が大陸間弾道弾ミサイルを打ち上げ、青森県の上空を通過して太平洋に落下したケースがあったが、ミサイルの着弾による再処理工場の破損に関しての避難の指示等は皆無であった。

当施設でのミサイル攻撃に対する構造的な対策は、設計の段階から根本的に欠如している。

意見1. ガラス固化技術そのものについて

住所：

名前：

連絡先：

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

（意見1）ガラス固化頓挫・高レベル廃液放置に関わって一番にすべき審査が行われていない。）

p.1の「初めに」で、今回の審査は、「1. 本審査書の位置づけ」で「（1）原子炉等規制法第44条の4第3項の規定により準用する同法第44条の2第1項第2号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。）」とある。しかし、再処理工場が大変危険な高レベル廃液をガラス固化もできずに13年という長期にわたって液体として放置せざるを得なかったこと自体をどう評価したのか、明確な審査結果は見つからなかった。“高レベル廃液のガラス固化”はまさしく再処理の事業の根幹にある工程であり、しかも安全操作のためには裁断されて処理されて出た高レベル廃液を完全に固化できていることそのものが重要な審査項目の一つである。

まず、この重要項目に関係する部分はpp.4~10の「II 再処理の事業を適確に遂行するための技術的能力」のみと思われる。また、この重要項目に関わるとと思われる記述は、p.6の「3. 経験」で、「規制委員会は、緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用の実績があること、また、今後もこれらを適切に継続する方針であることなどから、“申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なもの”であることを確認した。」というまさしく表面的な数行で終わらせている。しかも恐ろしいことと思うが、内容に偽りありとしか思えないものである。例えば、「トラブル対応情報の収集及び活用の実績がある」とあるが、問題は以下に記したように同じトラブルを繰り返しており、とても実績などという言葉が使える状況にはないと、普通なら思うのではないのでしょうか。あらためて、アクティブ試験に入ってから長期にわたってガラス固化ができずに最も危険な高レベル廃液を液体の状態で放置しなければならなかった技術水準を持って、何故“申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なもの”と言えるのか、明確に解答すべきである。

なお、高レベル廃液そのものの危険性に関わっての意見は、意見2と意見3で述べる。

（理由）

(a) 再処理工場の現状を直視すれば「再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力がある」と言えるわけがない。そもそもガラス固化の失敗が、24回もの延期と24年もの遅れの主たる原因だったわけである。この事実を取り上げずに、何を審査したと言えるのであろうか。このガラス固化は再処理の工程の心臓部であり、必至の工程のはずである。つまり、ガラス固化に失敗した時点で再処理を継続してはいけなはずである。高レベル廃液を液体のまま長期にわたって放置するなど絶対あってはならず、それだけで再処理技術無しのレッテルが張られたに等しいことになる。“ガラス固化”が定常的にできることそのものが、再処理工場の重大事故の発生防止に直接つながるのである。現状でも廃液のまま残っている状況で審査合格とするならば、わざわざ重大事故の発生原

因を有する施設の稼働を本規制委員会は認可してしまったと言われても仕方がないことになる。

(b) 念のため本審査書(案)で、“ガラス固化”をキーワードとして検索したところ32件ヒットし、その内訳は“ガラス固化建屋”で29件、“ガラス固化体貯蔵”で2件となっており、残り1件(p.85)も含め、ガラス固化技術のレベルについて直接審査した記述はどこにも見られなかった。要はガラス固化体製造に失敗し、大変危険な高レベル廃液を恐るべきほど長期にわたって放置せざるを得なかった原因の追究、問題点の洗い出し、改善策等、何の記述もなかったということになる。また、頓挫した原因が東海再処理工場と全く同じであり、さらにはこれまでの経過を調べてみれば、以下の(今までの経過)に示した内容も新たな審査項目に含めなければいけないことは明確であろう。

(今までの経過)

(c) “ガラス固化”の失敗には歴史があり、東海再処理工場から端を発している。しかも六ヶ所と全く同じ溶融炉方式なのである。2010年4月20日の川田龍平議員の質問主意書で、「東海TVF一号溶融炉は1994年に運転開始されたものの、7年間に固化体130本を製造しただけであった。それは耐用年数5年ということであったが、運転500日で電極が浸食され、使用不能となり、2002年3月には廃炉となっている。」と紹介されている。その後は溶融炉内における白金族元素の堆積に関する課題に対応すべく改良した溶融炉へ更新し、2004年10月から2005年5月まで60本作成とある。この段階で中断、高レベル廃液(現在340m³あると聞く)が残存し続けたわけである。実は先輩の東海再処理工場でガラス固化体製造失敗の体験を十分にしていたわけである。

(d) そして、六ヶ所における“ガラス固化”の失敗の実際は以下の通りである。

- ・2007年12月：ガラス溶融炉(A系)試験開始の1か月後、イエローフェーズ発生、白金族元素堆積で安定運転が困難、試験中断 (結局東海再処理工場の経験は何も生かされなかった)
- ・2008年07月：試験再開の翌日、流下ガラスによるノズル閉塞
- ・2008年12月：再開後安定運転(22本製造)も、不溶解残渣含む廃液供給後5本で、白金族元素堆積により流下不調発生
- ・2008年12月：攪拌棒の曲がり発生、天井レンガ損傷
- ・2009年1, 2, 10月：高レベル廃液の漏洩

この間、2008年6月に「安全運転方法の検討」の報告をするも、1か月後にはノズル閉塞で中断していたのである。また、2010年11月に「設備・運転方法の改善検討」、「試験計画の見直し」を報告しているが、その検討中に廃液の漏洩が3回発生したことになる。また、この間モックアップ試験(実物大模型による試験)を2年間実施している。

その後、大震災があったが、

- ・2012年1月：B系で接液レンガによるノズル閉塞
- ・2012年6~8月：事前確認試験(B系, A系)
- ・2012年12月~2013年5月：ガラス固化試験(B系, A系)

が行われたとしている。信じられないような内容の事故続きであったが、なぜか試験終了との報告になっている。しかし、問題は高レベル廃液の残存である。もしガラス固化が成功していたのであれば、使用済核燃料を溶かしてしまった以上全ての高レベル廃液をガラス固化することが最優先されるはずである。それがなされず、大変危険な廃液がそのままにされていること自体、ガラス固化がうまくいっていない明確な証拠と思われる。

(e) 東海と六ヶ所の再処理工場の関係は、もっと深い。2004年7月に東海再処理工場について、核燃料サイクル開発機構と研究開発課題評価委員会(廃棄物処理処分課題評価委員会)が取りまとめた「H15(2003)年度研究開発課題評価(中間評価)報告書 評価課題「ガラス固化技術開発施設

における高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術開発」によると、「2. 研究開発目標」で、“今後5年間の計画目標に「白金族元素対策技術の向上，熔融炉解体技術の開発・実証及び固化体製造技術の改良」をあげていることは，妥当かつ重要”とし，その成果を六ヶ所のガラス固化施設（K施設）に技術移転を考えていたようである．ここだけで考えれば，今後5年間で改良するのだから早くて2008年度から六ヶ所の固化施設に技術移転の予定であったと想像する．しかし，実際は，六ヶ所K熔融炉はモックアップ試験も終了しないまま，2002年4月に製作され，同年7月に六ヶ所再処理工場に設置されたという．(d)にあるように六ヶ所のガラス固化試験は2007年に始まっているので，十分な改良を見ないまま製作・設置されたことになる．あげくは，同じ失敗で頓挫している．上記報告書は「中間評価」となっているが，最終報告は見つかっていないので，途中で投げ出された技術ということになるのであろうか．これは六ヶ所K熔融炉認可の際の怪であるが，今回の審査でもガラス固化技術に触れないのであれば，さらに上をいく怪となる。

東北地方の人間として，「再処理反対」と強く主張しなければならなくなる気持ちがよく分かってもらえるのではなからうか．

以上

意見 2. 高レベル廃液の蒸発乾固に関わる審査規則について

住所：

名前：

連絡先：

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）

（意見 2）高レベル廃液の蒸発乾固の扱いにおいて、規則上で意図的な限定化が見られ、審査における内規の見直しが必要である

p.1 のはじめにによれば、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、規則とする）があり、その解釈の内規として「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下、解釈とする）もある。ところが、その解釈の内容を確認してみると、意図的に限定的にしている気がした。以下、高レベル廃液の「蒸発乾固」について調べてみた。

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」で定義された重大事故のうち、廃液の蒸発乾固に関しては、第 1 条の 3 の第 1 項第 2 号に、

第一条の三 法第四十四条の二第一項第二号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件の下において発生する事故であつて、次に掲げるものとする。

二 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固

とされている。これに対し、規則と解釈で「蒸発乾固」の中身を限定的に取り扱うように内規を決めているように見える。

（理由）

(a)規則第 28 条（重大事故等の拡大の防止等）について、

○規則の第 28 条（重大事故等の拡大の防止等）は

第二十八条 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

2 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

である。つまり、規則の第 28 条の中には蒸発乾固などは具体的に挙がっていない。

●解釈の第 28 条では、具体的に扱われ、蒸発乾固は第 1 項第 3 号の②に書かれている。

「② 冷却機能の喪失による蒸発乾固」として、

a) 蒸発乾固の発生を未然に防止できること。

b) 発生を防止するための手段が機能しなかったとしても、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和できること。

と解釈の方で定義をしてしまっていることが分かる。規則の第 28 条（重大事故等の拡大の防止等）

はあくまでも重大事故等の拡大防止全般について3項で書かれているのに対し、解釈では、具体的に扱い、この解釈によって蒸発乾固後のことが意図的に省かれたとみることができよう。これは明らかに規則と解釈との不整合と指摘できる。

(b) 規則の第35条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）について

○規則の第35条（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）の2、4号に、

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

とある。この規則の段階では、蒸発乾固の扱いがそれほど具体的でないように見える。

●解釈の第35条では

2 第1項第2号に規定する「放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備」とは、ルテニウムの気相への大量移行を抑制するためのシヨ糖等の注入設備、希釈材の注入設備等をいう。

また、設備の必要な個数は、当該重大事故等が発生す

4 第1項第4号「放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備」とは、セル換気系統を代替するための設備をいう。

と、限定的かつ具体的に、“ルテニウムの揮発”と“換気系統”で対応できるなどとし、蒸発乾固という現象のみの扱いで済むと言わんばかりの表現となっている。

□こちらにも明らかに規則と解釈との不整合と指摘できる。

(意見3) 高レベル廃液の蒸発乾固生成物の危険性について

住所：

名前：

連絡先：

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

(意見3) 規則がどうであれ、蒸発乾固生成物そのものが危険なのである。

一番怖いのは乾固した後の硝酸塩の結晶である。硝酸塩の結晶が火薬の原料であることは誰でも知っていることである。間違っても有機物など燃焼性のもの(還元剤)と接触したら大変なことになる。再処理の工程を見れば、蒸発乾固が起こってしまえば硝酸塩の単結晶が生成することは十分想定内なのである。当然抽出液は有機溶媒であろう。材料がそろってれば、できるものができてしまうことは当たり前なのである。乾固した後に硝酸塩の結晶ができないという根拠は皆無なのである。故に蒸発乾固後の生成物という大変危険なものへの対応に全く触れないで審査の内規としている「規則の解釈」そのものが不備であることを指摘しなければならない。

少し強調すれば、溶液であれば溶質の間に溶媒分子が入るので、反応の連鎖は抑えられるかもしれないが、結晶化すれば溶質同士が隣り合い、結果一つの回路のように連鎖反応(要するに爆発)が起こりやすくなることは常識のはずである。

審査書(案)を見たところ、不備な「規則の解釈」に則って検討を行っているので、高レベル廃液の沸騰、蒸発乾固までであり、結果として一番危険な蒸発乾固してできた固化物については何も触れられていない。

改めて高レベル廃液の危険性を直視し、きちんと審査することを要求する。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容>

再処理の不合理的と危険

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

富山県
格技会
格技会
格技会

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）に対するパブリックコメント

核燃サイクルの破綻

使用済みの核燃料から、「使い残しのウラン 235 と原子炉内で出来たプルトニウムを取り出し」て再び燃料として使うことを目的とした工場が再処理工場。もんじゅが稼働可能であった時は、ウラン 238 もプルトニウムに変えて、燃料の増殖が出来、エネルギーは無限に取り出せると考え、計画されてきました。もんじゅは冷却材のナトリウムの取り扱いが困難で、結局、社会に役立つことなく廃炉が決まりました。では、今後再処理して取り出したプルトニウムはどのように生かしていこうとするのか。

通常原発のウラン燃料に混ぜてMOX燃料として使うしかない。しかし、これも、確たる核燃サイクルとして成立させるには、その計画は既に破綻していると言わざるを得ません。

1. プルトニウムの保有制限

英仏での再処理済みプルトニウムは 46 トン（原発 6000 発分）。核不拡散の点から、海外から厳しい目が向けられている。2018 年原子力委員会は、保有量の上限を設け、原発で使う分だけの再処理をするとの方針を出した。六ヶ所再処理工場がフル稼働すれば、7 トンのプルトニウムができる。現状では原発で使えるプルトニウムは 2 トン。これでは再処理工場でフル稼働はできない相談になります。

2. 収支の破綻

2016 年に資金の確実な確保を目的として「使用済燃料再処理機構」を立ち上げ、各原発保有の電力会社から、拠出金を、払い切りで集めることとしている。原子力委員会事務局の「核燃料コストの資産」および使用済燃料再処理機構の「再処理等の事業費について」などから、原子力市民委員会が試算したところ、機構は 40 年で費用を回収するとしているが、再処理する使用済み燃料の再処理量で、収支は変動する。計画通りには進まず、収支の破綻が想定されるとしている。

3. 事業の破綻・若しくは流動的

「使用済燃料再処理等実施中期計画」が、「使用済燃料再処理機構」から 2018 年 4 月に出されている。これによると、「再処理を行う使用済燃料の量については、再処理施設の竣工以降の操業計画などが具体化した段階で、利用目的の無いプルトニウムは保持しないという我が国の原則の下、再処理を実施する前に、その計画を策定する。」とある。再処理施設の竣工を 2021 年度上期を目指して工事を進めているともある。処理量は不確定であることが判る。

計画は、たいへん流動的なのであることが解る。

このような根拠の乏しい無責任な計画に対して、規制委員会が「審査書案」を作成し、国民にパブリックコメントを求めるのは、これも無責任なことに思えます。

また、審査書案がこれでいいかどうかを判断する前に、私たちには考えるべきことがあるように思えます。核燃料を取り扱う危険についてです。

核燃料再処理の危険

1. 燃料棒剪断の危険

原発の安全性をアピールするとき、推進の立場からは、「原発は五重の壁で護られています。」とチラシなどに書かれています。再処理工場では、この全ての壁を失います。燃料棒のジルコニウム被膜、セラミックの焼成、最後の最後まで丸裸にされます。そうしないと、燃料棒の中のウラン235・プルトニウムを取り出すことができないからです。また、剪断しただけでは取り出せない。硝酸溶液に溶かして処理します。大変危険な状態になります。事故が起これば、放射能の被害のみならず、化学工場としての危険が発生します。

2. 高レベルな放射能の危険

剪断するために、使用済みの燃料棒内の放射能が解放され、海へ空へと放出される。これへの規制が、原発よりも緩い。また、制限に言及しない（トリチウム）。

3. MOX燃料の危険

原発に装荷した時に、制御が難しい上、再処理が不可能である。どのように保管するのか。

4. ガラス固化は破綻し、また、高レベル廃棄物の保管場所決定については、問題が座礁している状態である。

再処理は、どこを切り取っても推進を阻むことばかりです。

諦めなければ費用が高むばかり、未来の人たちへの大きなお荷物です。

止めてあげてください。

(様式2)

原子力規制委員会 宛て様

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

意見の対象となる案件

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書(案)

意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 別紙

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。
- 電子メールにて提出される際は、本様式に準じてメール本文に記載の上、送付してください。

原子力規制委員会は 六ヶ所再処理工場が 新規制基準に適合しているとして「審査書案」を了承しているが、核燃料サイクル政策は すでに破たんしているわけで、これ以上 国民が 必死の働き、納める税金と国民の生命と危険にさらされることに使うことは 止めなければいけない。

また「審査書案」の了承に強く抗議すると共に、再処理工場の工事再開に反対する。

六ヶ所再処理工場は 24年間もの間、トラブルと設計見直しを繰り返しているが、プルトニウム利用のもんじろの廃止が決定された。もはや工事をやる意味がありません。特に日本が 余ったプルトニウムを持ち続けていることに対しては、世界の国々の先頭に立って 核兵器廃絶を訴えているわけがない立場にあるので、国際的に非難されているのは 承知しておくべき。

また、原発を推進し、六ヶ所再処理工場の建設を続けていることで、膨大な費用を電気料金に上乗せして支払うことに 納得していません。世界の 自然エネルギーの利用を重視しているのに、原発を動かして再処理をすることで 生み出されたばかりの核のゴミ。これを減らしたいといくには 脱原発、核燃料サイクル計画からの撤退に 舵を切る以外には ありません。